

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年5月31日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ^(注1)
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)
(注1)

【代表者の役職氏名】 取締役会長 加茂政司

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557
ロベルトシュトゥンパー通り9A
(9A, Rue Robert Stumper, L-2557 Luxembourg, Grand
Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 一木剛太郎

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディ
ング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 一木剛太郎

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディ
ング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資
信託受益証券に係るファンドの名称】 ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
(NIKKO MONEY MARKET FUND)

- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
- ()USドル・ポートフォリオ
100億アメリカ合衆国ドル(約8,315億円)を上限とする。
 - ()ユーロ・ポートフォリオ
50億ユーロ(約5,879億円)を上限とする。
 - ()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ
50億オーストラリア・ドル(約4,304億円)を上限とする。
 - ()カナダ・ドル・ポートフォリオ
50億カナダ・ドル(約4,283億円)を上限とする。
 - ()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ
50億ニュージーランド・ドル(約3,170億円)を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- (注1) 「S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)」は、平成23年4月1日付で、「トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.)」から変更された新商号である。以下同じ。
- (注2) 以下、本書において、アメリカ合衆国ドルを「米ドル」、アメリカ合衆国セントを「米セント」、オーストラリア・ドルを「豪ドル」、オーストラリア・セントを「豪セント」、カナダ・ドルを「加ドル」、カナダ・セントを「加セント」、ニュージーランド・ドルを「NZドル」、ニュージーランド・セントを「NZセント」ということがある。
- (注3) 米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルおよびNZドルの円貨換算は平成23年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=83.15円、1ユーロ=117.57円、1豪ドル=86.08円、1加ドル=85.66円および1NZドル=63.40円)による。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(NIKKO MONEY MARKET FUND)(以下「トラスト」という。)

「日興外貨MMF」または「外貨建てMMF」と呼称することがある。

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券。

トラストは、サブ・ファンドとしてUSドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオをもつアンブレラ型ファンドである(以下各サブ・ファンドを「ファンド」といい、各ファンドの受益証券を「ファンド証券」という。)

USドル・ポートフォリオを「米ドルMMF」、「ニッコウ米ドルMMF」、「日興米ドルMMF」、ユーロ・ポートフォリオを「ユーロMMF」、「ニッコウユーロMMF」、「日興ユーロMMF」、オーストラリア・ドル・ポートフォリオを「豪ドルMMF」、「ニッコウ豪ドルMMF」、「日興豪ドルMMF」、カナダ・ドル・ポートフォリオを「カナダ・ドルMMF」、「加ドルMMF」、「ニッコウカナダ・ドルMMF」、「日興カナダ・ドルMMF」、「ニッコウ加ドルMMF」、「日興加ドルMMF」、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオを「ニュージーランド・ドルMMF」、「NZドルMMF」、「ニッコウニュージーランド・ドルMMF」、「日興ニュージーランド・ドルMMF」、「ニッコウNZドルMMF」、「日興NZドルMMF」等と呼称することがある。

ファンド証券について、管理会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または登録信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ファンド証券は、追加型である。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

() USドル・ポートフォリオ

100億米ドル(約8,315億円)を上限とする。

() ユーロ・ポートフォリオ

50億ユーロ(約5,879億円)を上限とする。

() オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

50億豪ドル(約4,304億円)を上限とする。

() カナダ・ドル・ポートフォリオ

50億カナダ・ドル(約4,283億円)を上限とする。

() ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

50億ニュージーランド・ドル(約3,170億円)を上限とする。

(注1) 円貨換算は便宜上、平成23年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=83.15円、1ユーロ=117.57円、1豪ドル=86.08円、1加ドル=85.66円および1NZドル=63.40円)による。以下、別段の記載がない限りこれらの金額表示はすべてこれによる。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(4) 【発行(売出)価格】

各申込みが受領された営業日の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格とする。(ただし、通常は1口当たりUSドル・ポートフォリオは1米セント、ユーロ・ポートフォリオは1ユーロ・セント、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは1豪セント、カナダ・ドル・ポートフォリオは1加セント、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは1NZセントである。)

なお、発行価格に関する照会先は、下記(8)申込取扱場所と同じ。

(5) 【申込手数料】

申込手数料はない。

(6) 【申込単位】

1,000口以上1口単位。ただし、有価証券、その他販売会社において取り扱う証券、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち販売会社において米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルまたはNZドルで支払われるものによりファンド証券を取得する場合は、1口以上1口単位。また、販売会社が別の契約書で定める場合は、当該契約書に従うものとする。また、場合により、申込日に、販売会社が定める円金額相当額以上について、販売会社が決定する為替相場に基づいて定める口数以上1口単位とする。ただし、販売会社はこれと異なる申込単位を定めることができる。具体的な申込単位については、(8)に記載される申込取扱場所に照会のこと。

なお、申込取扱場所となる各金融商品取引業者を「販売会社」という。

(7) 【申込期間】

平成23年6月1日(水曜日)から平成24年5月31日(木曜日)まで

(注) 申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所については下記に照会のこと。

S M B C日興証券株式会社^(注)(代行協会員)

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<http://www.smbcnikko.co.jp/>

(注) S M B C日興証券株式会社は、平成23年4月1日付で、「日興コーディアル証券株式会社」から変更された新商号である。以下同じ。

(9) 【払込期日】

申込日の翌営業日

(10) 【払込取扱場所】

上記(8)申込取扱場所に同じ。

投資者は、申込金額を販売会社に支払うものとする。

各申込日の発行価額の総額は、買付注文がなされた営業日の翌営業日に販売会社によって保管受託銀行であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社^(注)のファンド口座にUSドル・ポートフォリオの場合は米ドル、ユーロ・ポートフォリオの場合はユーロ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの場合は豪ドル、カナダ・ドル・ポートフォリオの場合は加ドル、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの場合はNZドルで払い込まれる。

(注) 「S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(SMBC Nikko Bank(Luxembourg)S.A.)」は、平成23年4月1日付で、「ニコウ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エイ(Nikko Bank(Luxembourg)S.A.)」から変更された新商号である。以下同じ。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当なし。

(12) 【その他】

申込証拠金はない。

引受等の概要

- (a) 各販売会社は、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)との間の日本におけるファンド証券の販売および買戻に関する契約に基づきファンド証券の募集を行う。
- (b) 販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社を通じて間接に受けたファンド証券の買付注文、買戻および転換請求を管理会社へ取次ぐ。
- (c) 管理会社はS M B C日興証券株式会社を日本における管理会社の代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および他の販売・買戻取扱会社(以下、販売会社と合わせて「販売取扱会社」という。)に提出または送付する等の業務を行う会社をいう。

申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。投資者はまた販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。申込金額は、円貨で支払う場合は、米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルまたはNZドルと円貨との換算はすべて各申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。申込金額は、販売取扱会社が応じ得る範囲内で米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルまたはNZドルで支払うこともできるが、その場合は販売取扱会社の米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルまたはNZドル預金口座への振込等により行うものとする。ただし、販売取扱会社はこれと異なる申込方法によることができる。具体的な申込方法については、(8)に記載される申込取扱場所に照会のこと。

申込金額は、販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社のファンド口座に、米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルまたはNZドルで払込まれる。

日本以外の地域における発行

本募集に並行して、アメリカ合衆国を除く海外でファンド証券の販売を行うことがある。ただし、管理会社は、EU域内において公衆に対してファンド証券の販売活動を行わない。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

平成23年6月30日まで

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(以下「トラスト」という。)は、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることを目的とする。トラストは、サブ・ファンドとしてUSドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオをもつアンブレラ型ファンドである(以下各サブ・ファンドを「ファンド」といい、各ファンドの受益証券を「ファンド証券」という。)。S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)は、1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セント、ユーロ・ポートフォリオについては1ユーロ・セント、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セント、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに、それぞれ維持するように最善を尽くす。

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

トラストは、ルクセンブルグ籍のオープン・エンド型、共有持分型(契約型)外国投資信託である。

平成23年7月1日以降

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(以下「トラスト」という。)は、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。トラストは、サブ・ファンドとしてUSドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオをもつアンブレラ型ファンドである(以下各サブ・ファンドを「ファンド」といい、各ファンドの受益証券を「ファンド証券」という。)。S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)は、1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セント、ユーロ・ポートフォリオについては1ユーロ・セント、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セント、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに、それぞれ維持するように最善を尽くす。

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

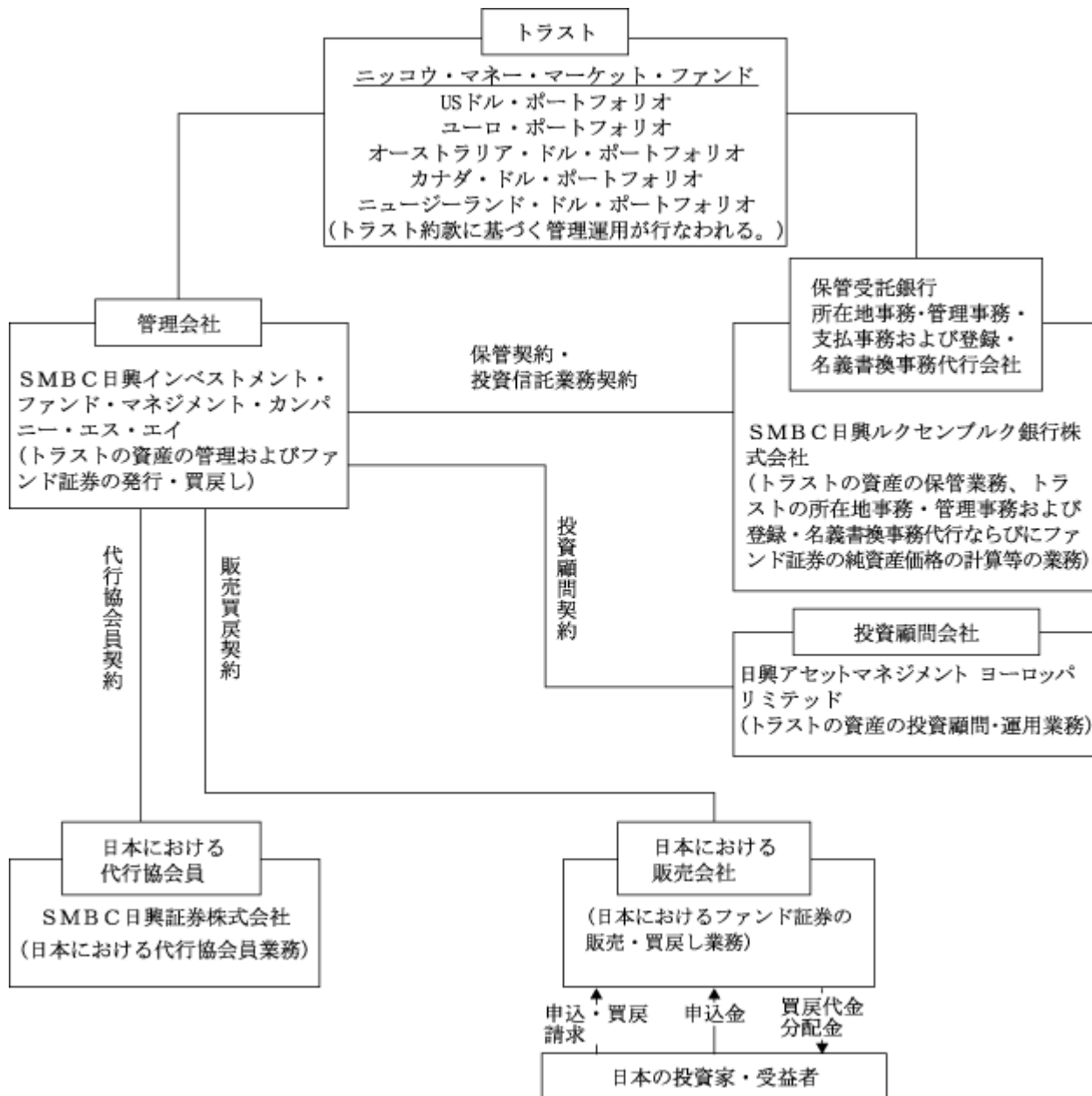
トラストは、ルクセンブルグ籍のオープン・エンド型、共有持分型(契約型)外国投資信託である。

(2) 【ファンドの沿革】

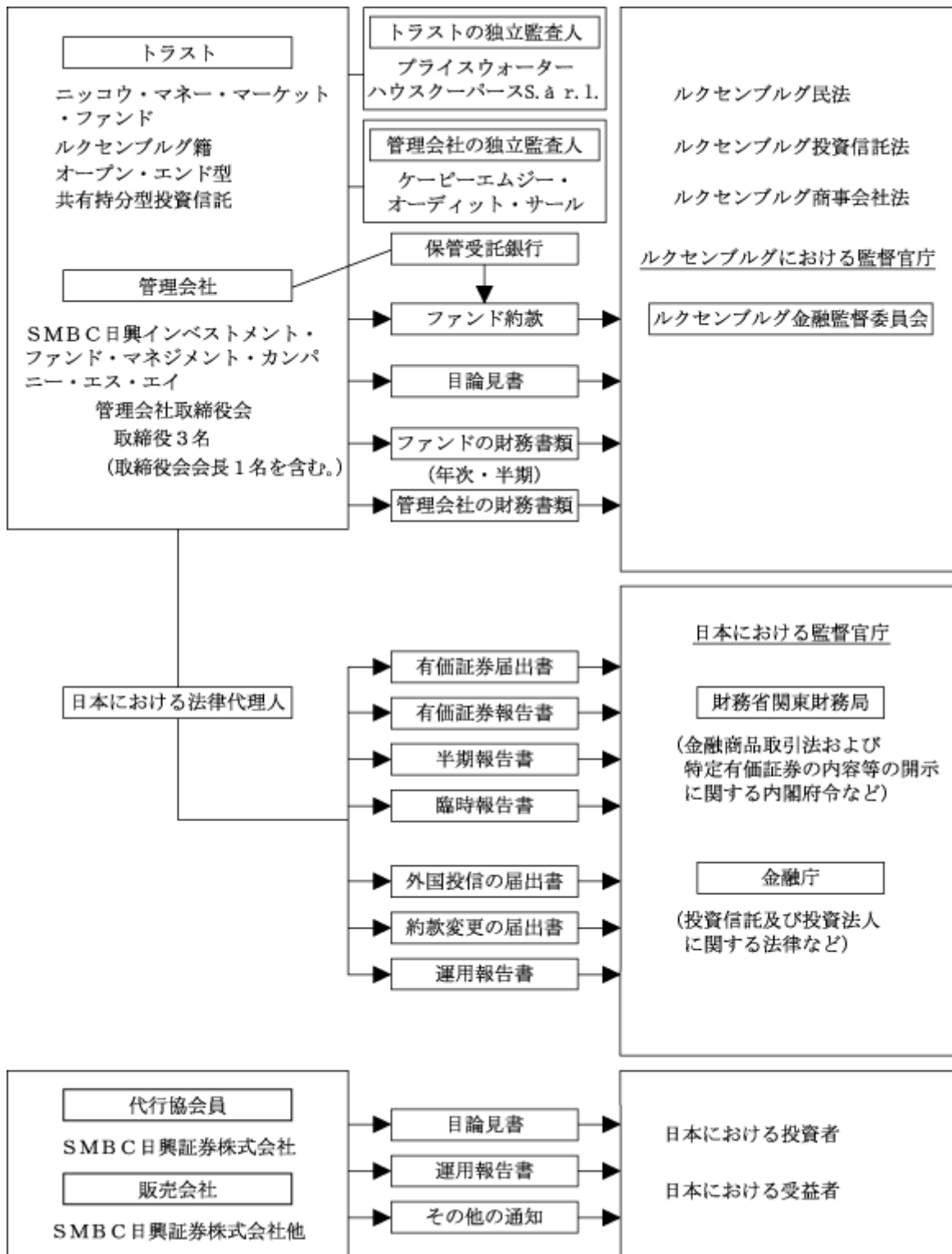
1990年8月9日	ユーロ・インデックス・ファンド・マネジメント・エス・エーの名称で管理会社設立
1990年12月14日	管理会社の定款変更および名称をウェルズ・ファーゴ・フォーリン・ファンズ・マネジメント・エス・エーに変更
1992年1月13日	マネー・マーケット・ファンド(USドル)約款効力発生
1992年1月17日	トラストの運用開始
1992年2月27日	トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(現管理会社)設立
1996年1月1日	トラストの約款変更効力発生
1996年1月1日	管理会社をウェルズ・ファーゴ・フォーリン・ファンズ・マネジメント・エス・エーからトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(1992年2月27日設立)に変更
1996年1月1日	投資顧問会社をウェルズ・ファーゴ・フォーリン・ファンズ・アドバイザーズからニッコウ・キャピタル・マネジメント(UK)リミテッドに変更
1996年5月30日	トラストの約款変更効力発生
1998年7月17日	アンブレラ・ファンドへの組織変更のための約款変更効力発生
1998年8月3日	アンブレラ・ファンドへの組織変更効力発生
1998年10月12日	トラストの約款変更効力発生
1999年6月1日	トラストの約款変更効力発生
2000年11月5日	トラストの約款変更効力発生
2002年6月1日	トラストの約款変更効力発生
2002年6月28日	トラストの約款変更効力発生
2003年8月23日	トラストの約款変更効力発生
2007年2月15日	トラストの約款変更効力発生
2011年4月1日	管理会社名をトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイからS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイに変更
2011年7月1日	トラストの約款変更効力発生

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み～管理・運用関係～



ファンドの仕組み～準拠法・規制法と書類関係～



管理会社とトラストの関係法人との契約関係

トラスト運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
管理会社	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	トラスト改正約款(2003年8月23日効力発生)および約款の変更(2007年2月15日効力発生)等
保管受託銀行、所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社	S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	1998年7月6日付で管理会社と当会社との間で締結された保管契約に基づく、トラストの資産の保管業務。(注1) 1998年7月6日付管理会社と当会社との間で締結された投資信託業務契約(注2)に基づく投資信託業務。
投資顧問会社	日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド (Nikko Asset Management Europe Ltd)	1998年7月6日付管理会社と当会社との間で締結された投資顧問契約(注3)に基づく、トラストに関する投資顧問業務。
日本における代行協会員	S M B C日興証券株式会社	1998年7月6日付で管理会社と当会社との間で締結された代行協会員契約(注4)に基づく、日本における代行協会員業務。
日本における販売会社	「第一部 証券情報、(8) 申込取扱場所」参照のこと。	管理会社と各販売会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約(注5)に基づく、日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務。

(注1) 保管契約とは、トラスト約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等トラストの資産の保管業務等を行うことを約する契約である。

(注2) 投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された所在地事務・管理事務および登録・名義書換事務代行会社が、記録の維持、券面の処分、申込みおよび買戻しの取扱い、純資産価格の計算等を行うことを約する契約である。

(注3) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、トラストの資産の投資、再投資に関して一般的助言を行い、投資方針および投資制限に従ってトラストの資産の日々の運用を行うことを約する契約である。

(注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を販売会社が日本の法令・規則および本書に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概要

管理会社	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)
設立準拠法	ルクセンブルグ1915年商事会社法(改正済)に基づきルクセンブルグにおいて1992年2月27日に設立された。1915年商事会社法(改正済)は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。ルクセンブルグ投信法（以下に定義する）第16章のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有している。
事業の目的	投資信託の管理運営を行うことである。
資本の額	2011年3月末日現在、管理会社の資本は、446,220ユーロ(約5,246万円)で、全額払込済である。1株24.79ユーロ(約2,915円)で記名株式18,000株を発行済である。
沿革	1992年2月27日：設立
大株主の状況	大株主は、ルクセンブルグL-2557、ロベルトシュトゥンパー通り9AのS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)で、発行済株式18,000株全株を所有している。

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

ファンドの名称

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(Nikko Money Market Fund)

ファンドの形態

トラストは、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」という。)の民法および2010年12月17日の投資信託に関する法律(改正済)(以下「ルクセンブルグ投信法」という。)パート の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびトラストの証券所持人(以下「受益者」という。)との間の契約(以下「約款」という。)によって設定されたオープン・エンド型アンブレラ型の共有持分型投資信託である。ファンド証券は、いつでも、管理会社により、純資産価格で発行され、また受益者の要求に応じて買戻される仕組となっている。

トラストは、数種類のクラスの受益証券を発行し、発行手取金は、各クラスのために管理会社の取締役会(以下「取締役会」という。)が決定する投資方針に従い、別々に投資される。

受益者との関係では、トラストの各サブ・ファンドは、独立した主体と見做される。

USドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、アンブレラ・ファンドであるトラストのサブ・ファンドである。

ルクセンブルグ投信法により、ルクセンブルグは、UCITS通達85/611/CEEを改訂した通達2009/65/EC(以下「EC通達」という。)を施行している。ルクセンブルグ投信法は、2010年12月24日付でメモリアルに公告され、2011年1月1日付で発効した。

準拠法

トラストの設立準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、トラストは、ルクセンブルグ投信法、勅令、金融監督委員会(Commission for the Supervision of the Financial Sector)(旧ルクセンブルグ中央銀行、旧ルクセンブルグ金融庁)の通達等の規則に従っている。

(5) 【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

(a) 金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、説明書、年次報告書および半期報告書を金融監督委員会に提出しなければならない。

さらに、第11(6)「財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載するように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、承認された監査人により監査され、金融監督委員会により承認されなければならない。トラストの承認された監査人は、プライスウォーターハウスクーパース エス・イー・アール・エル(PricewaterhouseCoopers S. à r.l.)である。さらに、ファンドは、1997年6月13日付IML通達97/136(CSSF通達08/348により改正済)に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書を提出することを要求されている。

(b) 受益者に対する開示

ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した監査済年次報告書および未監査の半期報告書は、管理会社および保管受託銀行のルクセンブルグの事務所において、受益者はこれを入手することができる。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができる。また、ルクセンブルグの商業および法人登記所において、約款(その変更を含む。)を閲覧することができ、その写しを入手することができる。

受益者に対する通知は、管理会社の決定により、ファンド証券が販売された国の新聞に公告される。

ファンドの販売会社への請求について、管理会社が開示を認めることを条件に、リスク資産の報告を無料で入手できることに受益者は注意されたい。

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

()金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本において1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号(改正済))(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

()投資信託及び投資信託に関する法律上の開示

管理会社は、トラスト受益証券の募集の取り扱い等を行なう場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)に従い、トラストにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また管理会社はファンドの約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに管理会社は、トラストの資産について、トラストの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、遅滞なく金融庁長官に提出しなければならない。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合または他の信託と合併しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のトラストの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびトラストは、金融監督委員会の監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

登録の届出の受理

(a) ルクセンブルグに所在するすべての投資信託(即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合は、金融監督委員会の監督に服し、金融監督委員会に登録しなければならない。

(b) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)で、欧州連合加盟国で設立され、かつ欧州連合理事会の2009年7月13日付通達2009/65/ECの要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、通達2009/65/ECの規定に従って当該UCITSが設立された国の監督官庁によるルクセンブルグの監督官庁への通知により、ルクセンブルグ国内において、その投資信託証券を販売することができる。

トラストは、パート UCIの投資信託として設定されており、トラストの受益証券につき、欧州連合加盟国では公衆に対する販売活動は行われぬ。

(c) 外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいて、またはルクセンブルグから国外の公衆に対して、その投資信託証券を販売するためには、金融監督委員会への事前登録を要する。

当該投資信託が、設立・設定された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令、通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合、またはその監査人が受益者に対する報告義務および金融監督委員会に対する開示義務を怠った場合には、登録が拒絶されまたは取消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役が、金融監督委員会およびルクセンブルグの法律により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合には、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有していない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託についてはルクセンブルグの地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書等は、事前に金融監督委員会に提出されなければならない。金融監督委員会は書類が適用ある法律、勅令、通達に適合すると認めた場合には、申請書に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

財務状況およびその他の情報に関する監査

投資信託の財務状況ならびに投資者および金融監督委員会に提供された情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人は財務状況その他に関する情報が不完全、または不正確であると判断した場合には、その旨を中央銀行に報告する義務を負う。監査人は、金融監督委員会が要求するすべての情報(投資信託の帳簿その他の記録を含む。)を金融監督委員会に提出しなければならない。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

平成23年6月30日まで

USドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1米セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみに投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12か月超60か月以内のもの。ただし、()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、スタンダード・アンド・プアーズ(以下「S&P」という。)の格付でA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ社」という。)の格付でプライム-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものに限られる。ファンドの公社債への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上の格付を有するもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は通常1週間程度の短期間のものである。

ユーロ・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1ユーロ・セントに維持するよう最善を尽くすものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12か月超60か月以内のもの。ただし、()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならない。取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、スタンダード・アンド・プアーズ(以下「S&P」という。)の格付でA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク社(以下「ムーディーズ社」という。)の格付でプライム-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものに限られる。ファンドの公社債への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上の格付を有するもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1豪セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に適切に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12か月超60か月以内のもの。ただし、()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、スタンダード・アンド・プアーズ(以下「S&P」という。)の格付でA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク社(以下「ムーディーズ社」という。)の格付でプライム-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものに限られる。ファンドの公社債への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上の格付を有するもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1加セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12か月超60か月以内のもの。ただし、()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、スタンダード・アンド・プアーズ(以下「S&P」という。)の格付でA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク社(以下「ムーディーズ社」という。)の格付でプライム-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものに限られる。ファンドの公社債への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上の格付を有するもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1NZセントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12か月超60か月以内のもの。ただし、()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、スタンダード・アンド・プアーズ(以下「S&P」という。)の格付でA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク社(以下「ムーディーズ社」という。)の格付でプライム-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものに限られる。ファンドの公社債への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上の格付を有するもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

平成23年7月1日以降

USドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1米セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証書のみ投資する。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間^(注)は、60日間を超えない。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限^(注)は、120日間を超えない。

(注)「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が金融市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間である。実務上は、加重平均残存期間は、変動する金融市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用される。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間(満期)の加重平均である。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用する。元本の償還が延期されれば延期されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用される。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用される。

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ（以下「S&P」という。）のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ社」という。）のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみに投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

ユーロ・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1ユーロ・セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証書のみに投資する。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間^(注)は、60日間を超えない。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限^(注)は、120日間を超えない。

(注)「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が金融市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間である。実務上は、加重平均残存期間は、変動する金融市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用される。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間(満期)の加重平均である。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用する。元本の償還が延期されれば延期されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用される。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用される。

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ（以下「S&P」という。）のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ社」という。）のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみに投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1豪セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に適切に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証書のみ投資する。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間^(注)は、60日間を超えない、ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限^(注)は、120日間を超えない。

(注)「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間である。実務上は、加重平均残存期間は、変動する市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用される。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間(満期)の加重平均である。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用する。元本の償還が延期されれば延期されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用される。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用される。

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ(以下「S&P」という。)のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ社」という。)のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみ投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1加セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証書のみ投資する。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間^(注)は、60日間を超えない。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限^(注)は、120日間を超えない。

(注)「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間である。実務上は、加重平均残存期間は、変動する市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用される。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間(満期)の加重平均である。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用する。元本の償還が延期されれば延期されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用される。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用される。

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ(以下「S&P」という。)のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ社」という。)のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみ投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1NZセントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証書のみ投資する。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間^(注)は、60日間を超えない。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限^(注)は、120日間を超えない。

(注)「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が金融市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間である。実務上は、加重平均残存期間は、変動する金融市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用される。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間（満期）の加重平均である。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用する。元本の償還が延期されれば延期されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用される。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用される。

ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズ（以下「S&P」という。）のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ社」という。）のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみ投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは、高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

(2) 【投資対象】

USドル・ポートフォリオ

ファンドの投資対象は、OECD加盟国政府、これらの国の地方自治体または政府機関が発行または保証する証券、コマーシャル・ペーパー（CP）、銀行引受手形（BA）、譲渡性預金証書（CD）、定期預金証書、買戻し条件付契約(現先契約)等の米ドル建の短期債券および証書である。ファンドはまた、米ドル建でない証券および証書に投資し、通貨スワップによりこれらの投資対象を米ドルに対してヘッジすることができる。

ユーロ・ポートフォリオ

ファンドの投資対象は、OECD加盟国政府、これらの国の地方自治体または政府機関が発行または保証する証券、コマーシャル・ペーパー（CP）、銀行引受手形（BA）、譲渡性預金証書（CD）、定期預金証書、買戻し条件付契約(現先契約)等のユーロ建の短期債券および証書である。ファンドはまた、ユーロ建でない証券および証書に投資し、通貨スワップによりこれらの投資対象をユーロに対してヘッジすることができる。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンドの投資対象は、OECD加盟国政府、これらの国の地方自治体または政府機関が発行または保証する証券、コマーシャル・ペーパー（CP）、銀行引受手形（BA）、譲渡性預金証書（CD）、定期預金証書、買戻し条件付契約（現先契約）等の豪ドル建の短期債券および証書である。ファンドはまた、豪ドル建でない証券および証書に投資し、通貨スワップによりこれらの投資対象を豪ドルに対してヘッジすることができる。

カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンドの投資対象は、OECD加盟国政府、これらの国の地方自治体または政府機関が発行または保証する証券、コマーシャル・ペーパー（CP）、銀行引受手形（BA）、譲渡性預金証書（CD）、定期預金証書、買戻し条件付契約（現先契約）等の加ドル建の短期債券および証書である。ファンドはまた、加ドル建でない証券および証書に投資し、通貨スワップによりこれらの投資対象を加ドルに対してヘッジすることができる。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンドの投資対象は、OECD加盟国政府、これらの国の地方自治体または政府機関が発行または保証する証券、コマーシャル・ペーパー（CP）、銀行引受手形（BA）、譲渡性預金証書（CD）、定期預金証書、買戻し条件付契約（現先契約）等のNZドル建の短期債券および証書である。ファンドはまた、NZドル建でない証券および証書に投資し、通貨スワップによりこれらの投資対象をNZドルに対してヘッジすることができる。

(3) 【運用体制】

管理会社は、約款第6条「投資制限」に規定された制限に従い、受益者のために、有価証券の売買、応募、交換および受領ならびにトラストの資産に直接または間接に付随する一切の権利の行使等、トラストを管理、運用する最大の権限を付与されている。

管理会社の取締役会は、約款第6条「投資制限」に規定された制限内でトラストの投資方針を決定する。

管理会社の取締役会は、投資方針の遂行ならびにトラストの資産の管理および運用を行うために、ジェネラル・マネージャー1名もしくはマネージャー数名および管理業務代行者数名を任命することができる。

管理会社は、本書に記載された投資目的および投資制限に従って、ファンドの資産の投資および再投資について一般的な助言を得るため、またファンドの資産の日々の運用を確実なものとするため、投資顧問会社をファンドの投資運用者および投資顧問として任命している。

具体的な投資運用体制は以下のとおりである。

投資チームの運用体制

10年超にわたってこれらのファンドを運用しているシニア・インベストメント・スタッフとチーフ・ディーラーを中核とするチームによりこれら5本のファンドの運用が行われ、これをさらに3名のインベストメント・スタッフが運用のサポートをしている。運用チームは、4名で構成される投資管理チームにより補佐されている。

意思決定プロセス

意思決定プロセスは、ポートフォリオの構成を決定するにあたって、四つの明確なステージから構成されている。

第一段階として、ポートフォリオ・マネージャーは包括的なマーケット分析を行う。ファンダメンタルの分析により、ポートフォリオ・マネージャーは、異なるマーケットの金利動向の見通しを立てる。その後どの満期のものに投資するかを決定するためにマネー・マーケットのイールド・カーブの形状を分析する。

第二段階として、ポートフォリオ・マネージャーは、決定された満期分析に沿って個々の証券を選択して最終的なポートフォリオ構成を決定する。これはファンドの信用ガイドラインの範囲で、数百の銘柄の徹底的な評価と最も魅力的な利回りを有する銘柄を特定することにより達成される。

第三段階として、チームは、ファンドの目的に従って厳しいリスク管理を適用する。証券の購入にあたっては、2つの主要なリスク、即ち金利リスクおよび信用リスクに常に十分注意する。

最終段階として、すべてのポートフォリオの特性についての定期的なレビューを含むポートフォリオの継続的な監視を行う。

職務および権限

2名のシニア・ポートフォリオ・マネージャーがチーフ・ディーラーとともにファンドの運用について直接責任を負う。彼らは、チーフ・インベストメント・オフィサー(CIO)により監督される。

全4名のチーム構成員は、ポートフォリオに含まれる全ての債券を評価しレビューするために定期的に招集される日興アセットマネジメントグループのグローバル・クレジット・コミッティに所属している。

会議

投資チーム内の公式会議が、ポートフォリオの特性とポジショニングをレビューするため定期的に行われる。すべてのファンドのパフォーマンスのレビューは、毎月別途行われる。両会議とも、CIOが出席する。

（注）上記の運用体制は、平成23年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。

(4) 【分配方針】

管理会社は、各ファンド証券の1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セントに、ユーロ・ポートフォリオについては1ユーロ・セントに、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セントに、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントに、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに維持するために必要な額の分配を日々宣言する予定である。日々の分配金は、米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルまたはNZドルで表示され、1口当たり米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルまたはNZドルの小数点以下第8位まで計算される。分配金は、買付けられる受益証券については、買付代金が保管受託銀行により受領された営業日から、買戻される受益証券については、買戻代金が支払われる営業日の前日まで発生する。

各営業日およびそれに続く非営業日に適用される分配額は、当該営業日のルクセンブルグでの営業開始時に入手することができる。ただし、相当量の買戻請求がなされ、これに応ずるためファンドの組入れ証券を処分しなければならず、そのためファンドの価値がかなりの影響を受ける場合、管理会社は告知された分配額を取消し、当該営業日に決定される純資産価格を基礎に分配額を決定することができる。ただし、当該再評価は分配金が支払われる営業日前になされ告知される。

各ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言された発生済・未払いのすべての分配金は(ルクセンブルグおよび/または受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で自動的に再投資され、追加のファンド証券として発行される。日本の受益者のために、かかる再投資は管理会社と各販売会社との間の契約に基づいて各販売会社が取り扱う。現金による分配金支払いは、ファンド証券の買戻しの場合に発生済・未払いの分配金が買戻代金とともに支払われる以外には行われぬ。

管理会社は、合理的に可能な限り、ファンド証券1口当たり純資産価格を1米セント、1ユーロ・セント、1豪セント、1加セントまたは1NZセントに維持するよう尽力する。

分配の結果、ルクセンブルグ法に規定される最低額のアメリカ合衆国ドル相当額を下回ることとなるような場合分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、当該ファンドに帰属する。(約款第16条)

(5) 【投資制限】

平成23年6月30日まで

トラスト約款に従い、ファンドの資産の運用にあたり、管理会社またはその代理人は以下の制限を遵守する。

(1) 管理会社は、ファンドのために、ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の証券を保有することとなる場合、かかる有価証券に投資しない。

ただし、かかる制限は、OECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域的機関か世界的機関かを問わない。)により発行または保証された有価証券には適用されない。

(2) 管理会社は、ファンドのために、トラストが同一発行体の同一種類の有価証券の10%を超え、また管理会社が運用する他のファンドとあわせて15%を超えて保有することとなる場合、かかる有価証券に投資することができない。

ただし、かかる制限は、OECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域の機関か世界的機関かを問わない。)により発行または保証された有価証券には適用されない。

(3) 管理会社は、ファンドのために、投資信託への投資がファンドの純資産総額の10%を超過することとなる場合、かかる投資信託に投資しない。ファンドの投資方針・制限に反するような投資信託への投資はしない。さらに、トラストと同一のプロモーターの投資信託に投資される場合、ファンドの投資資産について、発行手数料またはその他の取得費および管理・投資顧問報酬を課されないものとする。また、管理会社は、ファンドのために、当該ファンドの資産を他の投資法人の投資証券に投資しない。

(4) 管理会社は、ファンドおよび管理会社が管理する他のファンドのため、支配または管理を目的として投資しない。

(5) 管理会社は証券を信用で購入しない(ただし、ファンドは組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができる。)。また、証券の空売りをしたり、ショートポジションを維持したりしない。ただし、先物取引および先渡契約(ならびにこれに関するオプション)に関し、当初および継続証拠金を預託することができる。管理会社は、いかなる場合もファンド純資産の5%を超えて、先物契約の当初証拠金の預託およびオープン先物オプション・ポジションのプレミアムの契約をしない。

(6) 管理会社は、ファンドのために、不動産を売買しないものとする。ただし、管理会社は、ファンドのために、不動産もしくはその権利により担保されている有価証券または不動産もしくはその権利に投資している会社が発行している有価証券に投資することができる。

(7) 管理会社は、商品、商品契約、または商品もしくは商品についての権利を表象する証券に関する契約を締結してはならず、本制限においてかかる商品には貴金属およびこれらを表象する証書も含まれる。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資または商品を取引する会社の証券の売買を行うことができる。ただし、適用法令およびトラストの約款で許容される範囲内で、トラストが、金融証書、株価指数および外国為替についての金融先物取引および先物予約(ならびにこれらに関するオプション)を行うことを妨げるものではない。

(8) 管理会社は、ファンドのために、いかなる者へも貸付けをしない。ただし、かかる制限において、債券、債務証書またはその他の会社の債務証券の取得および政府債券、短期コマーシャル・ペーパー、買戻し条件付契約、銀行預金証書、銀行引受手形および定期預金への投資は、貸付けとは見做されない。ただし、本項は、以下の記述に従い組入れ証券の貸付けを行うことを妨げるものではない。

(9) 管理会社は、ファンドの純資産総額の10%を超えて借入れをしない。かかる借入れは、暫定的にのみ行うことができる。

- (10) 管理会社は、ファンドの純資産総額の10%を超えて公認の証券取引所または規制ある市場で取引されていない証券に投資しない。ただし、かかる制限は、OECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域的機関か世界的機関かを問わない。)によって発行または保証された有価証券には適用されない。また本制限は恒常的に流通する金融市場証券には適用されない。
- (11) 管理会社は、ファンドのために、他の発行体の有価証券を引受けることはできない。
- (12) 管理会社は、ファンドのために、法律、規則または事務管理上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券に関する技法と手段を用いることができる。ただし、この技法と手段は、効率的なポートフォリオ管理の目的で使用される場合に限る。
- 有価証券のオプションに関し、
- a) 管理会社は、以下の場合を除いて、証券のプット・オプションまたはコール・オプションに投資することができない。
-) 当該オプションが証券取引所に上場されている場合、または規制ある市場で取引されている場合で、かつ
 -) 当該オプションの取得価格(プレミアム)が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。
- b) 管理会社は、ファンドのために、保有しない証券のコール・オプションを売却することができない。ただし、管理会社は、ファンドのために、アンカバード・コール・オプションの行使価格の総額が、ファンドの純資産の25%を超えない場合アンカバード・コール・オプションを売却することができる(ただし、管理会社は、当該オプション販売の結果のポジションのカバーを常に確保し得る状況でなければならない。)
- c) 管理会社は、ファンドのために、発行済のプット・オプションの権利行使価格総額をカバーする十分な流動資産を保有する場合にのみ、証券のプット・オプションを売却することができる。
- (13) 管理会社は、為替リスクのヘッジを目的として、以下に従い、ファンドのために、為替先渡契約を目的とする取引を行い、通貨についてのコール・オプションを売却し、プット・オプションを買付けることができる。
- a) これらの取引は、(公認で公開された)經常的に営業される規制ある市場で取引されている契約のみを対象として行うものとする。ただし、管理会社は、ファンドのためにこれらの取引に習熟している格付の高い金融機関と個別の契約により通貨または外国通貨の先渡売買を行うことができる。
- b) 一通貨に関する先渡取引の正味金額は、原則として当該通貨建の総資産の評価額を超えない。ただし、管理会社は、ファンドのために、当該取引コストがファンドにとり有利である場合(同一の取引相手方との契約により)クロス取引を通じ関係通貨を買付けることができる。
- (14) 管理会社は、ファンドのために、金融先物取引を行わない。ただし、以下の場合はこの限りでない。
- a) ファンドは、組入れ証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、ファンドの組入れ証券の対応部分の資産価格変動リスクに対応する範囲内で金融先物売却契約に関する契約残高を保有することができる。

b) ファンドは、効率的な組入れ証券の運用を目的として、ファンドの資産の市場間の配分比率変更を円滑に行いまた市場価格の著しい上昇が予想されもしくはその上昇中に金融先物買付契約を締結することができる。ただし、当該先物ポジションに見合った額の十分な現金、短期債券もしくは証書(制限(12)c)に従いファンドが保有すべき流動資産を除く。)または事前に決められている価格で売却可能な証券を保有する場合に限る。

管理会社は、ファンドのために、上記(14)にいう取引を行う場合、これらの取引は、(公認で公開された)経常的に営業される規制ある市場で取引されている契約を対象として行う。

管理会社は、ファンドの資産である証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はない。

管理会社の統制が及ばない理由により、または新株引受権の行使の結果として、かかる比率を超えた場合、管理会社は、証券の売却に際して、受益者の利益に留意しつつかかる事態の是正を優先させる。

管理会社は、ファンドのために(a)管理会社、(b)その関係会社、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含む。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除く。)の売買もしくは貸付けをしたり、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、()当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または()適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

債務証券または債務証券の取得の場合を除き、管理会社は、金銭の貸付けを行い第三者のために保証人となることができない。ただし、本条項は管理会社がファンドのポートフォリオ証券の貸付けを行うことを妨げるものではない。

管理会社は、専門的な銀行、信用機関および格付の高いその他の金融機関に対して、またはクリアストリーム・バンキングもしくはユーロクリア等の公認の決済機関を通じてファンドのポートフォリオ証券の貸付けを行うことができる。

証券の貸付期間は30日間を超えることはできない。かかる貸付は、現金またはOECD加盟国またはかかる加盟国の地方公共団体により発行または保証された証券により構成される担保により継続的に保証される。ただし、当該担保は、貸付契約締結時に、少なくとも貸し付けられた有価証券の総評価額と同額でなければならない。担保は、ファンドのために、貸付契約が終了するまで保持されなければならない。

貸付けは、組入れ証券の市場価額総額の50%を超えないものとする。ただし、この制限は、管理会社がいつでも貸付契約を解約し、貸し付けた証券の返還を受ける権利を有する場合は、適用されない。当該貸付取引に関する費用のすべてはファンドが負担する。

管理会社は、ファンドのため、買主または売主として、この種の取引に精通した高格付の金融機関と買戻し条件付契約(現先契約)を締結できる。買戻し条件付契約(現先契約)の期間中、()相手方が証券の買戻しを実行するより前に、または()買戻し期間が終了するより前に当該契約の対象となる証券を売却することはできない。管理会社は、ファンドに関して、受益者の請求により、受益証券の買戻しを行うことができる水準で、買戻し条件付契約の対象となる購入済証券を維持するよう確保しなくてはならない。

管理会社は、ファンド証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益と両立するか、または利益となる投資制限を随時課することができる。

平成23年7月1日以降

トラスト約款に従い、ファンドの資産の運用にあたり、管理会社またはその代理人は以下の制限を遵守する。

(1) 管理会社は、ファンドのために、ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の証券を保有することとなる場合、かかる有価証券に投資しない。

ただし、かかる制限は、OECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域的機関か世界的機関かを問わない。)により発行または保証された有価証券には適用されない。

(2) 管理会社は、ファンドのために、トラストが同一発行体の同一種類の有価証券の10%を超え、また管理会社が運用する他のファンドとあわせて15%を超えて保有することとなる場合、かかる有価証券に投資することができない。

ただし、かかる制限は、OECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域的機関か世界的機関かを問わない。)により発行または保証された有価証券には適用されない。

(3) 管理会社は、ファンドのために、投資信託への投資がファンドの純資産総額の10%を超過することとなる場合、かかる投資信託に投資しない。ファンドの投資方針・制限に反するような投資信託への投資はしない。さらに、トラストと同一のプロモーターの投資信託に投資される場合、ファンドの投資資産について、発行手数料またはその他の取得費および管理・投資顧問報酬を課されないものとする。また、管理会社は、ファンドのために、当該ファンドの資産を他の投資法人の投資証券に投資しない。

(4) 管理会社は、ファンドおよび管理会社が管理する他のファンドのため、支配または管理を目的として投資しない。

(5) 管理会社は証券を信用で購入しない(ただし、ファンドは組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができる。)、また、証券の空売りをしたり、ショートポジションを維持したりしない。ただし、先物取引および先渡契約(ならびにこれに関するオプション)に関し、当初および継続証拠金を預託することができる。管理会社は、いかなる場合もファンド純資産の5%を超えて、先物契約の当初証拠金の預託およびオープン先物オプション・ポジションのプレミアムの契約をしない。

(6) 管理会社は、ファンドのために、不動産を売買しないものとする。ただし、管理会社は、ファンドのために、不動産もしくはその権利により担保されている有価証券または不動産もしくはその権利に投資している会社が発行している有価証券に投資することができる。

- (7) 管理会社は、商品、商品契約、または商品もしくは商品についての権利を表象する証券に関する契約を締結してはならず、本制限においてかかる商品には貴金属およびこれらを表象する証書も含まれる。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資しまたは商品を取引する会社の証券の売買を行うことができる。ただし、適用法令およびトラストの約款で許容される範囲内で、トラストが、金融証書、株価指数および外国為替についての金融先物取引および先物予約(ならびにこれらに関するオプション)を行うことを妨げるものではない。
- (8) 管理会社は、ファンドのために、いかなる者へも貸付けをしない。ただし、かかる制限において、債券、債務証書またはその他の会社の債務証券の取得および政府債券、短期コマースナル・ペーパー、買戻し条件付契約、銀行預金証書、銀行引受手形および定期預金への投資は、貸付けとは見做されない。ただし、本項は、以下の記述に従い組入れ証券の貸付けを行うことを妨げるものではない。
- (9) 管理会社は、ファンドの純資産総額の10%を超えて借入れをしない。かかる借入れは、暫定的にのみ行うことができる。
- (10) 管理会社は、ファンドの純資産総額の10%を超えて公認の証券取引所または規制ある市場で取引されていない証券に投資しない。ただし、かかる制限は、OECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域的機関か世界的機関かを問わない。)によって発行または保証された有価証券には適用されない。また本制限は恒常的に流通する金融市場証書には適用されない。
- (11) 管理会社は、ファンドのために、他の発行体の有価証券を引受けることはできない。
- (12) 管理会社は、ファンドのために、法律、規則または事務管理上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券に関する技法と手段を用いることができる。ただし、この技法と手段は、効率的なポートフォリオ管理の目的で使用される場合に限る。
- 有価証券のオプションに関し、
- a) 管理会社は、以下の場合を除いて、証券のプット・オプションまたはコール・オプションに投資することができない。
-) 当該オプションが証券取引所に上場されている場合、または規制ある市場で取引されている場合で、かつ
 -) 当該オプションの取得価格(プレミアム)が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。
- b) 管理会社は、ファンドのために、保有しない証券のコール・オプションを売却することができない。ただし、管理会社は、ファンドのために、アンカバード・コール・オプションの行使価格の総額が、ファンドの純資産の25%を超えない場合アンカバード・コール・オプションを売却することができる(ただし、管理会社は、当該オプション販売の結果のポジションのカバーを常に確保し得る状況でなければならない。)
- c) 管理会社は、ファンドのために、発行済のプット・オプションの権利行使価格総額をカバーする十分な流動資産を保有する場合にのみ、証券のプット・オプションを売却することができる。

(13)管理会社は、為替リスクのヘッジを目的として、以下に従い、ファンドのために、為替先渡契約を目的とする取引を行い、通貨についてのコール・オプションを売却し、プット・オプションを買付けることができる。

a) これらの取引は、(公認で公開された)経常的に営業される規制ある市場で取引されている契約のみを対象として行うものとする。ただし、管理会社は、ファンドのためにこれらの取引に習熟している格付の高い金融機関と個別の契約により通貨または外国通貨の先渡売買を行うことができる。

b) 一通貨に関する先渡取引の正味金額は、原則として当該通貨建の総資産の評価額を超えない。ただし、管理会社は、ファンドのために、当該取引コストがファンドにとり有利である場合(同一の取引相手方との契約により)クロス取引を通じ関係通貨を買付けることができる。

(14)管理会社は、ファンドのために、金融先物取引を行わない。ただし、以下の場合はこの限りでない。

a) ファンドは、組入れ証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、ファンドの組入れ証券の対応部分の資産価格変動リスクに対応する範囲内で金融先物売却契約に関する契約残高を保有することができる。

b) ファンドは、効率的な組入れ証券の運用を目的として、ファンドの資産の市場間の配分比率変更を円滑に行いまた市場価格の著しい上昇が予想されもしくはその上昇中に金融先物買付契約を締結することができる。ただし、当該先物ポジションに見合った額の十分な現金、短期債券もしくは証書(制限(12)c)に従いファンドが保有すべき流動資産を除く。)または事前に決められている価格で売却可能な証券を保有する場合に限る。

管理会社は、ファンドのために、上記(14)にいう取引を行う場合、これらの取引は、(公認で公開された)経常的に営業される規制ある市場で取引されている契約を対象として行う。

管理会社は、ファンドの資産である証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はない。

管理会社の統制が及ばない理由により、または新株引受権の行使の結果として、かかる比率を超えた場合、管理会社は、証券の売却に際して、受益者の利益に留意しつつかかる事態の是正を優先させる。

管理会社は、ファンドのために(a)管理会社、(b)その関係会社、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含む。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除く。)の売買もしくは貸付けをしたり、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、()当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または()適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

債務証券または債務証書の取得の場合を除き、管理会社は、金銭の貸付けを行い第三者のために保証人となることができない。ただし、本条項は管理会社がファンドのポートフォリオ証券の貸付けを行うことを妨げるものではない。

ルクセンブルグの適用法令(ルクセンブルグ投信法ならびに現行もしくは将来の関係するルクセンブルグ法、または金融監督委員会の施行令、通達および解釈、ならびにより具体的には、投資信託が利用する譲渡性証券および短期金融商品に関する技法および手段に適用される金融監督委員会通達08/356の規定(各々改正済))により許容される最大限の範囲およびこれらにより定められる限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出すためまたはコストもしくはリスクを軽減するために、証券貸付取引ならびに買戻権付売買取引、買戻し条件付契約(現先契約)および逆買戻し条件付契約(逆現先契約)の取引を行うことができる。

これらの取引に関連してファンドのために管理会社が受領する現金担保を、場合に応じ、上記の金融監督委員会通達セクションI.C.aに記載される規定に従い、(a)日々純資産価額を計算し、かつAAA格相当の格付を付与されているマネー・マーケット・ファンドが発行する投資証券または受益証券、(b)短期銀行預金、(c)2008年2月8日付のルクセンブルグにおける規制により定義される短期金融商品、(d)EU加盟国、スイス、カナダ、日本もしくは米国またはこれらの地方自治体、またはEU規模、地域規模もしくは世界規模の国際機関が発行または保証する短期債券、(e)十分な流動性を提供する一流の発行体が発行または保証する債券、および(f)逆買戻し条件付契約(逆現先契約)取引に対し、当該ファンドの投資目的に合致する方法で再投資することができる。

管理会社は、ファンド証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益と両立するか、または利益となる投資制限を随時課することができる。

3 【投資リスク】

(1) リスク要因

平成23年6月30日まで

トラストは、債券や短期金融商品など値動きのある証券に投資する。これらの投資対象証券には、主として以下のような性質があり、ファンド証券の1口当たり純資産価格および日々の分配金額を変動させる要因となることがある。従って、トラストは投資元本が保証されているものではない。また、トラストは預金保険または保険契約者保護機構の対象ではなく、投資した資産の減少を含むリスクは受益者が負う。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により証券価格が変動するリスクをいう。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンド証券の1口当たり純資産価格の下落要因となる。また、金利が下落した場合には、短期金融商品からの収益(受取利息)の減少要因となる。

信用リスク

信用リスクとは、トラストが投資する債券および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、またはその他の理由により、利息や買戻代金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)をいう。一般に債務不履行が発生した場合または予想される場合には、債券および短期金融商品の価格は下落し、1口当たり純資産価格の下落要因となる。

また、発行体の格付の変更に伴い、価格が下落するリスクもある。

為替リスク

トラストの、米ドル・ポートフォリオは米ドルを、ユーロ・ポートフォリオはユーロを、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは豪ドルを、カナダ・ドル・ポートフォリオは加ドルを、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオはNZドルを基準通貨としている。従って、円から投資した場合には、外国為替相場の変動の影響によって円換算した投資元本を割込むことがある。

上記投資リスクの防御のため、以下の投資方針を採用している。

() USドル・ポートフォリオ

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみに投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12か月超60か月以内のもの。ただし、()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、S&Pの格付でA-1格以上もしくはムーディーズ社の格付でプライム-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものに限られる。ファンドの公社債への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上の格付を有するもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

() ユーロ・ポートフォリオ

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみに投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12か月超60か月以内のもの。ただし、()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、S&Pの格付でA- 1 格以上もしくはムーディーズ社の格付でプライム- 1 格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものに限られる。ファンドの公社債への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa 3 格以上もしくはS&PのAA- 格以上の格付を有するもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、買戻請求に適切に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の形で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12か月超60か月以内のもの。ただし、()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、S&Pの格付でA- 1 格以上もしくはムーディーズ社の格付でプライム- 1 格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものに限られる。ファンドの公社債への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa 3 格以上もしくはS&PのAA- 格以上の格付を有するもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、()12か月を超えないものまたは()12か月超60か月以内のもの。ただし、()に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、S&Pの格付でA- 1 格以上もしくはムーディーズ社の格付でプライム- 1 格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものに限られる。ファンドの公社債への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa 3 格以上もしくはS&PのAA- 格以上の格付を有するもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

() ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、以下の証券および証書のみ投資する。当該証券取得時に、当該証券および証書の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券または証書に関連する金融手法を考慮した上で、() 12か月を超えないものまたは() 12か月超60か月以内のもの。ただし、() に該当するものは要項の定めにより、または当該証券または証書に関連する金融手法の効果により、当該証券または証書の金利または参照金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められているものでなければならず、取得時に、ファンドの純資産総額の30%を超過してはならない。

ファンドは、買付時において、S&Pの格付でA- 1 格以上もしくはムーディーズ社の格付でプライム- 1 格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものに限られる。ファンドの公社債への投資は、取得時において、ムーディーズ社のAa 3 格以上もしくはS&PのAA- 格以上の格付を有するもの、または格付がないものについては、投資顧問会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

平成23年7月1日以降

過去の運用データは、必ずしも将来の実績の信頼できる目安とはならない。トラストは、月次の絶対ボラティリティが低水準の実勢金利水準に関連して、比較的安定的なリターンを生じさせてきている。投資対象について、償還までの残存期間およびクレジット・クオリティに制約があるため、通常的环境下でのボラティリティは低く留まり、トラストは、低リスクな投資信託であることが期待されている。しかし、トラストには全くリスクがないとはいえない。

トラストは金融市場商品に投資するため、ある程度の信用リスクを伴う。投資対象の償還までの残存期間が短いことにより、リスクは限定的であるといえる。トラストが投資する金融市場商品の性質により、通常的环境下での流動性は高くなる。トラストには、いかなる形式による元本確保または保証も付与されていない。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により証券価格が変動するリスクをいう。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンド証券の1口当たり純資産価格の下落要因となる。また、金利が下落した場合には、短期金融商品からの収益(受取利息)の減少要因となる。

信用リスク

信用リスクとは、トラストが投資する債券および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、またはその他の理由により、利息や買戻代金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)をいう。一般に債務不履行が発生した場合または予想される場合には、債券および短期金融商品の価格は下落し、1口当たり純資産価格の下落要因となる。

また、発行体の格付の変更に伴い、価格が下落するリスクもある。

為替リスク

トラストの、米ドル・ポートフォリオは米ドルを、ユーロ・ポートフォリオはユーロを、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは豪ドルを、カナダ・ドル・ポートフォリオはカナダ・ドルを、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオはニュージーランド・ドルを基準通貨としている。従って、円から投資した場合には、外国為替相場の変動の影響によって円換算した投資元本を割込むことがある。

証券貸付、買戻権付売買取引ならびに買戻し条件付契約(現先契約)および逆買戻し条件付契約(逆現先契約)の取引に関連する特定のリスク

上記の技法や手段の利用には一定のリスクが伴い、かかるリスクの一部は以下に記載するとおりであるが、その利用により達成しようとする目的が達成されるとの保証はない。

管理会社がファンドのために買主として行為する逆買戻し条件付契約(逆現先契約)の取引および買戻権付売買取引に関しては、証券の売主である取引相手方が破綻した場合、(A)買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、当該証券の取引市場の流動性の欠如等により、当初の支払額を下回ることになるリスク、(B)()過剰な規模または期間の取引における資金の焦付き、()満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券の買付け、またはより一般的には再投資に対応する能力を制限されることがあるリスクが存在することを投資者は特に承知していなければならない。

管理会社がファンドのために売主として行為する買戻し条件付契約(現先契約)の取引および買戻権付売買取引に関しては、証券の買主である取引相手方が破綻した場合、(A)取引相手方に売り付けた証券の価格が、当該証券の市場価格の値上がり、その発行体の信用格付の向上等により、当初の受取額を上回ることになるリスク、(B)()過剰な規模もしくは期間の取引における投資の焦付き、()売り付けた証券の満期時における回収の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を履行する能力を制限されることがあるリスクが存在することを投資者は特に承知していなければならない。

証券貸付取引に関しては、投資者は、(A) 管理会社がファンドのために貸し付ける証券の借主が当該証券を返還することができない場合は、受け取った担保が、当該担保の不適正な価格付け、当該担保の価格の不利な市場動向、当該担保の発行体の信用格付の悪化、または当該担保の取引市場の流動性の欠如等により、貸し付けた証券の価格を下回る価格で換金されることになることがあるリスク、(B) 現金担保の再投資の場合、かかる再投資が、() 相当のリスクを伴うレバレッジならびに損失リスクおよびボラティリティ・リスクを生み出すことがあるリスク、() ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことがあるリスク、または() 回収額が担保金額を下回るリスク、また(C) 貸し付けた証券の返還の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を履行する能力を制限されるリスクが存在することを投資者は特に承知していなければならない。

(2) リスクに対する管理体制

ファンドのリスクは、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドのフィクスト・インカム・チームによって管理される。同チームは、ファンドが保有する有価証券の信用格付およびその金利に対する感応度を監視し、これにより、ファンドの主なリスク要因の大半の軽減が可能である。

4 【手数料等および税金】

(1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料はない。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料はない。

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は、徴収されない。信託財産保留額もない。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は、徴収されない。信託財産保留額もない。

(3) 【管理報酬等】

「グロス・イールド(その他費用控除後)」とは、管理会社が日々算出する、トラストの各ファンドの総利回り(グロス・イールド)から、ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却率を控除した料率をいう。

「グロス・インカム(その他費用控除後)」とは、管理会社が日々算出する、()トラストの各ファンドの総利益(有価証券の売買損益、銀行利息、債券利息を含む。)から、()ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却額を控除した金額をいう。

管理報酬、投資顧問報酬および代行協会員報酬

管理会社は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される管理報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の1%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、管理報酬は、関連する四半期中の各ファンドの資産の日々の平均純資産総額の年率0.01%を上限とする。

投資顧問会社は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される投資顧問報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、投資顧問報酬は、()グロス・インカム(その他費用控除後)の14%および()グロス・イールド(その他費用控除後)に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、投資顧問報酬の総額は、各ファンドの資産の該当する四半期の日々の平均純資産総額をもとに、以下のように計算される。

()USドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率(上限)
2億米ドル以下の部分	0.15%
2億米ドル超 5億米ドル以下の部分	0.125%
5億米ドル超 20億米ドル以下の部分	0.10%
20億米ドル超の部分	0.09%

()ユーロ・ポートフォリオ

純資産総額	年率(上限)
2億ユーロ以下の部分	0.15%
2億ユーロ超 5億ユーロ以下の部分	0.125%
5億ユーロ超 20億ユーロ以下の部分	0.10%
20億ユーロ超の部分	0.09%

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率(上限)
2億豪ドル以下の部分	0.15%
2億豪ドル超 5億豪ドル以下の部分	0.125%
5億豪ドル超 20億豪ドル以下の部分	0.10%
20億豪ドル超の部分	0.09%

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率(上限)
2億加ドル以下の部分	0.15%
2億加ドル超 5億加ドル以下の部分	0.125%
5億加ドル超 20億加ドル以下の部分	0.10%
20億加ドル超の部分	0.09%

() ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率(上限)
2億NZドル以下の部分	0.15 %
2億NZドル超 5億NZドル以下の部分	0.125 %
5億NZドル超 20億NZドル以下の部分	0.10 %
20億NZドル超の部分	0.09 %

投資顧問会社が負担したすべての合理的な実費は、関連するファンドが負担する。

代行協会員は、各ファンドの資産から、各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の20%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、代行協会員報酬は、各ファンドの資産の該当する四半期の日々の平均純資産総額の年率0.65%を上限とする。日本における販売会社は代行協会員に支払われる報酬から報酬を受け取る。代行協会員が負担したすべての合理的な実費は、関連するファンドが負担する。

2010年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資顧問報酬、代行協会員報酬はそれぞれ56,303米ドル、618,554米ドル、1,125,958米ドルであった。

2010年12月31日に終了した会計年度にユーロ・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資顧問報酬、代行協会員報酬はそれぞれ13,064ユーロ、182,686ユーロ、261,034ユーロであった。

2010年12月31日に終了した会計年度にオーストラリア・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資顧問報酬、代行協会員報酬はそれぞれ179,306豪ドル、1,968,410豪ドル、8,965,110豪ドルであった。

2010年12月31日に終了した会計年度にカナダ・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資顧問報酬、代行協会員報酬はそれぞれ1,643加ドル、22,848加ドル、32,647加ドルであった。

2010年12月31日に終了した会計年度にニュージーランド・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資顧問報酬、代行協会員報酬はそれぞれ111,382NZドル、1,289,051NZドル、5,569,003NZドルであった。

保管報酬

保管受託銀行は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される保管報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、保管報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の2%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、保管報酬は、各ファンドの資産の該当する四半期の日々の平均純資産総額の年率0.04%を上限とする。

また、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにトラストの資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、トラストが負担する。

2010年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた保管報酬は112,598米ドルであった。

2010年12月31日に終了した会計年度にユーロ・ポートフォリオにつき支払われた保管報酬は26,106ユーロであった。

2010年12月31日に終了した会計年度にオーストラリア・ドル・ポートフォリオにつき支払われた保管報酬は717,263豪ドルであった。

2010年12月31日に終了した会計年度にカナダ・ドル・ポートフォリオにつき支払われた保管報酬は3,267加ドルであった。

2010年12月31日に終了した会計年度にニュージーランド・ドル・ポートフォリオにつき支払われた保管報酬は445,554NZドルであった。

登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行報酬

登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行会社は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のよう
に計算される管理事務代行報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除
後)が年率1%未満の場合、登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行報酬は、当該グロス・インカム
(その他費用控除後)の3%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の
場合、管理事務代行報酬は、各ファンドの資産の該当する四半期の日々の平均純資産総額の年率0.06%を上限
とする。管理事務代行会社が負担した、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費は、トラストが負
担する。

2010年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた登録・名義書換・所在地
事務および管理事務代行報酬は、168,896米ドルであった。

2010年12月31日に終了した会計年度にユーロ・ポートフォリオにつき支払われた登録・名義書換・所在地
事務および管理事務代行報酬は39,157ユーロであった。

2010年12月31日に終了した会計年度にオーストラリア・ドル・ポートフォリオにつき支払われた登録・名
義書換・所在地事務および管理事務代行報酬は1,075,127豪ドルであった。

2010年12月31日に終了した会計年度にカナダ・ドル・ポートフォリオにつき支払われた登録・名義書換・
所在地事務および管理事務代行報酬は4,892加ドルであった。

2010年12月31日に終了した会計年度にニュージーランド・ドル・ポートフォリオにつき支払われた登録・
名義書換・所在地事務および管理事務代行報酬は667,850NZドルであった。

(4) 【その他の手数料等】

トラストは以下を含むその他の費用を負担する。

トラストの資産および収益に課せられる一切の税金。

トラストが負担する税金は、トラストの純資産総額に対し四半期毎に課せられる年率0.01%と算出され、四
半期毎に支払うべき年次税およびトラストの組入証券の分配金支払の際に当該支払国において徴収される源
泉徴収税等である。

トラストの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。

(当該手数料は取得価格に含まれ、また売却価格からは差引かれる。)

支払事務代行会社の費用

受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った法的小および監査費用。

その他、次の費用を含む管理費用。

- ・ 券面印刷費。
- ・ ファンド証券の販売またはトラストに関し管轄権を有する一切の監督当局(証券業協会を含む。)への約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含めその他のトラストに関する書類を作成、印刷し提出する費用。
- ・ 法律または上記監督当局の所管する諸規則のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質上の受益者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用。
- ・ 会計、記帳および毎日の純資産価格計算に要する費用。
- ・ 受益者への通知・公告の作成、配布費用。
- ・ 弁護士および監査人の報酬。
- ・ 以上に類似するその他のすべての管理費用。ただし、一切の広告宣伝費およびファンド証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用は除く。

トラストに合併するファンドの設定費用(もしあれば)は、かかるファンドの設定日から5年間の残存期間に引続き償却される。

トラスト内に設定される新ファンドの設定費用(もしあれば)は、かかるファンドの設定日から5年間で償却される。

すべての経常費用は、まずインカム・ゲインから控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンドの資産の順序で控除される。その他の経費は5年を超えない期間にわたり償却することができる。

2010年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた当該その他の費用は557,278米ドルであった。

2010年12月31日に終了した会計年度にユーロ・ポートフォリオにつき支払われた当該その他の費用は87,092ユーロであった。

2010年12月31日に終了した会計年度にオーストラリア・ドル・ポートフォリオにつき支払われた当該その他の費用は480,903豪ドルであった。

2010年12月31日に終了した会計年度にカナダ・ドル・ポートフォリオにつき支払われた当該その他の費用は3,740加ドルであった。

2010年12月31日に終了した会計年度にニュージーランド・ポートフォリオにつき支払われた当該その他の費用は338,980NZドルであった。

(5) 【課税上の取扱い】

平成23年4月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する。この場合支払調書は提出されない。

- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。
- (注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)に係る配当課税の対象とされ、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。
- (注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

()USドル・ポートフォリオ

(2011年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 米ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	429,867,356.50	21.41
	オランダ	318,867,792.60	15.88
	ドイツ	289,886,884.00	14.44
	オーストラリア	162,679,056.92	8.10
	オーストリア	112,964,467.90	5.63
	ルクセンブルグ	74,957,377.50	3.73
	スウェーデン	34,997,977.00	1.74
	小計	1,424,220,912.42	70.94
預金証書	イギリス	49,991,400.00	2.49
	香港	19,985,892.00	1.00
	フランス	19,984,124.00	1.00
	小計	89,961,416.00	4.48
その他の資産(負債控除後)		493,461,247.85	24.58
合計 (純資産総額)		2,007,643,576.27 (約166,936百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

()ユーロ・ポートフォリオ

(2011年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 ユーロ	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	オランダ	56,957,797.50	18.71
	ドイツ	49,961,717.00	16.42
	フランス	34,953,686.50	11.48
	スウェーデン	28,967,531.50	9.52
	オーストリア	9,979,278.00	3.28
	小計	180,820,010.50	59.41
預金証書	イギリス	20,982,785.70	6.89
	フランス	14,993,319.00	4.93
	小計	35,976,104.70	11.82
中期債券	ドイツ	6,130,375.80	2.01
	アメリカ合衆国	2,999,861.32	0.99
	小計	9,130,237.12	3.00
その他の資産(負債控除後)		78,438,450.56	25.77
合計 (純資産総額)		304,364,802.88 (約35,784百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2011年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 豪ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	317,140,906.10	17.47
	オーストラリア	313,188,899.90	17.25
	ドイツ	154,196,036.50	8.50
	オランダ	141,313,557.70	7.79
	イギリス	84,570,323.80	4.66
	小計	1,010,409,724.00	55.67
債券	アメリカ合衆国	71,000,451.60	3.91
	フィリピン	41,513,767.20	2.29
	イギリス	15,000,000.00	0.83
	ドイツ	10,417,295.25	0.57
	小計	137,931,514.05	7.60
預金証書	オーストラリア	236,602,518.50	13.04
	小計	236,602,518.50	13.04
中期債券	アメリカ合衆国	20,235,493.57	1.11
	小計	20,235,493.57	1.11
その他の資産(負債控除後)		409,935,868.54	22.58
合計 (純資産総額)		1,815,115,118.66 (約156,245百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2011年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 加ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	6,997,568.90	19.00
	小計	6,997,568.90	19.00
債券	カナダ	10,293,603.79	27.95
	小計	10,293,603.79	27.95
その他の資産(負債控除後)		19,535,047.31	53.05
合計 (純資産総額)		36,826,220.00 (約3,155百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2011年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 NZドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	224,698,057.50	22.08
	オランダ	147,656,184.00	14.51
	イギリス	114,766,544.00	11.28
	オーストラリア	94,796,726.50	9.32
	ノルウェー	29,932,503.00	2.94
	小計	611,850,015.00	60.13
預金証書	香港	25,825,061.60	2.54
	小計	25,825,061.60	2.54
中期債券	ドイツ	37,025,411.31	3.64
	アイルランド	29,999,887.00	2.95
	アメリカ合衆国	28,932,864.92	2.84
	オーストラリア	20,000,000.00	1.97
	カナダ	9,999,967.00	0.98
	小計	125,958,130.23	12.38
その他の資産(負債控除後)		253,918,274.04	24.95
合計 (純資産総額)		1,017,551,480.87 (約64,513百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

()USドル・ポートフォリオ

(2011年3月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	米ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 18APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月18日	75,000,000	74,936,304	74,987,258	3.74
2.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 20APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月20日	75,000,000	74,937,240	74,986,050	3.74
3.	EIB CP 28JUN11	コマーシャル・ ペーパー		2011年6月28日	75,000,000	74,955,943	74,957,378	3.73
4.	NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 16MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月16日	65,000,000	64,949,421	64,973,857	3.24
5.	COMMONWEALTH BK OF AUS CP 07JUN11	コマーシャル・ ペーパー		2011年6月7日	65,000,000	64,953,522	64,965,664	3.24
6.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 06APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月6日	60,000,000	59,943,054	59,996,202	2.99
7.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 08JUN11	コマーシャル・ ペーパー		2011年6月8日	60,000,000	59,961,691	59,971,266	2.99
8.	OESTERREICH KONTROLLBK CP 28APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月28日	51,000,000	50,971,060	50,988,897	2.54
9.	BANK OF TOKYO MITSU LDN ECD 21APR11	預金証書		2011年4月21日	50,000,000	49,963,152	49,991,400	2.49
10.	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 18MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月18日	50,000,000	49,965,104	49,981,180	2.49
11.	CAISSE AMORT DETTE SOC CP 03JUN11	コマーシャル・ ペーパー		2011年6月3日	50,000,000	49,965,524	49,976,015	2.49
12.	FMS WERTMANAGEMENT CP 09MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月9日	45,000,000	44,964,765	44,984,898	2.24
13.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 16MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月16日	45,000,000	44,962,494	44,981,042	2.24
14.	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 14JUN11	コマーシャル・ ペーパー		2011年6月14日	45,000,000	44,971,268	44,976,578	2.24
15.	FMS WERTMANAGEMENT CP 03MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月3日	40,000,000	39,970,355	39,989,008	1.99
16.	NEDERLANDSE WATERSCHAPS CP 01JUN11	コマーシャル・ ペーパー		2011年6月1日	40,000,000	39,974,461	39,982,788	1.99
17.	OESTERREICH KONTROLLBK CP 31MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月31日	40,000,000	39,970,378	39,980,360	1.99
18.	NORDEA BANK AB CP 08APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月8日	35,000,000	34,985,092	34,997,977	1.74
19.	FMS WERTMANAGEMENT CP 27APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月27日	35,000,000	34,973,770	34,992,132	1.74
20.	NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 16MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月16日	30,000,000	29,979,015	29,989,275	1.49
21.	NEDERLANDSE WATERSCHAPS CP 23MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月23日	30,000,000	29,978,748	29,987,202	1.49
22.	FMS WERTMANAGEMENT CP 23MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月23日	30,000,000	29,976,768	29,986,320	1.49
23.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 25MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月25日	30,000,000	29,977,026	29,985,804	1.49
24.	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 06APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月6日	25,000,000	24,946,400	24,998,233	1.25
25.	CREDIT SUISSE SYDNEY CP 21APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月21日	25,000,000	24,980,640	24,995,483	1.25
26.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 28APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月28日	25,000,000	24,982,304	24,994,170	1.24
27.	CREDIT SUISSE SYDNEY CP 29APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月29日	25,000,000	24,979,850	24,993,360	1.24
28.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 31MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月31日	25,000,000	24,979,253	24,986,245	1.24
29.	FMS WERTMANAGEMENT CP 01JUN11	コマーシャル・ ペーパー		2011年6月1日	25,000,000	24,979,572	24,986,233	1.24
30.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 31MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月31日	25,000,000	24,978,934	24,986,033	1.24

()ユーロ・ポートフォリオ

(2011年3月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	ユーロ		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 09MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月9日	30,000,000	29,938,701	29,973,729	9.85
2.	FMS WERTMANAGEMENT CP 04MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月4日	20,000,000	19,961,508	19,985,296	6.57
3.	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 16MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月16日	20,000,000	19,967,315	19,981,886	6.57
4.	HSBC FRANCE CD 21APR11	預金証書		2011年4月21日	15,000,000	14,971,367	14,993,319	4.93
5.	RABOBANK NEDERLAND CP 09MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月9日	15,000,000	14,969,686	14,986,865	4.92
6.	SOCIETE GENERALE CP 03MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月3日	15,000,000	14,967,985	14,986,280	4.92
7.	NORDEA BANK AB CP 23MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月23日	15,000,000	14,967,446	14,980,829	4.92
8.	RABOBANK NEDERLAND CP 14APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月14日	12,000,000	11,982,027	11,997,204	3.94
9.	BNP PARIBAS LDN CD 19APR11	預金証書		2011年4月19日	11,000,000	10,977,633	10,995,278	3.61
10.	FMS WERTMANAGEMENT CP 27APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月27日	10,000,000	9,981,783	9,994,535	3.28
11.	NORDEA BANK AB CP 09MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月9日	10,000,000	9,978,546	9,990,703	3.28
12.	BNP PARIBAS LDN CD 16MAY11	預金証書		2011年5月16日	10,000,000	9,975,560	9,987,508	3.28
13.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 31MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月31日	10,000,000	9,979,852	9,986,641	3.28
14.	SOCIETE GENERALE CP 01JUN11	コマーシャル・ ペーパー		2011年6月1日	10,000,000	9,971,769	9,980,766	3.28
15.	REPUBLIC OF AUSTRIA CP 28JUN11	コマーシャル・ ペーパー		2011年6月28日	10,000,000	9,978,579	9,979,278	3.28
16.	KREDITANST FUR WIED 4 08APR11 EMTN	中期債券		2011年4月8日	6,126,000	6,156,630	6,130,376	2.01
17.	SVENSKA HANDELSBANKEN CP 11MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月11日	4,000,000	3,991,025	3,996,000	1.31
18.	BANK OF AMERICA CORP FRN 15FEB12	中期債券	変動 利率	2012年2月15日	3,000,000	2,999,250	2,999,861	0.99

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2011年3月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	豪ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	FMS WERTMANAGEMENT CP 17MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月17日	75,000,000	74,109,573	74,529,773	4.11
2.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 23MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月23日	75,000,000	74,110,672	74,476,283	4.10
3.	MIZUHO CORP BANK CD 27APR11	預金証書		2011年4月27日	65,000,000	64,214,972	64,764,492	3.57
4.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 24MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月24日	55,000,000	54,351,004	54,606,228	3.01
5.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 18APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月18日	50,000,000	49,402,233	49,880,445	2.75
6.	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 20APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月20日	50,000,000	47,515,469	49,862,735	2.75
7.	CREDIT SUISSE SYDNEY CP 21APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月21日	50,000,000	49,398,572	49,859,665	2.75
8.	BANK OF TOKYO MITSUBISHI CD 29APR11	預金証書		2011年4月29日	50,000,000	49,406,409	49,804,385	2.74
9.	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 23MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月23日	50,000,000	49,398,139	49,649,465	2.74
10.	SUMITOMO MITSUI BANK CD 24MAY11	預金証書		2011年5月24日	50,000,000	49,400,348	49,636,165	2.73
11.	SUMITOMO MITSUI BANK CD 31MAY11	預金証書		2011年5月31日	50,000,000	49,380,386	49,589,170	2.73
12.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 02JUN11	コマーシャル・ ペーパー		2011年6月2日	50,000,000	49,394,099	49,585,090	2.73
13.	NATIONAL AUSTRALIA BANK CP 06JUN11	コマーシャル・ ペーパー		2011年6月6日	50,000,000	49,375,997	49,555,230	2.73
14.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 08JUN11	コマーシャル・ ペーパー		2011年6月8日	50,000,000	49,389,735	49,542,300	2.73
15.	ASIAN DEV BANK 6.25 15JUN11	債券	6.25	2011年6月15日	41,400,000	41,557,179	41,513,767	2.29
16.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 14APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月14日	40,000,000	39,517,882	39,925,004	2.20
17.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 27APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月27日	40,000,000	39,505,539	39,856,448	2.20
18.	FMS WERTMANAGEMENT CP 28APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月28日	40,000,000	39,513,978	39,848,792	2.20
19.	FMS WERTMANAGEMENT CP 04MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月4日	40,000,000	39,522,209	39,817,472	2.19
20.	NESTLE AUSTRALIA CP 24MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月24日	40,000,000	39,527,520	39,713,328	2.19
21.	UBS AG LONDON CP 18APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月18日	38,000,000	37,527,590	37,906,558	2.09
22.	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 28APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月28日	38,000,000	37,555,283	37,856,873	2.09
23.	UBS AG LONDON CP 18MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月18日	34,000,000	33,594,699	33,781,411	1.86
24.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 23MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月23日	34,000,000	33,593,251	33,763,102	1.86
25.	NATIONAL AUSTRALIA BANK CP 18APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月18日	29,000,000	28,645,913	28,929,962	1.59
26.	MIZUHO CORP BANK CD 01JUN11	預金証書		2011年6月1日	23,000,000	22,715,551	22,808,307	1.26
27.	BNP PARIBAS AUSTRALIA CP 27APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月27日	21,000,000	20,746,888	20,924,066	1.15
28.	INTER AMER DEV BK 5.75 15JUN11 EMTN	中期債券	5.75	2011年6月15日	20,200,000	20,236,421	20,235,494	1.11
29.	NATIONAL AUSTRALIA BANK CP 07JUN11	コマーシャル・ ペーパー		2011年6月7日	20,000,000	19,755,146	19,819,020	1.09
30.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 19APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月19日	17,000,000	16,795,515	16,956,830	0.93

[次へ](#)

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2011年3月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	加ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 11APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月11日	7,000,000	6,979,886	6,997,569	19.00
2.	CANADA T-BILL 0.00 28APR11 SER182	債券	0.00	2011年4月28日	6,300,000	6,280,533	6,295,133	17.09
3.	CANADA T-BILL 0.00 14APR11 SER364	債券	0.00	2011年4月14日	4,000,000	3,988,640	3,998,471	10.86

[次へ](#)

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2011年3月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	NZドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	WESTPAC SEC NZ LTD CP 18APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月18日	75,000,000	74,398,201	74,880,960	7.36
2.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 06APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月6日	70,000,000	69,432,390	69,962,158	6.88
3.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 14APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月14日	55,000,000	54,560,109	54,931,575	5.40
4.	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 27APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月27日	55,000,000	54,551,105	54,868,259	5.39
5.	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 15APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月15日	50,000,000	48,229,960	49,926,250	4.91
6.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 28APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月28日	50,000,000	49,608,096	49,878,075	4.90
7.	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 20APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月20日	40,000,000	39,678,111	39,928,468	3.92
8.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 26APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月26日	40,000,000	39,685,985	39,909,284	3.92
9.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 28APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月28日	40,000,000	39,683,032	39,901,388	3.92
10.	KFW 6.5 15NOV11	中期債券	6.5	2011年11月15日	36,416,000	37,107,904	37,025,411	3.64
11.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 21APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月21日	30,000,000	29,763,750	29,944,875	2.94
12.	DNB NOR BANK ASA CP 26APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月26日	30,000,000	29,763,758	29,932,503	2.94
13.	SOCIETE GENERALE HK CD 30JUN11	預金証書		2011年6月30日	26,000,000	25,823,140	25,825,062	2.54
14.	BANK OF IRELAND FRN 01JUL11	中期債券	変動 利率	2011年7月1日	20,000,000	20,000,000	20,000,000	1.97
15.	COMMONWEALTH BK AUST FRN 04DEC11	中期債券	変動 利率	2011年12月4日	20,000,000	20,000,000	20,000,000	1.97
16.	WESTPAC SEC NZ LTD CP 26APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月26日	20,000,000	19,839,520	19,954,148	1.96
17.	UBS AG LONDON CP 09MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月9日	20,000,000	19,840,018	19,931,436	1.96
18.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 09MAY11	コマーシャル・ ペーパー		2011年5月9日	20,000,000	19,838,525	19,930,796	1.96
19.	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 19APR11	コマーシャル・ ペーパー		2011年4月19日	18,000,000	17,857,143	17,969,841	1.77
20.	BANK OF AMERICA CORP FRN 08MAR12	中期債券	変動 利率	2012年3月8日	15,000,000	15,000,000	15,000,000	1.47
21.	CAN IMPERIAL BK COMMERC FRN 20APR11	中期債券	変動 利率	2011年4月20日	10,000,000	9,997,000	9,999,967	0.98
22.	BANK OF IRELAND FRN 01JUL11	中期債券	変動 利率	2011年7月1日	10,000,000	9,997,800	9,999,887	0.98
23.	TOYOTA MOTOR CREDIT 4.15 21APR11	中期債券	4.15	2011年4月21日	5,910,000	5,915,615	5,911,387	0.58
24.	INTER AMERICAN DEV BK 6.125 19JUL11	中期債券	6.125	2011年7月19日	3,300,000	3,356,760	3,322,954	0.33
25.	IBRD 3.72 20JUL11 GDIF	中期債券	3.72	2011年7月20日	2,572,000	2,574,058	2,572,889	0.25
26.	IBRD 3.72 20JUL11 GDIF	中期債券	3.72	2011年7月20日	2,125,000	2,126,275	2,125,635	0.21

[前へ](#)

【投資不動産物件】

該当事項なし(2011年3月末日現在)

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2011年3月末日現在)

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

() USドル・ポートフォリオ

直近10会計年度の各会計年度末ならびに2011年3月末日および同年前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米セント	円
第10会計年度末 (2001年12月31日)	1,353,094	112,510	1	1
第11会計年度末 (2002年12月31日)	1,384,526	115,123	1	1
第12会計年度末 (2003年12月31日)	1,458,215	121,251	1	1
第13会計年度末 (2004年12月31日)	1,789,083	148,762	1	1
第14会計年度末 (2005年12月31日)	1,562,292	129,905	1	1
第15会計年度末 (2006年12月31日)	1,639,434	136,319	1	1
第16会計年度末 (2007年12月31日)	1,646,805	136,932	1	1
第17会計年度末 (2008年12月31日)	1,843,144	153,257	1	1
第18会計年度末 (2009年12月31日)	1,793,581	149,136	1	1
第19会計年度末 (2010年12月31日)	1,926,354	160,176	1	1
2010年4月末日	1,760,326	146,371	1	1
5月末日	1,769,295	147,117	1	1
6月末日	1,776,055	147,679	1	1
7月末日	1,790,307	148,864	1	1
8月末日	1,877,052	156,077	1	1
9月末日	1,899,355	157,931	1	1
10月末日	1,924,631	160,033	1	1
11月末日	1,948,325	162,003	1	1
12月末日	1,926,354	160,176	1	1
2011年1月末日	1,932,072	160,652	1	1
2月末日	1,954,838	162,545	1	1
3月末日	2,007,644	166,936	1	1

(注) 上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

()ユーロ・ポートフォリオ

直近10会計年度の各会計年度末ならびに2011年3月末日および同年前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ・セント	円
第10会計年度末 (2001年12月31日)	241,296	28,369	1	1
第11会計年度末 (2002年12月31日)	192,299	22,609	1	1
第12会計年度末 (2003年12月31日)	142,276	16,727	1	1
第13会計年度末 (2004年12月31日)	149,425	17,568	1	1
第14会計年度末 (2005年12月31日)	145,757	17,137	1	1
第15会計年度末 (2006年12月31日)	152,229	17,898	1	1
第16会計年度末 (2007年12月31日)	214,715	25,244	1	1
第17会計年度末 (2008年12月31日)	269,070	31,635	1	1
第18会計年度末 (2009年12月31日)	251,164	29,529	1	1
第19会計年度末 (2010年12月31日)	307,705	36,177	1	1
2010年4月末日	274,906	32,321	1	1
5月末日	299,567	35,220	1	1
6月末日	302,552	35,571	1	1
7月末日	303,330	35,663	1	1
8月末日	305,334	35,898	1	1
9月末日	299,526	35,215	1	1
10月末日	301,759	35,478	1	1
11月末日	302,763	35,596	1	1
12月末日	307,705	36,177	1	1
2011年1月末日	314,421	36,966	1	1
2月末日	305,803	35,953	1	1
3月末日	304,365	35,784	1	1

(注) 上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度の各会計年度末ならびに2011年3月末日および同年前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪セント	円
第10会計年度末 (2001年12月31日)	573,073	49,330	1	1
第11会計年度末 (2002年12月31日)	461,488	39,725	1	1
第12会計年度末 (2003年12月31日)	438,417	37,739	1	1
第13会計年度末 (2004年12月31日)	659,595	56,778	1	1
第14会計年度末 (2005年12月31日)	812,655	69,953	1	1
第15会計年度末 (2006年12月31日)	1,083,261	93,247	1	1
第16会計年度末 (2007年12月31日)	1,321,872	113,787	1	1
第17会計年度末 (2008年12月31日)	2,223,792	191,424	1	1
第18会計年度末 (2009年12月31日)	1,776,365	152,909	1	1
第19会計年度末 (2010年12月31日)	1,692,184	145,663	1	1
2010年4月末日	1,674,984	144,183	1	1
5月末日	1,914,309	164,784	1	1
6月末日	1,819,453	156,619	1	1
7月末日	1,785,962	153,736	1	1
8月末日	1,859,255	160,045	1	1
9月末日	1,818,947	156,575	1	1
10月末日	1,764,377	151,878	1	1
11月末日	1,745,597	150,261	1	1
12月末日	1,692,184	145,663	1	1
2011年1月末日	1,713,094	147,463	1	1
2月末日	1,723,735	148,379	1	1
3月末日	1,815,115	156,245	1	1

(注) 上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合があります。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

運用開始以来の各会計年度末ならびに2011年3月末日および同年前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千加ドル	百万円	加セント	円
第12会計年度末 (2003年12月31日)	37,093	3,177	1	1
第13会計年度末 (2004年12月31日)	38,500	3,298	1	1
第14会計年度末 (2005年12月31日)	34,587	2,963	1	1
第15会計年度末 (2006年12月31日)	15,493	1,327	1	1
第16会計年度末 (2007年12月31日)	17,926	1,536	1	1
第17会計年度末 (2008年12月31日)	28,470	2,439	1	1
第18会計年度末 (2009年12月31日)	27,241	2,333	1	1
第19会計年度末 (2010年12月31日)	35,132	3,009	1	1
2010年4月末日	25,028	2,144	1	1
5月末日	25,518	2,186	1	1
6月末日	25,888	2,218	1	1
7月末日	27,537	2,359	1	1
8月末日	30,159	2,583	1	1
9月末日	31,555	2,703	1	1
10月末日	34,377	2,945	1	1
11月末日	35,025	3,000	1	1
12月末日	35,132	3,009	1	1
2011年1月末日	34,993	2,998	1	1
2月末日	35,260	3,020	1	1
3月末日	36,826	3,155	1	1

(注1) カナダ・ドル・ポートフォリオは、2003年8月28日から運用を開始した。

(注2) 上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

() ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

運用開始以来の各会計年度末ならびに2011年3月末日および同年前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千NZドル	百万円	NZセント	円
第12会計年度末 (2003年12月31日)	62,137	3,939	1	1
第13会計年度末 (2004年12月31日)	90,780	5,755	1	1
第14会計年度末 (2005年12月31日)	271,776	17,231	1	1
第15会計年度末 (2006年12月31日)	634,597	40,233	1	1
第16会計年度末 (2007年12月31日)	663,031	42,036	1	1
第17会計年度末 (2008年12月31日)	1,163,339	73,756	1	1
第18会計年度末 (2009年12月31日)	1,122,130	71,143	1	1
第19会計年度末 (2010年12月31日)	1,023,173	64,869	1	1
2010年4月末日	1,153,060	73,104	1	1
5月末日	1,180,074	74,817	1	1
6月末日	1,150,790	72,960	1	1
7月末日	1,116,272	70,772	1	1
8月末日	1,124,569	71,298	1	1
9月末日	1,118,156	70,891	1	1
10月末日	1,097,740	69,597	1	1
11月末日	1,063,241	67,409	1	1
12月末日	1,023,173	64,869	1	1
2011年1月末日	1,014,872	64,343	1	1
2月末日	999,919	63,395	1	1
3月末日	1,017,551	64,513	1	1

(注1) ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、2003年8月28日から運用を開始した。

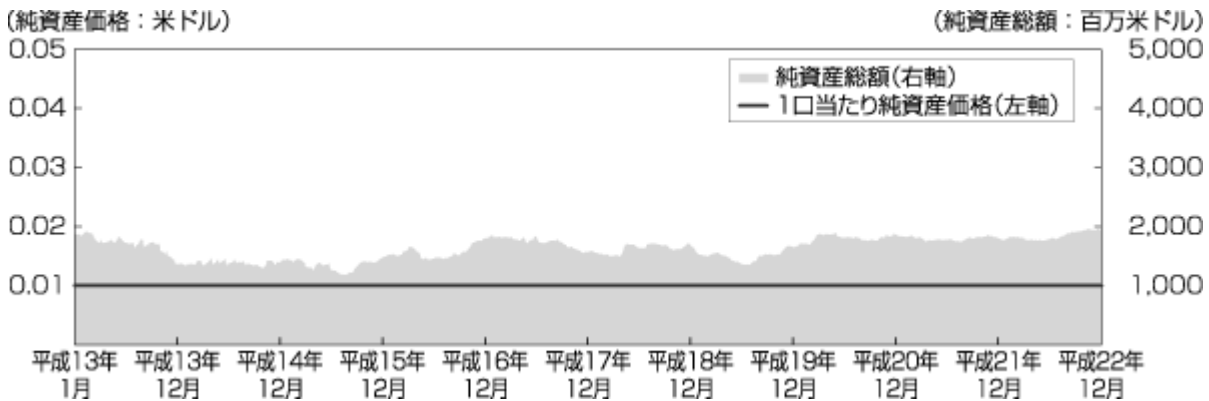
(注2) 上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

参考情報

純資産の推移

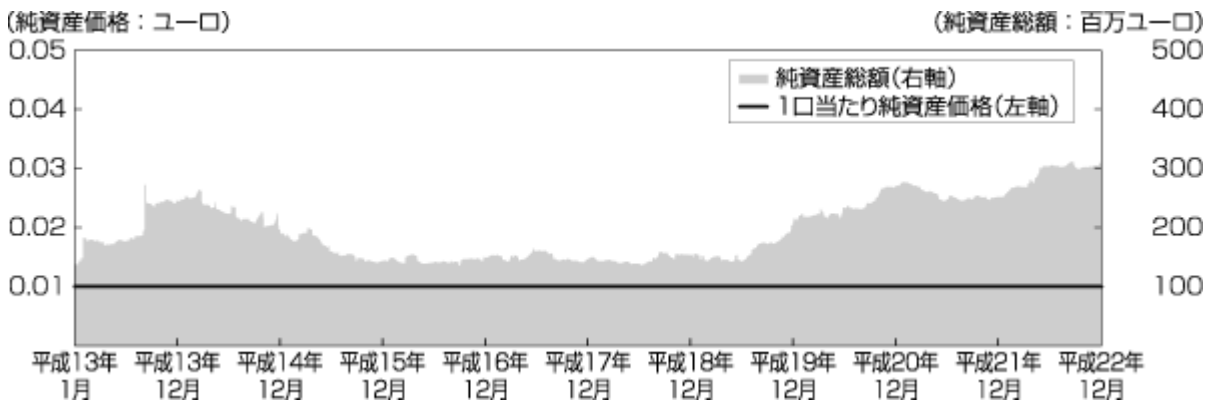
USドル・ポートフォリオ

(平成13年1月1日～平成22年12月31日)



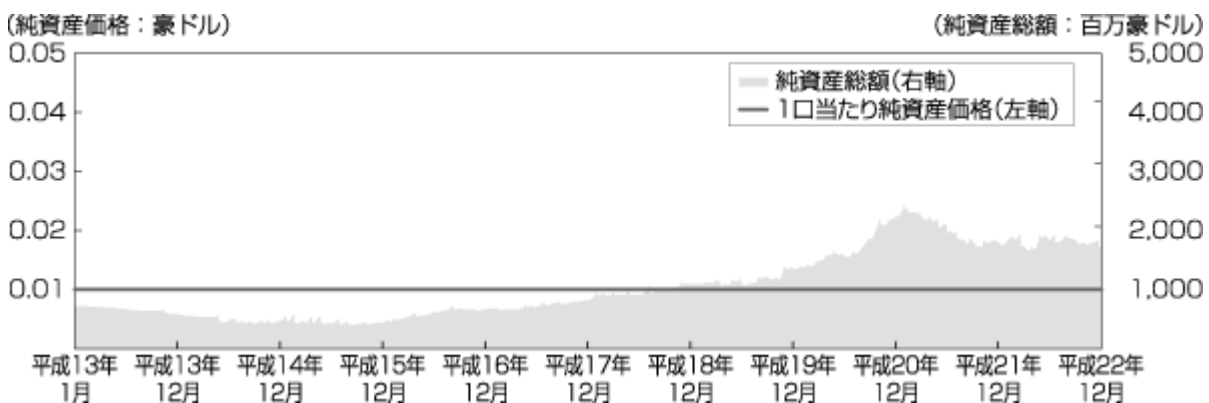
ユーロ・ポートフォリオ

(平成13年1月1日～平成22年12月31日)



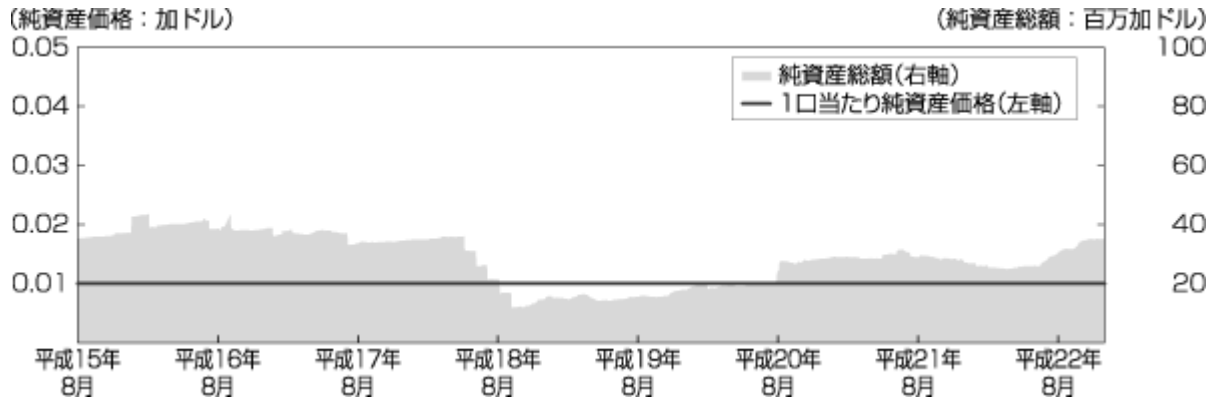
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(平成13年1月1日～平成22年12月31日)



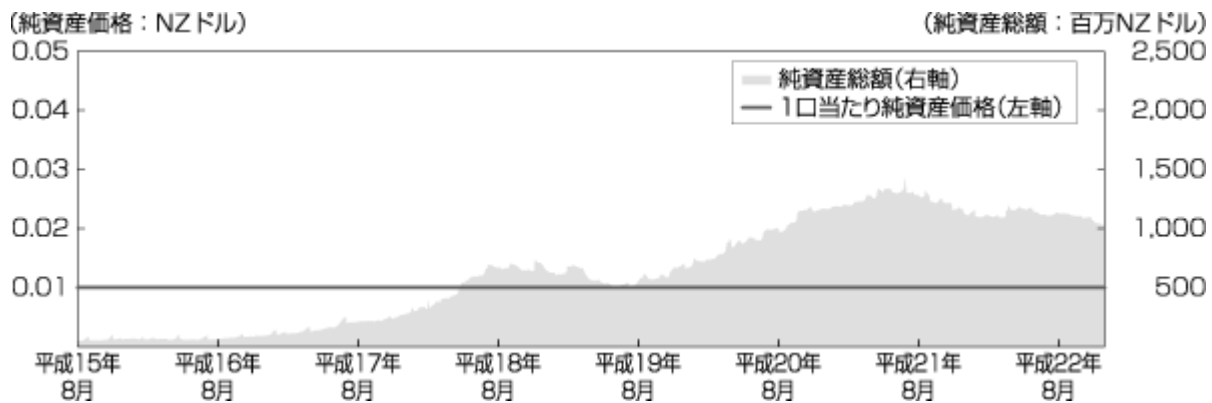
カナダ・ドル・ポートフォリオ

(平成15年8月28日(運用開始日)～平成22年12月31日)



ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(平成15年8月28日(運用開始日)～平成22年12月31日)



あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。

【分配の推移】

()USドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1米セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

直近10会計年度における分配の推移は次のとおりである。

	分配金
第10会計年度 (自2001年1月1日至2001年12月31日)	65,503,431.66米ドル(5,446,610,342.53円)
第11会計年度 (自2002年1月1日至2002年12月31日)	18,395,393.39米ドル(1,529,576,960.38円)
第12会計年度 (自2003年1月1日至2003年12月31日)	8,475,145.65米ドル(704,708,360.80円)
第13会計年度 (自2004年1月1日至2004年12月31日)	13,325,555.21米ドル(1,108,019,915.71円)
第14会計年度 (自2005年1月1日至2005年12月31日)	1口当たり 0.000253920米ドル(0.021113448円)
第15会計年度 (自2006年1月1日至2006年12月31日)	1口当たり 0.000429982米ドル(0.035753003円)
第16会計年度 (自2007年1月1日至2007年12月31日)	1口当たり 0.000457122米ドル(0.038009694円)
第17会計年度 (自2008年1月1日至2008年12月31日)	1口当たり 0.000208095米ドル(0.017303099円)
第18会計年度 (自2009年1月1日至2009年12月31日)	1口当たり 0.000035237米ドル(0.002929957円)
第19会計年度 (自2010年1月1日至2010年12月31日)	1口当たり 0.000019218米ドル(0.001597977円)

(注1) 第13会計年度までは、分配金の合計額を記載している。

(注2) 分配金の円貨換算については、外貨金額の端数桁数が表示上よりも大きい場合、表示上の外貨に所定の為替レートに乗じても完全に一致しない場合がある。

()ユーロ・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1ユーロ・セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

直近10会計年度における分配の推移は次のとおりである。

	分配金
第10会計年度 (自2001年1月1日至2001年12月31日)	7,415,426.14ユーロ(871,831,651.28円)
第11会計年度 (自2002年1月1日至2002年12月31日)	6,235,587.10ユーロ(733,117,975.35円)
第12会計年度 (自2003年1月1日至2003年12月31日)	3,009,897.17ユーロ(353,873,610.28円)
第13会計年度 (自2004年1月1日至2004年12月31日)	2,112,546.20ユーロ(248,372,056.73円)
第14会計年度 (自2005年1月1日至2005年12月31日)	1口当たり 0.000142858ユーロ(0.016795815円)
第15会計年度 (自2006年1月1日至2006年12月31日)	1口当たり 0.000212772ユーロ(0.025015604円)
第16会計年度 (自2007年1月1日至2007年12月31日)	1口当たり 0.000325405ユーロ(0.038257866円)
第17会計年度 (自2008年1月1日至2008年12月31日)	1口当たり 0.000334557ユーロ(0.039333866円)
第18会計年度 (自2009年1月1日至2009年12月31日)	1口当たり 0.000055442ユーロ(0.006518316円)
第19会計年度 (自2010年1月1日至2010年12月31日)	1口当たり 0.000026977ユーロ(0.003171686円)

(注1) 第13会計年度までは分配金の合計額を記載している。

(注2) 分配金の円貨換算については、外貨金額の端数桁数が表示上よりも大きい場合、表示上の外貨に所定の為替レートに乗じても完全に一致しない場合がある。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1豪セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

直近10会計年度における分配の推移は次のとおりである。

	分配金
第10会計年度 (自2001年1月1日至2001年12月31日)	30,650,493.82豪ドル(2,638,394,508.03円)
第11会計年度 (自2002年1月1日至2002年12月31日)	19,614,328.11豪ドル(1,688,401,363.71円)
第12会計年度 (自2003年1月1日至2003年12月31日)	18,473,603.19豪ドル(1,590,207,762.60円)
第13会計年度 (自2004年1月1日至2004年12月31日)	27,822,328.14豪ドル(2,394,946,006.29円)
第14会計年度 (自2005年1月1日至2005年12月31日)	1口当たり 0.000483248豪ドル(0.041597988円)
第15会計年度 (自2006年1月1日至2006年12月31日)	1口当たり 0.000512499豪ドル(0.044115914円)
第16会計年度 (自2007年1月1日至2007年12月31日)	1口当たり 0.000578423豪ドル(0.049790652円)
第17会計年度 (自2008年1月1日至2008年12月31日)	1口当たり 0.000617574豪ドル(0.053160770円)
第18会計年度 (自2009年1月1日至2009年12月31日)	1口当たり 0.000269238豪ドル(0.023176007円)
第19会計年度 (自2010年1月1日至2010年12月31日)	1口当たり 0.000381641豪ドル(0.032851657円)

(注1) 第13会計年度までは、分配金の合計額を記載している。

(注2) 分配金の円貨換算については、外貨金額の端数桁数が表示上よりも大きい場合、表示上の外貨に所定の為替レートに乗じても完全に一致しない場合がある。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1加セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

運用開始以来の各会計年度における分配の推移は次のとおりである。

	分配金
第12会計年度 (自2003年8月28日 至2003年12月31日)	236,788.68加ドル(20,283,318.33円)
第13会計年度 (自2004年1月1日 至2004年12月31日)	658,885.37加ドル(56,440,120.79円)
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	1口当たり 0.000190339加ドル(0.016304439円)
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	1口当たり 0.000307125加ドル(0.026308328円)
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	1口当たり 0.000363980加ドル(0.031178527円)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	1口当たり 0.000278253加ドル(0.023835152円)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	1口当たり 0.000027819加ドル(0.002382976円)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	1口当たり 0.000032582加ドル(0.002790974円)

(注1) 第13会計年度までは、分配金の合計額を記載している。

(注2) 分配金の円貨換算については、外貨金額の端数桁数が表示上よりも大きい場合、表示上の外貨に所定の為替レートに乗じても完全に一致しない場合がある。

() ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1NZセントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

運用開始以来の各会計年度における分配の推移は次のとおりである。

	分配金
第12会計年度 (自2003年8月28日 至2003年12月31日)	854,566.69NZドル(54,179,528.15円)
第13会計年度 (自2004年1月1日 至2004年12月31日)	3,417,261.30NZドル(216,654,366.42円)
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	1口当たり 0.000603305NZドル(0.038249537円)
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	1口当たり 0.000661106NZドル(0.041914120円)
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	1口当たり 0.000716108NZドル(0.045401247円)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	1口当たり 0.000735475NZドル(0.046629115円)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	1口当たり 0.000239685NZドル(0.015196029円)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	1口当たり 0.000232511NZドル(0.014741197円)

(注1) 第13会計年度までは、分配金の合計額を記載している。

(注2) 分配金の円貨換算については、外貨金額の端数桁数が表示上よりも大きい場合、表示上の外貨に所定の為替レートに乗じても完全に一致しない場合がある。

【収益率の推移】

()USドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における収益率の推移は次のとおりである。

	収益率(注)
第10会計年度 (自2001年1月1日至2001年12月31日)	3.742%
第11会計年度 (自2002年1月1日至2002年12月31日)	1.343%
第12会計年度 (自2003年1月1日至2003年12月31日)	0.632%
第13会計年度 (自2004年1月1日至2004年12月31日)	0.836%
第14会計年度 (自2005年1月1日至2005年12月31日)	2.539%
第15会計年度 (自2006年1月1日至2006年12月31日)	4.300%
第16会計年度 (自2007年1月1日至2007年12月31日)	4.571%
第17会計年度 (自2008年1月1日至2008年12月31日)	2.081%
第18会計年度 (自2009年1月1日至2009年12月31日)	0.352%
第19会計年度 (自2010年1月1日至2010年12月31日)	0.192%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(分配の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配の額)

ただし、第13会計年度までの収益率は、10,000口当たりの分配金(分配金/受益証券口数×10,000)を毎日計算し、直近7日間の分配金の平均値を365倍して純収益とし、その当該期間の平均値をもとに算出している。

()ユーロ・ポートフォリオ

直近10会計年度における収益率の推移は次のとおりである。

	収益率(注)
第10会計年度 (自2001年1月1日至2001年12月31日)	3.879%
第11会計年度 (自2002年1月1日至2002年12月31日)	2.740%
第12会計年度 (自2003年1月1日至2003年12月31日)	1.796%
第13会計年度 (自2004年1月1日至2004年12月31日)	1.468%
第14会計年度 (自2005年1月1日至2005年12月31日)	1.429%
第15会計年度 (自2006年1月1日至2006年12月31日)	2.128%
第16会計年度 (自2007年1月1日至2007年12月31日)	3.254%
第17会計年度 (自2008年1月1日至2008年12月31日)	3.346%
第18会計年度 (自2009年1月1日至2009年12月31日)	0.554%
第19会計年度 (自2010年1月1日至2010年12月31日)	0.270%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

ただし、第13会計年度までの収益率は、10,000口当たりの分配金(分配金/受益証券口数×10,000)を毎日計算し、直近7日間の分配金の平均値を365倍して純収益とし、その当該期間の平均値をもとに算出している。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における収益率の推移は次のとおりである。

	収益率(注)
第10会計年度 (自2001年1月1日 至2001年12月31日)	4.560%
第11会計年度 (自2002年1月1日 至2002年12月31日)	4.042%
第12会計年度 (自2003年1月1日 至2003年12月31日)	4.167%
第13会計年度 (自2004年1月1日 至2004年12月31日)	4.752%
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	4.832%
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	5.125%
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	5.784%
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	6.176%
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	2.692%
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	3.816%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

ただし、第13会計年度までの収益率は、10,000口当たりの分配金(分配金/受益証券口数×10,000)を毎日計算し、直近7日間の分配金の平均値を365倍して純収益とし、その当該期間の平均値をもとに算出している。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

運用開始以来の各会計年度における収益率の推移は次のとおりである。

	収益率(注)
第12会計年度 (自2003年8月28日 至2003年12月31日)	1.934%
第13会計年度 (自2004年1月1日 至2004年12月31日)	1.656%
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	1.903%
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	3.071%
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	3.640%
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	2.783%
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	0.278%
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	0.326%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

ただし、第13会計年度までの収益率は、10,000口当たりの分配金(分配金 / 受益証券口数 × 10,000)を毎日計算し、直近7日間の分配金の平均値を365倍して純収益とし、その当該期間の平均値をもとに算出している。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

運用開始以来の各会計年度における収益率の推移は次のとおりである。

	収益率(注)
第12会計年度 (自2003年8月28日 至2003年12月31日)	4.265%
第13会計年度 (自2004年1月1日 至2004年12月31日)	4.905%
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	6.033%
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	6.611%
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	7.161%
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	7.355%
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	2.397%
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	2.325%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

ただし、第13会計年度までの収益率は、10,000口当たりの分配金(分配金/受益証券口数×10,000)を毎日計算し、直近7日間の分配金の平均値を365倍して純収益とし、その当該期間の平均値をもとに算出している。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

()USドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度 (自2001年1月1日至2001年12月31日)	197,070,151,578 (197,068,092,132)	247,924,084,841 (247,924,084,841)	135,302,827,876 (135,292,535,945)
第11会計年度 (自2002年1月1日至2002年12月31日)	194,746,768,593 (194,746,662,894)	191,607,154,206 (191,607,154,206)	138,442,442,263 (138,432,044,633)
第12会計年度 (自2003年1月1日至2003年12月31日)	160,775,714,531 (160,775,656,971)	153,398,932,864 (153,398,932,864)	145,819,223,930 (145,808,768,740)
第13会計年度 (自2004年1月1日至2004年12月31日)	155,340,718,983 (155,340,646,696)	122,259,626,856 (122,259,626,856)	178,900,316,057 (178,889,788,580)
第14会計年度 (自2005年1月1日至2005年12月31日)	153,800,090,165 (153,799,803,703)	176,486,243,109 (176,486,243,109)	156,214,163,113 (156,203,349,174)
第15会計年度 (自2006年1月1日至2006年12月31日)	133,327,400,835 (133,327,013,529)	125,619,261,045 (125,619,261,045)	163,922,302,903 (163,911,101,658)
第16会計年度 (自2007年1月1日至2007年12月31日)	129,052,206,313 (129,051,731,347)	129,349,281,179 (129,349,281,179)	163,625,228,037 (163,613,551,826)
第17会計年度 (自2008年1月1日至2008年12月31日)	158,396,467,342 (158,396,259,075)	137,664,941,261 (137,664,941,261)	184,356,754,118 (184,344,869,640)
第18会計年度 (自2009年1月1日至2009年12月31日)	126,524,997,167 (126,524,980,047)	132,067,036,819 (132,056,913,058)	178,814,714,466 (178,812,936,629)
第19会計年度 (自2010年1月1日至2010年12月31日)	166,154,812,442 (166,154,812,442)	149,517,634,949 (149,517,634,949)	195,451,891,959 (195,450,114,122)

(注1) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

(注2) 上記口数は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

()ユーロ・ポートフォリオ

直近10会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度 (自2001年1月1日至2001年12月31日)	27,555,501,736 (27,555,501,736)	16,957,997,568 (16,957,997,568)	24,127,719,938 (24,127,719,938)
第11会計年度 (自2002年1月1日至2002年12月31日)	24,997,424,145 (24,997,424,145)	29,899,067,298 (29,899,067,298)	19,226,076,785 (19,226,076,785)
第12会計年度 (自2003年1月1日至2003年12月31日)	17,869,544,035 (17,869,544,035)	22,868,607,205 (22,868,607,205)	14,227,013,615 (14,227,013,615)
第13会計年度 (自2004年1月1日至2004年12月31日)	11,367,293,662 (11,367,293,662)	10,652,376,230 (10,652,376,230)	14,941,931,047 (14,941,931,047)
第14会計年度 (自2005年1月1日至2005年12月31日)	13,764,889,390 (13,764,889,390)	14,131,730,207 (14,131,730,207)	14,575,090,230 (14,575,090,230)
第15会計年度 (自2006年1月1日至2006年12月31日)	11,491,469,776 (11,491,469,776)	10,844,805,421 (10,844,805,421)	15,221,754,585 (15,221,754,585)
第16会計年度 (自2007年1月1日至2007年12月31日)	20,639,171,962 (20,639,171,962)	15,214,502,830 (15,214,502,830)	20,646,423,717 (20,646,423,717)
第17会計年度 (自2008年1月1日至2008年12月31日)	22,608,849,845 (22,608,849,845)	16,277,802,087 (16,277,802,087)	26,977,471,475 (26,977,471,475)
第18会計年度 (自2009年1月1日至2009年12月31日)	12,098,527,056 (12,098,527,056)	13,957,261,821 (13,957,261,821)	25,118,736,710 (25,118,736,710)
第19会計年度 (自2010年1月1日至2010年12月31日)	19,235,115,587 (19,235,115,587)	13,291,054,593 (13,291,054,593)	31,062,797,704 (31,062,797,704)

(注1) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

(注2) 上記口数は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度 (自2001年1月1日至2001年12月31日)	14,128,703,511 (14,128,703,511)	27,983,810,714 (27,983,810,714)	57,301,230,994 (57,301,230,994)
第11会計年度 (自2002年1月1日至2002年12月31日)	52,646,483,020 (52,646,483,020)	63,815,127,519 (63,815,127,519)	46,132,586,495 (46,132,586,495)
第12会計年度 (自2003年1月1日至2003年12月31日)	123,585,130,264 (123,585,130,264)	125,881,275,438 (125,881,275,438)	43,836,441,321 (43,836,441,321)
第13会計年度 (自2004年1月1日至2004年12月31日)	106,090,105,135 (106,090,105,135)	83,975,533,905 (83,975,533,905)	65,951,012,551 (65,951,012,551)
第14会計年度 (自2005年1月1日至2005年12月31日)	124,197,672,574 (124,197,672,574)	108,894,007,567 (108,894,007,567)	81,254,677,558 (81,254,677,558)
第15会計年度 (自2006年1月1日至2006年12月31日)	204,280,877,613 (204,280,877,613)	177,226,066,918 (177,226,066,918)	108,309,488,253 (108,309,488,253)
第16会計年度 (自2007年1月1日至2007年12月31日)	245,698,340,783 (245,698,340,783)	220,774,882,715 (220,774,882,715)	133,232,946,321 (133,232,946,321)
第17会計年度 (自2008年1月1日至2008年12月31日)	327,341,921,568 (327,341,921,568)	236,069,893,918 (236,069,893,918)	224,504,973,971 (224,504,973,971)
第18会計年度 (自2009年1月1日至2009年12月31日)	239,469,717,011 (239,469,717,011)	286,669,145,255 (286,669,145,255)	177,305,545,727 (177,305,545,727)
第19会計年度 (自2010年1月1日至2010年12月31日)	286,260,357,229 (286,260,357,229)	292,564,635,997 (292,564,635,997)	171,001,266,959 (171,001,266,959)

(注1) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

(注2) 上記口数は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

運用開始以来の各会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第12会計年度 (自2003年8月28日 至2003年12月31日)	3,768,777,432 (3,768,777,432)	59,644,989 (59,644,989)	3,709,132,443 (3,709,132,443)
第13会計年度 (自2004年1月1日 至2004年12月31日)	2,051,742,270 (2,051,742,270)	1,911,064,929 (1,911,064,929)	3,849,809,784 (3,849,809,784)
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	1,183,477,527 (1,183,477,527)	1,574,845,705 (1,574,845,705)	3,458,441,606 (3,458,441,606)
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	1,244,954,631 (1,244,954,631)	3,154,231,681 (3,154,231,681)	1,549,164,556 (1,549,164,556)
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	1,585,020,520 (1,585,020,520)	1,344,396,881 (1,344,396,881)	1,789,788,195 (1,789,788,195)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	2,369,712,856 (2,369,712,856)	1,311,254,891 (1,311,254,891)	2,848,246,160 (2,848,246,160)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	1,478,032,058 (1,478,032,058)	1,621,419,018 (1,621,419,018)	2,704,859,200 (2,704,859,200)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	2,439,355,495 (2,439,355,495)	1,614,000,396 (1,614,000,396)	3,530,214,299 (3,530,214,299)

(注1) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

(注2) 上記口数は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

運用開始以来の各会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第12会計年度 (自2003年8月28日 至2003年12月31日)	14,646,672,026 (14,646,672,026)	8,433,756,197 (8,433,756,197)	6,212,915,829 (6,212,915,829)
第13会計年度 (自2004年1月1日 至2004年12月31日)	28,481,000,141 (28,481,000,141)	25,617,366,054 (25,617,366,054)	9,076,549,916 (9,076,549,916)
第14会計年度 (自2005年1月1日 至2005年12月31日)	63,723,979,334 (63,723,979,334)	45,627,672,445 (45,627,672,445)	27,172,856,805 (27,172,856,805)
第15会計年度 (自2006年1月1日 至2006年12月31日)	121,120,963,951 (121,120,963,951)	84,845,757,976 (84,845,757,976)	63,448,062,780 (63,448,062,780)
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	112,551,243,306 (112,551,243,306)	109,797,918,061 (109,797,918,061)	66,201,388,025 (66,201,388,025)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	148,140,368,498 (148,140,368,498)	98,460,464,531 (98,460,464,531)	115,881,291,992 (115,881,291,992)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	126,635,187,159 (126,635,187,159)	131,023,078,796 (131,023,078,796)	111,493,400,355 (111,493,400,355)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	88,520,160,844 (88,520,160,844)	97,676,462,598 (97,676,462,598)	102,337,098,601 (102,337,098,601)

(注1) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

(注2) 上記口数は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(a) 海外における申込手続等

平成23年6月30日まで

各ファンド証券は、保管受託銀行への買付代金の支払い後管理会社により発行される。券面または確認書は、管理会社またはその代理人が保管受託銀行の買付代金の受領後に交付する。

各ファンド証券は管理会社が関連毎営業日に発行することができるが、管理会社は、後記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要（3）譲渡制限」に記載されるようにその裁量により暫定的にその発行を中止することができる。

管理会社は記名式券面のみを発行し、端数受益証券は発行されない。券面には管理会社および保管受託銀行の署名が付される。両署名はファクシミリによることができる。受益者が券面を要求しない場合、受益者は、ファンド証券につき券面の発行を希望しないものと見做し、受益者である旨の確認書を代わりに発行する。

買付の最低口数は1,000口で1口単位である。

ファンド証券1口当たりの発行価格は、ファンド証券の買付注文が受領された営業日(ただし、かかる買付注文は、当該日のルクセンブルグ時間午後2時前に受領されることを要する。)の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格である。

USドル・ポートフォリオの受益証券の純資産価格は米ドルで、ユーロ・ポートフォリオの純資産価格はユーロで、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの純資産価格は豪ドルで、カナダ・ドル・ポートフォリオの純資産価格は加ドルで、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの純資産価格はNZドルで表示される。

ファンド証券の購入申込みは、ルクセンブルグ時間午後2時前までに受領された場合、管理会社の事務所において、当日受諾される。

ルクセンブルグ時間午後2時後に受領された買付注文は、翌営業日に受領されたものと見做される。

管理会社は買付注文の全体または一部を、理由の如何を問わず受け付けまたは拒否する権利を有する。

分配方針により、管理会社は、合理的に可能な範囲で、1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セントに、ユーロ・ポートフォリオについては1ユーロ・セントに、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セントに、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントに、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに維持するよう尽力する。販売手数料は課せられない。

買付代金の支払いは、米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルまたはNZドルで銀行送金の方法により、買付注文が受領された翌営業日に保管受託銀行に対して行うものとする。

平成23年7月1日以降

各ファンド証券は、保管受託銀行への買付代金の支払い後管理会社により発行される。券面または確認書は、管理会社またはその代理人が保管受託銀行の買付代金の受領後に交付する。

各ファンド証券は管理会社が関連毎営業日に発行することができるが、管理会社は、後記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要（3）譲渡制限」に記載されるようにその裁量により暫定的にその発行を中止することができる。

管理会社は記名式券面のみを発行し、端数受益証券は発行されない。券面には管理会社および保管受託銀行の署名が付される。両署名はファクシミリによることができる。受益者が券面を要求しない場合、受益者は、ファンド証券につき券面の発行を希望しないものと見做し、受益者である旨の確認書を代わりに発行する。

買付の最低口数は1,000口で1口単位である。管理会社は、その裁量により、より小さい単位による買付けを受理することができる。

ファンド証券1口当たりの発行価格は、ファンド証券の買付注文が受領された営業日(ただし、かかる買付注文は、当該日のルクセンブルグ時間午後2時前に受領されることを要する。)の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格である。

USドル・ポートフォリオの受益証券の純資産価格は米ドルで、ユーロ・ポートフォリオの純資産価格はユーロで、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの純資産価格は豪ドルで、カナダ・ドル・ポートフォリオの純資産価格は加ドルで、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの純資産価格はNZドルで表示される。

ファンド証券の購入申込みは、ルクセンブルグ時間午後2時前までに受領された場合、管理会社の事務所において、当日受諾される。

ルクセンブルグ時間午後2時後に受領された買付注文は、翌営業日に受領されたものと見做される。

管理会社は買付注文の全体または一部を、理由の如何を問わず受け付けまたは拒否する権利を有する。

分配方針により、管理会社は、合理的に可能な範囲で、1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セントに、ユーロ・ポートフォリオについては1ユーロ・セントに、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セントに、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントに、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに維持するよう尽力する。販売手数料は課せられない。

買付代金の支払いは、米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルまたはNZドルで銀行送金の方法により、買付注文が受領された翌営業日に保管受託銀行に対して行うものとする。

管理会社は、マーケット・タイミングおよびレイト・トレーディング(金融監督委員会通達04/146に定義される。)に関連する取引を許容せず、かかる取引を行っている場合と管理会社が疑う投資者からの請求を拒絶する権利を、また、適切な場合、トラストの他の投資者を保護するための必要な措置を講ずる権利を留保する。受益証券の申込み、買戻しおよび転換は、純資産価格判明前に取扱われる。

マネー・ローンダリングの防止

適用あるルクセンブルグの法律および規則ならびに欧州連合の通達および規則（一般に「法」という。）、ならびにルクセンブルグ金融監督委員会により発行された通達（以下「金融監督委員会通達」という。）により、マネー・ローンダリングおよびテロ活動のための資金供与を目的とする投資信託の利用を防止するため、専門義務が拡大された。その結果、金融セクターの専門家（1993年4月5日のルクセンブルグ法（改訂済）に規定される。）は、法ならびに金融監督委員会通達に従い投資者を特定し、その身元を確認する義務を負う。ファンドの投資者および受益証券の譲受人は、身元証明を求められ、また既存の受益者も、身元証明を求められることがある。管理会社の決定に従い投資者および受益証券の譲受人により十分な身元確認が提供されるまで、管理会社は、受益証券の発行または登録および譲渡の承認を留保する権利を有する。同様に、受益証券は、これらの要件が完全に遵守されないかぎり買い戻されない。かかる場合、管理会社は、費用または補償につき責任を負わない。

管理会社の責任は、顧客の身元確認手続を適用することならびにマネー・ローンダリングおよびテロ活動のための資金供与の防止のための手続が法および金融監督委員会通達に従い完全に遵守されているか確認することである。顧客の身元確認手続においては、信頼できる独立の情報源から入手された書類、データまたは情報に基づき投資者を特定し、その身元確認をする。また、顧客の身元確認手続においては、適用がある場合には、受益者を特定し、合理的な身元確認手続をとる（法人、信託およびこれらに類似する法的組織に関しては、投資者の所有および支配の構造を理解するために合理的な手続をとること、取引関係の目的および狙いに関する情報を得ることならびに取引関係の継続的な監視を行うことを含む。）。投資者の特定および身元確認に関するルールは、個人および法人の両方に適用される。個人の場合、管轄当局（例えば、大使館、領事館、公証人、警官もしくはその他の管轄当局または規制された金融機関）が適式に認証した個人のパスポートまたは身分証明書の写しの提出を要求されることがある。法人の場合、設立（および商号変更）証明書または基本定款および付属定款（またはこれに相当する書類）の認証謄本（全ての受益者の名称、職業、誕生日ならびに居住地および事業所の所在地等を証明する法人の権限ある代表者の身元証明書を含む。）の提出を要求されることがある。

法および金融監督委員会通達の下での継続中の顧客身元確認手続に従い、受益者は随時、追加または更新された身元証明書の提供を要求されることがある。

(b) 日本における申込手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報(7)申込期間」に記載される期間中、トラスト営業日に本書「第一部 証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われる。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出し、販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。販売の単位は、1,000口以上1口単位である。ただし、有価証券、その他販売会社において取り扱う証券、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち販売会社において米ドル建、ユーロ建、豪ドル建、加ドル建またはNZドル建で支払われるものによりファンド証券を取得する場合は、1口以上1口単位とする。また、販売会社が別の契約書で定める場合は、当該契約書に従うものとする。また、場合により、申込日に、販売会社が定める円金額相当額以上について、販売会社が決定する為替相場に基づいて定める口数以上1口単位とする。ただし、販売会社はこれと異なる申込単位を定めることができる。具体的な申込単位については、本書「第一部 証券情報 (8) 申込取扱場所」に記載される各販売会社に照会のこと。

ファンド証券1口当たりの販売価格は、管理会社が当該買付注文を受領した営業日の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格である。買付注文がなされた営業日の翌営業日に「外国証券取引口座約款」および累積投資約款に基づき受渡しを行う。

買付代金の支払は、円貨で支払う場合は、米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルまたはNZドルとの換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る範囲で販売取扱会社の米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルまたはNZドル預金口座への振込み等により米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルまたはNZドルで支払うこともできる。ただし、販売取扱会社はこれと異なる申込方法によることができる。具体的な申込方法については本書「第一部 証券情報 (8) 申込取扱場所」に記載される申込取扱場所に照会のこと。

申込締切時間は、本書「第一部 証券情報 (8) 申込取扱場所」に記載される申込取扱場所に照会のこと。
申込手数料はない。

なお、上記「(a)海外における申込手続等」中の事項は、日本における申込手続等においても適宜準用される。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(a) 海外における買戻し手続等

受益者は、毎営業日にファンド証券の買戻しを請求することができる。

買戻し請求は、管理会社に対して書面で行うものとする。

買戻価格は、買戻請求が受領された営業日の翌営業日の前日に適用される純資産価格である。

買戻請求は、当該日のルクセンブルグ時間午後2時前に受領されることを要する。ルクセンブルグ時間午後2時以降に受領された買戻請求は、翌営業日に受領されたものと見做される。当該買戻請求は、ファンド証券の券面が発行されている場合には、券面の添付を要する。買戻手数料はない。信託財産留保額もない。

各営業日に適用される買戻価格は、当該営業日の営業開始時に入手することができる。ただし、相当量の買戻請求がなされ、これに応ずるためファンドの組入れ証券を処分しなければならず、そのためファンドの価値がかなりの影響を受ける場合、管理会社は告知された買戻価格を取消し、当該営業日に決定される純資産価格を基礎に買戻価格を決定することができる。ただし、当該再評価は買戻代金が支払われる営業日前になされ告知され、かつ当該再評価は当該営業日に受領されたすべての買戻請求に適用されるものとする。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを受益者の買戻請求後遅滞なく行うことができるようにするため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを保証するものとする。

買戻価格は、買戻しの日に適用されるファンド証券の純資産価格によって、購入時に支払われた価格を上回るか、または下回ることもある。

買戻代金の支払いは、米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルまたはNZドルで、買戻請求が受領された営業日の翌営業日に（券面が発行されている場合、当該券面の受領を条件として）行われる。買戻されるファンド証券についての発生済の未払い分配金は、買戻代金の支払いと同時に支払われる。

(b) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、いつでもファンド証券の買戻しを請求することができる。買戻請求は、手数料なし、信託財産留保額なしで各営業日に販売取扱会社を通じ管理会社に対し行うことができる。

ファンド証券1口当たりの買戻価格は、管理会社が買戻請求を受領した営業日の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格である。

買戻代金（および発生済・未払いの分配金）は外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた営業日の翌営業日に支払われる。買戻代金（および発生済・未払いの分配金）が円貨で支払われる場合、米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルまたはNZドルとの換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る場合は当該受益者の米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルまたはNZドル預金口座への振込み等により米ドル、ユーロ、豪ドル、加ドルまたはNZドルで支払われる。ファンド証券の買戻しは1口以上とし、1口を単位とする。ただし、販売会社はこれと異なる買戻単位を定めることができる。具体的な買戻単位は本書「第一部 証券情報（8）申込取扱場所」に記載される各販売会社に照会のこと。

なお、上記「(a)海外における買戻し手続等」中の事項は、日本における買戻し手続等においても適宜準用される。

3 【ファンド証券の転換】

(a) 海外における転換

1つのファンドの受益証券から他のファンドの受益証券に転換を希望する受益者は、二つのファンドの共通営業日に、転換のための取消不能の転換請求書に(発行されている場合は)受益証券を添えて、管理会社に対して受益証券の転換を請求することができる。当該請求書には、転換される口数を指定するものとする。転換により発行される口数は、転換請求の翌営業日の前日に適用されるそれぞれのファンドの受益証券の純資産価格に基づき以下のとおり決定される。

$$N_1 = \frac{NAV_2 \times N_2}{NAV_1}$$

N_1 : 転換後の口数。端数は発行されない。転換に伴い生ずる端数に起因する残余金額は、受益証券が転換される先のファンドに帰属する。

N_2 : 転換前の口数。これには、転換請求受益証券の発生済未払の分配金が、ルクセンブルグ、日本、その他の国の適用ある未払税金額を控除した後に、再投資されて発行された受益証券口数を含む。

NAV_1 : 転換により発行される受益証券の適用純資産価格。

NAV_2 : 転換により発行される受益証券の基準通貨に適用される営業日の為替レートにより変換された転換される受益証券の適用純資産価格。

転換手数料は課されない。

(b) 日本における転換

日本における受益者は、転換にかかる二つのファンドの共通営業日(ただし、直後のそれぞれのファンドの営業日が同一の日である場合に限る。)に、販売取扱会社を通じてファンド証券の転換を請求することができる。転換についての内容は、「(a)海外における転換」に記載されているとおりである。ただし、日本における転換請求の受け取り取扱は、販売会社によっては転換のための事務処理が可能となった後に開始される。また、販売取扱会社によっては、日本における転換は、「1 申込(販売) 手続等 (b)日本における申込手続等」および「2 買戻し手続等 (b)日本における買戻し手続等」に記載されているところによることもある。

転換手数料は課されない。

4 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

純資産価格の計算

各ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格は、各ポートフォリオの表示通貨で表示され、毎日、管理会社が決定する。営業日でない日については、管理会社が、当該非営業日の直前の営業日に事前に当該非営業日に適用される1口当たり純資産価格を決定する。

USドル・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

ユーロ・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、フランクフルト、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、シドニー、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

カナダ・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、トロント、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、ウェリントン、オークランド、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

管理会社は、純資産価格の計算をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社に委託している。

ファンドの組入れ証券および金融市場証券は均等償却法により評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額が当該ファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。

管理会社は、合理的に可能な範囲で、発行と買戻しのために計算されるファンド証券の1口当たり価格を1米セント、1ユーロ・セント、1豪セント、1カナダ・セントまたは1ニュージーランド・セントに安定させる手続を設けている。ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と均等償却法により計算される純資産価格との乖離を判定するため、取締役会により随時見直される。重大な稀薄化またはその他の不公正な結果を投資者または既存の受益者にもたらす可能性のある乖離があったと判定された場合、管理会社は、必要かつ適切であると判断する調整的措置を行う。これには、各受益者の受益証券の割合に応じた買戻しによるファンドの発行済受益証券口数の減少（この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われない）、売買益または売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却、組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止または入手可能な市場相場に基づく1口当たり純資産価格の決定が含まれる。受益証券1口当たり純資産価格を1米セント、1ユーロ・セント、1豪セント、1カナダ・セントまたは1ニュージーランド・セントに維持するため発行済受益証券口数を減少させる場合、強制的に買戻されるファンド証券口数は、組入証券の均等償却法による評価と市場価格に基づく評価との差を表わしている。各受益者は、トラストへの投資にあたり、かかる手続きに同意したものと見做される。

トラストの勘定において、受益者に対し宣言された日々の分配で未払いのものは、当該ファンドの債務として認識される。この債務は、ファンドの純資産総額および1口当たり純資産価格の計算に当たりファンドの資産から控除される。

上記の管理会社の決定は、管理会社による公正な価格計算のための一般的ガイドラインを定めた、管理会社が随時採択する政策に従って行われる。

すべての場合、各ファンドの1口当たり純資産価格は、ファンドのすべての組入証券およびその他の資産を合計し、その債務を控除し、発行済ファンド証券の口数で割ることにより決定される。

トラスト中の各ファンドに帰属する資産および債務を決定するため、各ファンドの資産プールは以下の方法で設定される。

- (a) 各ファンドの受益証券発行からの手取金は、トラストの帳簿上、当該ファンドのための資産プールに計上され、各ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本条項に従い当該プールに計上される。
- (b) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、トラストの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加、減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上される。
- (c) 特定のプールの資産に関連して、トラストに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させる。
- (d) トラストの資産や債務が特定のプールに帰属するものと判断されない場合、かかる資産や債務は、関連する各ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプールに帰属させられる。
- (e) 各ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、当該ファンドの受益証券の純資産価格は、当該金額分だけ減少させるものとする。

各ファンドの純資産価格は管理会社の取締役、授権された役員または代表者により証明され、明白な誤りがない限り、かかる証明は最終的なものとする。

直近の各ファンドの純資産価格は管理会社の事務所で入手することができる。

販売および買戻しの停止

管理会社は、次の場合、ファンド証券の純資産価格の決定を一時的に停止し、ファンド証券の販売、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

- (a) ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する一つもしくは複数の証券取引所、またはファンドの資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖されるか、または取引が制限もしくは停止された場合。
- (b) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。
- (c) ファンドの組入証券の評価のために通常使用されている通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合。
- (d) 為替規制または資産の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。
かかる停止は、発行、買戻しおよび転換請求を行った受益者に通知され、停止が一週間を超えるものと管理会社が判断する場合、かかる通知は公告される。

(2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外市場においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券またはその確認書は、各販売会社またはその保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社からファンド証券の取引報告書が交付される。

(3) 【信託期間】

後記「(5) その他 ファンドの解散」に従い解散されない限り、トラストの存続期間は無期限である。

(4) 【計算期間】

トラストの決算期は毎年12月31日である。

(5) 【その他】

約款の変更

約款のすべての変更の寄託の通知は、ルクセンブルグの「メモリアル・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」に公告される。

約款の変更および受益者に対する一切の通知は、管理会社の決定により、ファンド証券が販売された国の新聞にも公表することができる。

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、必要な場合、トラストに管轄権を有するすべての規制当局からの承認を条件として、いつでも約款の全部または一部を変更することができる。変更は、約款変更の関係書類にその他の記載のない限り、ルクセンブルグ商業登記所に寄託した通知がメモリアル・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン(以下「メモリアル」という。)に公告される日に効力を生じる。

ワラント・新受益証券引受権等の発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権、オプション等を発行することにより受益者または投資者に対して、ファンド証券を買い付ける権利を付与することを禁止されている。

ファンドの解散

トラストおよびファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意によりいつでも解散することができる。また、トラストおよびファンドは、ルクセンブルグの法律が定める一定の場合には解散される。

解散通知は、ルクセンブルグの「メモリアル」および管理会社と保管受託銀行が共同で決定する適切な発行部数をもつ少なくとも2つの新聞に公告されるものとする。ただし、そのうちの1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。

解散に通じる状況が発生した場合、ただちに受益証券の発行は無効の処分を伴い禁止される。買戻しは受益者の同等の取扱いが保証されるならば、なお可能である。

管理会社は受益者の最善の利益となるようにトラスト資産を売却し、保管受託銀行は、管理会社の指示のもとに、清算に要する手数料および費用を控除した上で、受益者にその持分に応じ清算手取金を分配する。

ルクセンブルグの法律に従い、清算手続終了時に払戻しのために提出されない受益証券に対応する清算手取金は、ルクセンブルグの供託機関に時効期間経過まで保管される。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、(i)いつでもファンドを含むファンドを解散することができ、当該ファンドの受益者は、当該ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または(ii)いつでもファンドを解散することができ、他のファンドに、解散される（監査報告により評価される）ファンドの資産を譲与し、他のファンドの受益証券を、解散されるファンド受益者に分配することができる。(ii)の解散および分配は、当該ファンドのサイズ、サブ・ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができる。(i)のファンドの解散の場合、解散の効力発生日は受益者に郵便またはファックスにて通知される。(ii)のファンドの解散の場合、当該ファンドの受益者には解散1か月前に郵便により通知するものとする。解散の効力発生日まで、受益者はファンドの解散により生ずる費用をカバーする引当金額を反映した純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続することができる。

解散最終時において支払請求がなされなかった受益証券についての清算金は、時効期間経過までルクセンブルグの供託機関に保管される。

受益者またはその相続人もしくはその受遺者は、トラストまたはファンドの清算または分割を請求することはできない。

(4) 関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90日以上前に、書面郵便で書面による通知を交付または送付することにより、本契約を解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90日以上前に、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、本契約を解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

投資顧問契約

管理会社が顧問会社に、または顧問会社が管理会社に書面による事前の通知を少なくとも3か月（かかる期間は当事者の合意により、短縮できる。）前までに発することにより解約されるまで有効であるものとする。

本契約は本契約当事者間の個人的なものであり、いずれの当事者もその権限または義務を事前の他方当事者の同意なくして譲渡することができない。

本契約は、ルクセンブルグ法に従い解釈され、かつ同法を準拠法とする。管轄権を有するルクセンブルグの裁判所を管轄裁判所とする。

代行証券会社契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し指定の住所宛、書面により通知することにより終了するまで有効に存続する。

本契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

受益証券販売・買戻契約

本契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、指定の住所宛に書面による通知を3か月前になすことにより解約されるまで存続する。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

5 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、ファンド証券名義人としてファンドに登録されていなければならない。

従って販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これらの受益者は外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

(1) 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

(2) 買戻・転換請求権

受益者は、本書の記載に従い、随時ファンド証券の買戻しまたは転換を管理会社に請求する権利を有する。

(3) 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(4) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

(注) 約款には受益者集会に関する規定はない。なお受益者の管理会社、保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じせしめた事由発生日の5年後に失効する。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(1) 管理会社またはトラストに対する、法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

(2) 日本におけるファンド証券の募集、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されている。なお関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人は、
弁護士 一木 剛太郎

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3 【ファンドの経理状況】

a トラストの直近2会計年度の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定を適用して作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)

b トラストの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

c トラストの原文の財務書類は、それぞれ下記の通貨で表示されている。

USドル・ポートフォリオ = 米ドル

ユーロ・ポートフォリオ = ユーロ

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ = オーストラリア・ドル

カナダ・ドル・ポートフォリオ = カナダ・ドル

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ = ニュージーランド・ドル

日本文の財務書類には円換算額が併記されている。日本円による金額は、平成23年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1 米ドル = 83.15円

1 ユーロ = 117.57円

1 オーストラリア・ドル = 86.08円

1 カナダ・ドル = 85.66円

1 ニュージーランド・ドル = 63.40円

1 【財務諸表】

(1) 【2010年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

結合純資産計算書

2010年12月31日現在

結合

	注	米ドル ^(*)	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		3,827,376,184	318,246,330
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	3,838,741,622	319,191,366
現金および預金		1,088,093,421	90,474,968
未収投資有価証券利息	2.6	14,232,408	1,183,425
未収預金利息	2.6	447,141	37,180
資産合計		4,941,514,592	410,886,938
負債			
未払分配金	9	7,846,747	652,457
未払代行協会員報酬	5	3,678,693	305,883
未払投資顧問報酬	4	972,423	80,857
未払管理事務代行報酬	7	453,247	37,687
未払保管報酬	6	302,355	25,141
未払年次税	8	122,046	10,148
未払管理報酬	3	85,637	7,121
未払専門家報酬		52,366	4,354
未払弁護士報酬		18,315	1,523
未払設立費		7,132	593
未払公告費		2,047	170
負債合計		13,541,008	1,125,935
純資産額		4,927,973,584	409,761,004

(*) 注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2010年12月31日現在

USドル・ポートフォリオ

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		1,525,103,057	126,812,319
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	1,525,524,385	126,847,353
現金および預金		429,574,875	35,719,151
未収投資有価証券利息	2.6	310,598	25,826
未収預金利息	2.6	2,191	182
資産合計		1,955,412,049	162,592,512
負債			
未払分配金	9	307,525	25,571
未払代行協会員報酬	5	278,263	23,138
未払投資顧問報酬	4	152,174	12,653
未払管理事務代行報酬	7	41,740	3,471
未払保管報酬	6	27,826	2,314
未払年次税	8	48,169	4,005
未払管理報酬	3	13,917	1,157
未払専門家報酬		19,543	1,625
未払弁護士報酬		3,973	330
負債合計		893,130	74,264
純資産額		1,954,518,919	162,518,248
発行済受益証券口数		195,451,891,959口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.83円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2010年12月31日現在

	注	ユーロ・ポートフォリオ	
		ユーロ	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		219,615,797	25,820,229
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	219,694,118	25,829,437
現金および預金		90,720,608	10,666,022
未収投資有価証券利息	2.6	473,543	55,674
未収預金利息	2.6	5,016	590
資産合計		310,893,285	36,551,724
負債			
未払分配金	9	92,772	10,907
未払代行協会員報酬	5	81,327	9,562
未払投資顧問報酬	4	56,929	6,693
未払管理事務代行報酬	7	12,199	1,434
未払保管報酬	6	8,133	956
未払年次税	8	7,695	905
未払管理報酬	3	4,066	478
未払専門家報酬		2,187	257
負債合計		265,308	31,192
純資産額		310,627,977	36,520,531
発行済受益証券口数		31,062,797,704口	
1口当たり純資産価格		0.01	1.18円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2010年12月31日現在

オーストラリア・ドル・
ポートフォリオ

	注	オーストラリア・ ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		1,371,500,679	118,058,778
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	1,379,209,715	118,722,372
現金および預金		329,447,927	28,358,878
未収投資有価証券利息	2.6	9,955,340	856,956
未収預金利息	2.6	320,471	27,586
資産合計		1,718,933,453	147,965,792
負債			
未払分配金	9	5,674,320	488,445
未払代行協会員報酬	5	2,203,480	189,676
未払投資顧問報酬	4	484,542	41,709
未払管理事務代行報酬	7	264,247	22,746
未払保管報酬	6	176,292	15,175
未払年次税	8	42,368	3,647
未払管理報酬	3	44,070	3,794
未払専門家報酬		19,668	1,693
未払弁護士報酬		11,796	1,015
負債合計		8,920,783	767,901
純資産額		1,710,012,670	147,197,891
発行済受益証券口数		171,001,266,959口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.86円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2010年12月31日現在

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		20,467,648	1,753,259
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	20,493,260	1,755,453
現金および預金		14,865,916	1,273,414
未収預金利息	2.6	1,729	148
資産合計		35,360,905	3,029,015
負債			
未払分配金	9	16,365	1,402
未払代行協会員報酬	5	16,013	1,372
未払投資顧問報酬	4	11,207	960
未払管理事務代行報酬	7	2,400	206
未払保管報酬	6	1,601	137
未払年次税	8	879	75
未払管理報酬	3	799	68
未払専門家報酬		275	24
未払弁護士報酬		49	4
未払設立費		7,129	611
未払公告費		2,045	175
負債合計		58,762	5,034
純資産額		35,302,143	3,023,982
発行済受益証券口数		3,530,214,299口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.86円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2010年12月31日現在

ニュージーランド・ドル・
ポートフォリオ

	注	ニュージーランド・ ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		774,475,022	49,101,716
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	778,339,241	49,346,708
現金および預金		244,882,318	15,525,539
未収投資有価証券利息	2.6	4,117,147	261,027
未収預金利息	2.6	143,733	9,113
資産合計		1,027,482,439	65,142,387
負債			
未払分配金	9	2,115,640	134,132
未払代行協会員報酬	5	1,345,746	85,320
未払投資顧問報酬	4	312,961	19,842
未払管理事務代行報酬	7	161,384	10,232
未払保管報酬	6	107,668	6,826
未払年次税	8	25,618	1,624
未払管理報酬	3	26,915	1,706
未払専門家報酬		12,540	795
未払弁護士報酬		2,981	189
負債合計		4,111,453	260,666
純資産額		1,023,370,986	64,881,721
発行済受益証券口数		102,337,098,601口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.63円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

結合運用計算書および純資産変動計算書

2010年12月31日に終了した年度

	注	結合	
		米ドル ^(*)	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	105,365,288	8,761,124
預金利息	2.6	15,846,492	1,317,636
その他収益		18,021	1,498
収益合計		121,229,801	10,080,258
費用			
代行協会員報酬	5	13,766,875	1,144,716
投資顧問報酬	4	3,623,525	301,296
管理事務代行報酬	7	1,696,209	141,040
保管報酬	6	1,131,515	94,085
公告費		788,833	65,591
年次税	8	466,689	38,805
管理報酬	3	320,499	26,649
専門家報酬		89,031	7,403
弁護士報酬		3,514	292
その他費用		15,288	1,271
費用合計		21,901,978	1,821,149
投資純利益		99,327,823	8,259,108
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(20,997,226)	(1,745,919)
当期実現純利益		78,330,597	6,513,189
投資有価証券未実現評価益の純変動		8,010,314	666,058
運用の結果による純資産の純増加		86,340,911	7,179,247
資本の変動			
受益証券発行		5,209,457,294	433,166,374
受益証券買戻し		(5,080,197,098)	(422,418,389)
資本の純変動		129,260,196	10,747,985
分配金	9	(86,340,913)	(7,179,247)
期首現在純資産		4,556,231,925	378,850,685
為替調整額		242,481,465	20,162,334
期末現在純資産		4,927,973,584	409,761,004

(*) 注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2010年12月31日に終了した年度

USドル・ポートフォリオ

	注	米ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	11,085,307	921,743
預金利息	2.6	679,730	56,520
収益合計		11,765,037	978,263
費用			
代行協会員報酬	5	1,125,958	93,623
投資顧問報酬	4	618,554	51,433
管理事務代行報酬	7	168,896	14,044
保管報酬	6	112,598	9,363
公告費		320,257	26,629
年次税	8	186,587	15,515
管理報酬	3	56,303	4,682
専門家報酬		43,148	3,588
弁護士報酬		1,340	111
その他費用		5,946	494
費用合計		2,639,587	219,482
投資純利益		9,125,450	758,781
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(5,647,319)	(469,575)
当期実現純利益		3,478,131	289,207
投資有価証券未実現評価益の純変動		61,232	5,091
運用の結果による純資産の純増加		3,539,363	294,298
資本の変動			
受益証券発行		1,660,503,319	138,070,851
受益証券買戻し		(1,494,131,544)	(124,237,038)
資本の純変動		166,371,775	13,833,813
分配金	9	(3,539,364)	(294,298)
期首現在純資産		1,788,147,145	148,684,435
期末現在純資産		1,954,518,919	162,518,248

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2010年12月31日に終了した年度

ユーロ・ポートフォリオ

	注	ユーロ	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	2,988,148	351,317
預金利息	2.6	178,547	20,992
収益合計		3,166,695	372,308
費用			
代行協会員報酬	5	261,034	30,690
投資顧問報酬	4	182,686	21,478
管理事務代行報酬	7	39,157	4,604
保管報酬	6	26,106	3,069
公告費		51,095	6,007
年次税	8	29,340	3,450
管理報酬	3	13,064	1,536
専門家報酬		5,732	674
弁護士報酬		65	8
その他費用		860	101
費用合計		609,139	71,616
投資純利益		2,557,556	300,692
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(1,637,610)	(192,534)
当期実現純利益		919,946	108,158
投資有価証券未実現評価損の純変動		(137,640)	(16,182)
運用の結果による純資産の純増加		782,306	91,976
資本の変動			
受益証券発行		192,310,717	22,609,971
受益証券買戻し		(132,870,107)	(15,621,538)
資本の純変動		59,440,610	6,988,433
分配金	9	(782,306)	(91,976)
期首現在純資産		251,187,367	29,532,099
期末現在純資産		310,627,977	36,520,531

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2010年12月31日に終了した年度

オーストラリア・ドル・
ポートフォリオ

	注	オーストラリア・ ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	70,188,084	6,041,790
預金利息	2.6	12,222,044	1,052,074
収益合計		82,410,128	7,093,864
費用			
代行協会員報酬	5	8,965,110	771,717
投資顧問報酬	4	1,968,410	169,441
管理事務代行報酬	7	1,075,127	92,547
保管報酬	6	717,263	61,742
公告費		281,422	24,225
年次税	8	173,885	14,968
管理報酬	3	179,306	15,435
専門家報酬		19,652	1,692
その他費用		5,944	512
費用合計		13,386,119	1,152,277
投資純利益		69,024,009	5,941,587
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(6,147,388)	(529,167)
当期実現純利益		62,876,621	5,412,420
投資有価証券未実現評価益の純変動		5,620,116	483,780
運用の結果による純資産の純増加		68,496,737	5,896,199
資本の変動			
受益証券発行		2,861,911,629	246,353,353
受益証券買戻し		(2,924,954,417)	(251,780,076)
資本の純変動		(63,042,788)	(5,426,723)
分配金	9	(68,496,736)	(5,896,199)
期首現在純資産		1,773,055,457	152,624,614
期末現在純資産		1,710,012,670	147,197,891

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2010年12月31日に終了した年度

カナダ・ドル・ポートフォリオ

	注	カナダ・ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	178,388	15,281
預金利息	2.6	32,988	2,826
その他収益		2,441	209
収益合計		213,817	18,316
費用			
代行協会員報酬	5	32,647	2,797
投資顧問報酬	4	22,848	1,957
管理事務代行報酬	7	4,892	419
保管報酬	6	3,267	280
年次税	8	2,953	253
管理報酬	3	1,643	141
専門家報酬		660	57
弁護士報酬		40	3
その他費用		87	7
費用合計		69,037	5,914
投資純利益		144,780	12,402
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(64,626)	(5,536)
当期実現純利益		80,154	6,866
投資有価証券未実現評価益の純変動		20,137	1,725
運用の結果による純資産の純増加		100,291	8,591
資本の変動			
受益証券発行		24,382,681	2,088,620
受益証券買戻し		(16,129,130)	(1,381,621)
資本の純変動		8,253,551	706,999
分配金	9	(100,291)	(8,591)
期首現在純資産		27,048,592	2,316,982
期末現在純資産		35,302,143	3,023,982

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2010年12月31日に終了した年度

ニュージーランド・ドル・
ポートフォリオ

	注	ニュージーランド・ ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	35,469,921	2,248,793
預金利息	2.6	5,069,438	321,402
その他収益		21,695	1,375
収益合計		40,561,054	2,571,571
費用			
代行協会員報酬	5	5,569,003	353,075
投資顧問報酬	4	1,289,051	81,726
管理事務代行報酬	7	667,850	42,342
保管報酬	6	445,554	28,248
公告費		196,735	12,473
年次税	8	108,625	6,887
管理報酬	3	111,382	7,062
専門家報酬		27,112	1,719
弁護士報酬		2,840	180
その他費用		3,668	233
費用合計		8,421,820	533,943
投資純利益		32,139,234	2,037,627
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(10,340,270)	(655,573)
当期実現純利益		21,798,964	1,382,054
投資有価証券未実現評価益の純変動		4,080,157	258,682
運用の結果による純資産の純増加		25,879,121	1,640,736
資本の変動			
受益証券発行		884,229,762	56,060,167
受益証券買戻し		(975,792,780)	(61,865,262)
資本の純変動		(91,563,018)	(5,805,095)
分配金	9	(25,879,121)	(1,640,736)
期首現在純資産		1,114,934,004	70,686,816
期末現在純資産		1,023,370,986	64,881,721

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

統計情報

（各サブ・ファンドの通貨で表示）

	USドル・ ポートフォリオ	ユーロ・ ポートフォリオ	オーストラリア・ ドル・ ポートフォリオ	カナダ・ドル・ ポートフォリオ	ニュージーランド・ ドル・ ポートフォリオ
期末現在発行済受益証券口数：					
2008年12月31日	184,356,754,118	26,977,471,475	224,504,973,971	2,848,246,160	115,881,291,992
2009年12月31日	178,814,714,466	25,118,736,710	177,305,545,727	2,704,859,200	111,493,400,355
当期発行口数	166,154,812,442	19,235,115,587	286,260,357,229	2,439,355,495	88,520,160,844
当期買戻し口数	(149,517,634,949)	(13,291,054,593)	(292,564,635,997)	(1,614,000,396)	(97,676,462,598)
2010年12月31日	195,451,891,959	31,062,797,704	171,001,266,959	3,530,214,299	102,337,098,601
	米ドル	ユーロ	オーストラリア・ ドル	カナダ・ドル	ニュージーランド・ ドル
期末現在純資産額：					
2008年12月31日	1,843,567,541	269,774,715	2,245,049,740	28,482,462	1,158,812,920
2009年12月31日	1,788,147,145	251,187,367	1,773,055,457	27,048,592	1,114,934,004
2010年12月31日	1,954,518,919	310,627,977	1,710,012,670	35,302,143	1,023,370,986
期末現在1口当たり純資産価格：					
2008年12月31日	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
2009年12月31日	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
2010年12月31日	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

[次へ](#)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

財務書類に対する注記

2010年12月31日現在

注1. 事業活動

契約型傘型投資信託として組織されたニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、存続期間無期限の、有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の間の相互の合意により、またはルクセンブルグ法に定められた事情により、いつでも解散することができる。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国の2002年12月20日法（改正済）パートIIに基づいて組織されている。各サブ・ファンドの資産は、それぞれの投資方針および投資目的に従い別々に投資される。

各サブ・ファンドの目的は、質の高い短期金融商品に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることである。

2010年12月31日現在、5つのサブ・ファンドが運用されている。

- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - USドル・ポートフォリオ
（以下「USドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - ユーロ・ポートフォリオ
（以下「ユーロ・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル・ポートフォリオ
（以下「オーストラリア・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - カナダ・ドル・ポートフォリオ
（以下「カナダ・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ
（以下「ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ」という）

注2. 重要な会計方針

2.1) 財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグの契約型投資信託に関する規制に従って作成されている。

2.2) 純資産計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書

ファンドの結合財務書類は、米ドルで表示されている。結合純資産計算書は、期末決算時点の実勢為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの純資産の合計である。

通貨	為替レート
ユーロ	1.3244
オーストラリア・ドル	1.0174
カナダ・ドル	1.0005
ニュージーランド・ドル	0.7690

結合運用計算書および純資産変動計算書は、年平均の為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの運用および純資産変動の合計である。

通貨	為替レート
ユーロ	1.3275
オーストラリア・ドル	0.9197
カナダ・ドル	0.9711
ニュージーランド・ドル	0.7214

2.3) 投資有価証券

各サブ・ファンドの債券、債務証券および短期金融商品は、償却原価に基づき評価される。この評価方法は、投資有価証券を取得原価で評価し、以後有価証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引またはプレミアムを満期まで均等額で償却することを前提としている。割引またはプレミアムの償却額は、純資産変動計算書上「投資有価証券未実現評価益/(損)の変動」に含まれている。満期時に、実現純利益は「投資有価証券受取利息」に計上される。

2.4) 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建の取引は、取引日現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算される。外貨取引にかかる損益は、当期の損益を決定する際に運用計算書および純資産変動計算書上で認識される。

2.5) 設立費

設立費は、全額償却される。

2.6) 収益

受取利息は日々発生する。

以下の報酬に関連する注記3から7において、「グロス・イールド（その他費用控除後）」とは、各サブ・ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、管理会社により日々算出される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他費用控除後）」とは、（ ）サブ・ファンドの総利益（有価証券の売買損益を含む。）より、（ ）サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、管理会社により日々算出される金額をいう。

注3. 管理報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の1%である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上の場合、管理報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.01%を上限とする。

注4. 投資顧問報酬

投資顧問会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、投資顧問報酬は、（ ）グロス・インカム（その他費用控除後）の14%および（ ）グロス・イールド（その他費用控除後）に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上の場合、投資顧問報酬の総額は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額に基づいて、以下のように計算される。

USドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率（上限）
- 2億米ドル以下の部分	0.15%
- 2億米ドル超5億米ドル以下の部分	0.125%
- 5億米ドル超20億米ドル以下の部分	0.10%
- 20億米ドル超の部分	0.09%

ユーロ・ポートフォリオ

純資産総額	年率（上限）
- 2億ユーロ以下の部分	0.15%
- 2億ユーロ超5億ユーロ以下の部分	0.125%
- 5億ユーロ超20億ユーロ以下の部分	0.10%
- 20億ユーロ超の部分	0.09%

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率（上限）
- 2億オーストラリア・ドル以下の部分	0.15%
- 2億オーストラリア・ドル超5億オーストラリア・ドル以下の部分	0.125%
- 5億オーストラリア・ドル超20億オーストラリア・ドル以下の部分	0.10%
- 20億オーストラリア・ドル超の部分	0.09%

カナダ・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率（上限）
- 2億カナダ・ドル以下の部分	0.15%
- 2億カナダ・ドル超5億カナダ・ドル以下の部分	0.125%
- 5億カナダ・ドル超20億カナダ・ドル以下の部分	0.10%
- 20億カナダ・ドル超の部分	0.09%

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率（上限）
- 2億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.15%
- 2億ニュージーランド・ドル超5億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.125%
- 5億ニュージーランド・ドル超20億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.10%
- 20億ニュージーランド・ドル超の部分	0.09%

注5. 代行協会員報酬

代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の20%である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上の場合、代行協会員報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.50%を上限とする。日本における販売会社は代行協会員に支払われる報酬から報酬を受け取る。代行協会員が負担したすべての合理的な実費は、関連するサブ・ファンドが負担する。

注6. 保管報酬

保管受託銀行は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、保管報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の2%である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上の場合、保管報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.04%を上限とする。保管受託銀行が負担した電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、ファンドが負担する。

注7. 管理事務代行報酬

管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の3%である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上の場合、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.06%を上限とする。管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社が負担した、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費は、ファンドが負担する。

注8. 税制

ファンドは税金に関し、ルクセンブルグの法律に準拠している。ルクセンブルグにおける現行法規のもとでは、ファンドの純資産額に対し年率0.01%の資本税（「年次税」）が課せられており、四半期毎に計算され支払われる。

現行法のもとでは、ファンドもその受益者もルクセンブルグにおいて所得税またはキャピタル・ゲイン税も課せられず、源泉税または相続税も課せられない。ファンドは、ファンドのポートフォリオにおける投資有価証券から生じた収益から、当該国における源泉税控除後の収益を回収している。

注9. 分配方針

管理会社の目的は、各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格を、それぞれ0.01米ドル、0.01ユーロ、0.01オーストラリア・ドル、0.01カナダ・ドルおよび0.01ニュージーランド・ドルに維持することである。

分配宣言済の未払分配金は、受益証券の買戻し時に買戻し代金とともに支払われる。

さらに、各サブ・ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の前日までに分配宣言済の未払分配金はすべて、当該最終営業日の前日に適用される各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行される。

【投資有価証券明細表等】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
契約型投資信託

投資有価証券明細表
2010年12月31日現在

USドル・ポートフォリオ

(単位：米ドル)

額面	銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率 [*]
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 債券			米ドル	米ドル	%
45,000,000	SFEF 2 25FEB11 REGS	米ドル	45,378,000	45,089,033	2.31
20,000,000	FINLAND T-BILL 0.00 19JAN11	米ドル	19,978,024	19,996,670	1.02
50,000,000	FINLAND T-BILL 0.00 16FEB11	米ドル	49,969,325	49,982,675	2.56
債券合計			115,325,349	115,068,378	5.89
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			115,325,349	115,068,378	5.89
II. その他の債務証券					
A. 譲渡性預金証書			米ドル	米ドル	%
50,000,000	BANK OF TOKYO MITSU ECD 21JAN11	米ドル	49,984,505	49,989,005	2.56
50,000,000	COMMONWEALTH BK OF AUS CD 31JAN11	米ドル	49,967,382	49,988,895	2.56
16,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPS CD 24JAN11	米ドル	15,995,024	15,996,112	0.82
25,000,000	SOCIETE GENERALE CD 27JAN11	米ドル	24,980,848	24,994,170	1.28
20,000,000	SOCIETE GENERALE HK CD 01MAR11	米ドル	19,982,755	19,988,312	1.02
譲渡性預金証書合計			160,910,514	160,956,494	8.24

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

投資有価証券明細表 2010年12月31日現在

USドル・ポートフォリオ(続き)

(単位:米ドル)

額面	銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
II. その他の債務証券(続き)					
C. コマーシャル・ペーパー			米ドル	米ドル	%
50,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 03MAR11	米ドル	49,936,955	49,955,870	2.56
30,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 07MAR11	米ドル	29,970,778	29,978,247	1.53
25,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 28FEB11	米ドル	24,972,218	24,981,480	1.28
8,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 31JAN11	米ドル	7,996,002	7,997,157	0.41
25,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 02FEB11	米ドル	24,945,812	24,989,988	1.28
75,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 08MAR11	米ドル	74,917,591	74,953,305	3.83
30,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 10JAN11	米ドル	29,910,849	29,994,699	1.53
25,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 10MAR11	米ドル	24,972,530	24,983,975	1.28
25,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 16FEB11	米ドル	24,937,164	24,983,608	1.28
20,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 14FEB11	米ドル	19,983,303	19,991,830	1.02
75,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 18JAN11	米ドル	74,980,068	74,988,525	3.84
25,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN.CP 06APR11	米ドル	24,946,400	24,971,433	1.28
30,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN.CP 08FEB11	米ドル	29,979,314	29,991,006	1.53
45,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN.CP 13JAN11	米ドル	44,960,934	44,994,056	2.30
25,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN.CP 18FEB11	米ドル	24,945,176	24,985,103	1.28
27,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN.CP 31DEC10	米ドル	26,974,494	26,999,722	1.38
25,000,000	CREDIT SUISSE SYDNEY CP 04JAN11	米ドル	24,987,319	24,998,993	1.28
25,000,000	CREDIT SUISSE SYDNEY CP 24JAN11	米ドル	24,992,447	24,994,100	1.28
60,000,000	EIB CP 06JAN11	米ドル	59,986,053	59,996,850	3.07
40,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 01MAR11	米ドル	39,969,801	39,978,328	2.05
50,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 17FEB11	米ドル	49,963,610	49,980,620	2.56
40,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 28FEB11	米ドル	39,970,255	39,981,016	2.05
25,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 01MAR11	米ドル	24,980,016	24,986,455	1.28
20,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 02MAR11	米ドル	19,982,515	19,987,954	1.02
50,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 17MAR11	米ドル	49,957,536	49,963,670	2.56
60,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 20JAN11	米ドル	59,983,058	59,988,522	3.07
25,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 28FEB11	米ドル	24,983,039	24,989,175	1.28
80,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 14FEB11	米ドル	79,886,589	79,965,422	4.09
75,000,000	NETHERLANDS STATE OF CP 04JAN11	米ドル	74,990,001	74,996,670	3.84
25,000,000	OESTERREICH KONTROLLBK CP 24FEB11	米ドル	24,984,038	24,990,285	1.28
35,000,000	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 08FEB11	米ドル	34,976,760	34,989,896	1.79
20,000,000	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 14MAR11	米ドル	19,984,592	19,987,470	1.02
35,000,000	ROYAL BK OF SCOTLAND CP 27JAN11	米ドル	34,968,722	34,990,480	1.79
20,000,000	SWEDEN KINGDOM OF CP 14FEB11	米ドル	19,991,255	19,993,603	1.00
コマーシャル・ペーパー合計			1,248,867,194	1,249,499,513	63.92
その他の債務証券合計			1,409,777,708	1,410,456,007	72.16
投資有価証券合計			1,525,103,057	1,525,524,385	78.05

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類

USドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) [*]
フランス		
	政府機関	20.72
	銀行およびその他の金融機関	1.28
		22.00
オランダ		
	モーゲージおよび資金調達機関	13.30
	中央政府 - 債務証券	3.84
	銀行およびその他の金融機関	0.82
		17.96
ドイツ		
	モーゲージおよび資金調達機関	15.85
		15.85
オーストラリア		
	銀行およびその他の金融機関	9.72
		9.72
フィンランド		
	中央政府 - 債務証券	3.58
		3.58
ルクセンブルグ		
	国際機関	3.07
		3.07
英国		
	銀行およびその他の金融機関	2.56
		2.56
オーストリア		
	銀行およびその他の金融機関	1.28
		1.28
香港		
	銀行およびその他の金融機関	1.02
		1.02
スウェーデン		
	中央政府 - 債務証券	1.01
		1.01
投資有価証券合計		78.05

(^{*}) 純資産総額に対する時価の比率(%)

投資有価証券明細表 2010年12月31日現在

ユーロ・ポートフォリオ

(単位：ユーロ)

額面	銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 中期債券			ユーロ	ユーロ	%
10,000,000	BANK NEDERLANDSE GEM 2.75 27JAN11	ユーロ	10,072,000	10,017,085	3.22
3,000,000	BANK OF AMERICA CORP FRN 15FEB12	ユーロ	2,999,250	2,999,824	0.97
1,000,000	ROYAL BANK OF CANADA FRN 23MAR11	ユーロ	1,000,330	1,000,020	0.32
11,760,000	SWEDBANK AB 2.375 24MAR11	ユーロ	11,818,800	11,803,707	3.80
20,000,000	NETHERLANDS KINGDM T-BILL 0.0 31DEC10	ユーロ	19,993,819	19,999,706	6.44
30,000,000	FINLAND T-BILL 0.00 08FEB11	ユーロ	29,959,664	29,978,861	9.65
中期債券合計			75,843,863	75,799,203	24.40
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			75,843,863	75,799,203	24.40

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券明細表 2010年12月31日現在

ユーロ・ポートフォリオ(続き)

(単位:ユーロ)

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
II. その他の債務証券				
A. 譲渡性預金証書				
		ユーロ	ユーロ	%
12,000,000 BNP PARIBAS CD 11JAN11	ユーロ	11,975,517	11,996,807	3.86
7,500,000 BNP PARIBAS LDN CD 31JAN11	ユーロ	7,496,152	7,496,269	2.41
10,000,000 HSBC FRANCE CD 21JAN11	ユーロ	9,995,137	9,996,549	3.22
10,000,000 SOCIETE GENERALE CD 01MAR11	ユーロ	9,979,417	9,986,050	3.21
譲渡性預金証書合計		39,446,223	39,475,675	12.70
B. コマーシャル・ペーパー				
		ユーロ	ユーロ	%
30,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 22FEB11	ユーロ	29,947,957	29,969,454	9.65
15,000,000 ANZ BANKING CP 07FEB11	ユーロ	14,971,073	14,987,999	4.83
5,000,000 DNB NOR BANK ASA CP 21JAN11	ユーロ	4,990,562	4,997,743	1.61
10,000,000 NORDEA BANK AB CP 07FEB11	ユーロ	9,987,615	9,992,210	3.22
15,000,000 NORDEA BANK AB CP 21FEB11	ユーロ	14,982,433	14,985,222	4.82
10,000,000 RABOBANK NEDERLAND CP 14JAN11	ユーロ	9,983,671	9,997,338	3.22
4,500,000 SOCIETE GENERALE CP 01MAR11	ユーロ	4,493,577	4,493,680	1.45
15,000,000 SOCIETE GENERALE CP 12JAN11	ユーロ	14,968,823	14,995,594	4.83
コマーシャル・ペーパー合計		104,325,711	104,419,240	33.63
その他の債務証券合計		143,771,934	143,894,915	46.33
投資有価証券合計		219,615,797	219,694,118	70.73

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類

ユーロ・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) [*]
フランス	銀行およびその他の金融機関	16.57
	政府機関	9.65
		26.22
オランダ	中央政府 - 債務証券	6.44
	モーゲージおよび資金調達機関	3.22
	持ち株会社および金融会社	3.22
		12.88
スウェーデン	銀行およびその他の金融機関	11.84
		11.84
フィンランド	中央政府 - 債務証券	9.65
		9.65
オーストラリア	銀行およびその他の金融機関	4.83
		4.83
英国	銀行およびその他の金融機関	2.41
		2.41
ノルウェー	銀行およびその他の金融機関	1.61
		1.61
アメリカ合衆国	銀行およびその他の金融機関	0.97
		0.97
カナダ	銀行およびその他の金融機関	0.32
		0.32
投資有価証券合計		70.73

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

投資有価証券明細表 2010年12月31日現在

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(単位：オーストラリア・ドル)

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*	
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 債券		豪ドル	豪ドル	%	
26,000,000	COMMONWEALTH BANK 7.75 21JAN11	豪ドル	26,123,240	26,041,080	1.52
63,119,000	EIB 5.375 24JAN11	豪ドル	63,167,362	63,135,323	3.69
14,000,000	GENERAL ELEC CAP AUS FRN 10FEB11	豪ドル	14,000,420	14,000,010	0.82
42,000,000	GOLDMAN SACHS GROUP FRN 12APR11	豪ドル	41,994,740	41,999,599	2.46
15,000,000	HBOS TREASURY SERV FRN 19OCT11 S TD	豪ドル	15,000,000	15,000,000	0.88
4,000,000	HSBC FINANCE CORP FRN 22SEP11	豪ドル	4,000,400	4,000,060	0.23
73,096,000	INSTITUT CRE OFFICIAL 5.50 08MAR11	豪ドル	73,028,327	73,081,772	4.27
10,000,000	MERRILL LYNCH FRN 15JUN11	豪ドル	10,010,100	10,001,008	0.58
15,000,000	MERRILL LYNCH FRN 30NOV11	豪ドル	15,000,000	15,000,000	0.88
93,000,000	NORDIC INVSTMT BK 5.375 18JAN11	豪ドル	93,056,773	93,018,994	5.44
21,500,000	WESTP BANKING CORP 7.75 17JAN11 MTN	豪ドル	21,639,277	21,529,844	1.26
債券合計			377,020,639	376,807,690	22.03
B. 中期債券		豪ドル	豪ドル	%	
25,000,000	ABU DHABI COM BK FRN 17JAN12	豪ドル	25,000,000	25,000,000	1.46
7,294,000	BANK NEDERLANDSE GEM 7.25 17JAN11	豪ドル	7,388,093	7,300,970	0.43
3,350,000	COMMONWEALTH BK AUST FRN 21JAN11	豪ドル	3,352,513	3,350,643	0.19
9,597,000	IBRD 5.46 28MAR11 SER EMTN	豪ドル	9,614,083	9,608,302	0.56
1,300,000	IBRD 6.51 24JAN11	豪ドル	1,313,000	1,300,903	0.08
1,255,000	IBRD 6.55 28MAR11 GDIF	豪ドル	1,262,530	1,259,602	0.07
19,000,000	KOMMUNALBANKEN AS 2.55 15MAR11	豪ドル	18,862,880	18,905,264	1.11
27,780,000	KREDITANST FUR WIED 5.5 22FEB11 MTN	豪ドル	27,801,418	27,797,010	1.63
8,468,000	NESTLE HOLDGS INC 7.25 31JAN11 EMTN	豪ドル	8,513,092	8,483,189	0.50
6,241,000	TOYOTA MOTOR CREDIT 6.375 18JAN11	豪ドル	6,252,359	6,244,597	0.37
8,000,000	WESTP BANKING CORP FRN 17JAN11 MTN	豪ドル	8,005,600	8,001,239	0.47
中期債券合計			117,365,568	117,251,719	6.87
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			494,386,207	494,059,409	28.90

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

投資有価証券明細表 2010年12月31日現在

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ(続き)

(単位:オーストラリア・ドル)

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*	
II. その他の債務証券					
A. コマーシャル・ペーパー		豪ドル	豪ドル	%	
50,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 18JAN11	豪ドル	49,596,948	49,874,460	2.92
35,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 24FEB11	豪ドル	34,568,015	34,737,052	2.03
50,000,000	ANZ BANKING CP 22FEB11	豪ドル	49,382,879	49,637,775	2.90
50,000,000	BARCLAYS BANK PLC CP 17FEB11	豪ドル	49,377,893	49,668,660	2.90
50,000,000	BARCLAYS BANK PLC CP 24FEB11	豪ドル	49,384,125	49,625,120	2.90
50,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN.CP 08MAR11	豪ドル	47,645,227	49,557,665	2.90
50,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN.CP 20APR11	豪ドル	47,515,469	49,238,170	2.88
13,600,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 02MAR11	豪ドル	13,437,407	13,487,992	0.79
13,600,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 02MAR11	豪ドル	13,438,237	13,488,563	0.79
35,000,000	LLOYDS TSB BANK PLC CP 01FEB11	豪ドル	34,716,597	34,849,157	2.04
40,000,000	LLOYDS TSB BANK PLC CP 27JAN11	豪ドル	39,674,755	39,853,116	2.33
25,000,000	NATIONAL AUSTRALIA BANK CP 22FEB11	豪ドル	24,691,439	24,818,888	1.45
55,000,000	NESTLE AUSTRALIA CP 22FEB11	豪ドル	54,317,054	54,599,138	3.19
25,000,000	ROYAL BK OF SCOTLAND CP 02MAR11	豪ドル	24,697,456	24,791,580	1.45
50,000,000	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 17FEB11	豪ドル	49,372,909	49,666,005	2.90
30,000,000	UBS AG LONDON CP 04FEB11	豪ドル	29,624,493	29,853,063	1.75
19,000,000	UBS AG LONDON CP 18FEB11	豪ドル	18,759,812	18,869,462	1.10
コマーシャル・ペーパー合計			630,200,715	636,615,866	37.22
B. 譲渡性預金証書			豪ドル	豪ドル	%
50,000,000	BANK OF TOKYO MITSUBISHI CD 28JAN11	豪ドル	49,400,335	49,810,975	2.91
25,000,000	MIZUHO CORP BANK CD 01MAR11	豪ドル	24,695,626	24,793,703	1.45
75,000,000	MIZUHO CORP BANK CD 27JAN11	豪ドル	74,089,278	74,722,823	4.37
50,000,000	SUMITOMO MITSUI BANK CD 24FEB11	豪ドル	49,374,155	49,619,050	2.90
50,000,000	SUMITOMO MITSUI BANK CD 28FEB11	豪ドル	49,354,363	49,587,889	2.90
譲渡性預金証書合計			246,913,757	248,534,440	14.53
その他の債務証券合計			877,114,472	885,150,306	51.75
投資有価証券合計			1,371,500,679	1,379,209,715	80.65

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) [*]
オーストラリア		
	銀行およびその他の金融機関	29.59
	持ち株会社および金融会社	3.72
	食品およびノン・アルコール飲料	3.19
		36.50
フランス		
	政府機関	10.73
		10.73
英国		
	銀行およびその他の金融機関	8.09
		8.09
アメリカ合衆国		
	銀行およびその他の金融機関	2.46
	持ち株会社および金融会社	2.06
	国際機関	0.71
	食品およびノン・アルコール飲料	0.50
		5.73
フィンランド		
	国際機関	5.44
		5.44
スペイン		
	政府機関	4.27
		4.27
ルクセンブルグ		
	国際機関	3.69
		3.69
ドイツ		
	モーゲージおよび資金調達機関	3.20
		3.20
アラブ首長国連邦		
	持ち株会社および金融会社	1.46
		1.46

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

投資有価証券の分類

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ(続き)

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) [*]
ノルウェー		
	政府機関	1.11
		1.11
オランダ		
	モーゲージおよび資金調達機関	0.43
		0.43
投資有価証券合計		80.65

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

投資有価証券明細表 2010年12月31日現在

カナダ・ドル・ポートフォリオ

(単位:カナダ・ドル)

額面	銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 債券			カナダ・ドル	カナダ・ドル	%
5,000,000	CANADA T-BILL 0.00 06JAN11 SER182	カナダ・ドル	4,980,750	4,999,179	14.16
債券合計			4,980,750	4,999,179	14.16
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			4,980,750	4,999,179	14.16
II. その他の債務証券					
A. コマーシャル・ペーパー			カナダ・ドル	カナダ・ドル	%
3,000,000	DNB NOR BANK ASA CP 28JAN11	カナダ・ドル	2,997,577	2,997,658	8.49
7,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 10JAN11	カナダ・ドル	6,994,249	6,998,023	19.82
3,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 18JAN11	カナダ・ドル	2,997,265	2,998,472	8.49
2,500,000	LLOYDS TSB BANK PLC CP 31DEC10	カナダ・ドル	2,497,807	2,499,928	7.09
コマーシャル・ペーパー合計			15,486,898	15,494,081	43.89
その他の債務証券合計			15,486,898	15,494,081	43.89
投資有価証券合計			20,467,648	20,493,260	58.05

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類

カナダ・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) [*]
ドイツ		
	モーゲージおよび資金調達機関	28.32
		28.32
カナダ		
	中央政府 - 債務証券	14.16
		14.16
ノルウェー		
	銀行およびその他の金融機関	8.49
		8.49
英国		
	銀行およびその他の金融機関	7.08
		7.08
投資有価証券合計		58.05

(^{*}) 純資産総額に対する時価の比率(%)

投資有価証券明細表 2010年12月31日現在

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(単位：ニュージーランド・ドル)

額面	銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 中期債券			ニュージーラ ド・ドル	ニュージーラ ド・ドル	%
15,000,000	BANK OF AMERICA CORP FRN 08MAR12	ニュージーラ ド・ドル	15,000,000	15,000,000	1.47
30,000,000	BANK OF IRELAND FRN 01JUL11	ニュージーラ ド・ドル	29,997,800	29,999,775	2.93
30,000,000	BANK OF NEW ZEALAND FRN 17JAN11	ニュージーラ ド・ドル	29,996,750	29,999,965	2.93
10,000,000	CAN IMPERIAL BK COMMERC FRN 20APR11	ニュージーラ ド・ドル	9,997,000	9,999,816	0.98
20,000,000	COMMONWEALTH BK AUST FRN 04DEC11	ニュージーラ ド・ドル	20,000,000	20,000,000	1.95
5,130,000	GENERAL ELECTRIC CAP 9 04JAN11	ニュージーラ ド・ドル	5,179,338	5,134,292	0.50
4,697,000	IBRD 3.72 20JUL11 GDIF	ニュージーラ ド・ドル	4,700,333	4,699,772	0.46
6,006,000	IBRD 7.02 25FEB11 GDIF	ニュージーラ ド・ドル	6,167,526	6,032,392	0.59
3,300,000	INTER AMERICAN DEV BK 6.125 19JUL11	ニュージーラ ド・ドル	3,356,760	3,341,944	0.33
23,741,000	KREDITANST FUR WIED 8 14JAN11	ニュージーラ ド・ドル	24,532,581	23,783,608	2.32
6,000,000	NORDIC INVSTMT BK 2.64 02FEB11	ニュージーラ ド・ドル	5,973,600	5,994,812	0.59
7,845,000	RABOBK AUSTR 6.50 18JAN11 SER EMTN	ニュージーラ ド・ドル	7,891,648	7,856,989	0.77
8,524,000	TOYOTA MOTOR CREDIT 7.375 18JAN11	ニュージーラ ド・ドル	8,582,815	8,540,437	0.83
中期債券合計			171,376,151	170,383,802	16.65
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			171,376,151	170,383,802	16.65

投資有価証券明細表 2010年12月31日現在

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ(続き)

(単位:ニュージーランド・ドル)

額面 銘柄	通貨	取得原価	期末評価額	比率*	
II. その他の債務証券					
A. コマーシャル・ペーパー		ニュージーラ ド・ドル	ニュージーラ ド・ドル	%	
40,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 28JAN11	ニュージーラ ド・ドル	39,683,021	39,898,984	3.90
40,000,000	ANZ BANKING CP 07FEB11	ニュージーラ ド・ドル	39,667,828	39,862,184	3.90
50,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 25JAN11	ニュージーラ ド・ドル	49,583,260	49,885,945	4.87
50,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 26JAN11	ニュージーラ ド・ドル	49,594,428	49,880,975	4.87
40,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 21MAR11	ニュージーラ ド・ドル	39,669,094	39,705,456	3.88
50,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN.CP 15APR11	ニュージーラ ド・ドル	48,229,960	49,478,820	4.83
50,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN.CP 20JAN11	ニュージーラ ド・ドル	49,595,056	49,907,565	4.88
30,000,000	DNB NOR BANK ASA CP 21JAN11	ニュージーラ ド・ドル	29,757,788	29,942,079	2.93
50,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 28FEB11	ニュージーラ ド・ドル	49,598,801	49,735,475	4.86
30,000,000	NATIONAL AUSTRALIA BANK CP 19JAN11	ニュージーラ ド・ドル	29,757,788	29,947,344	2.93
35,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 28JAN11	ニュージーラ ド・ドル	34,139,921	34,908,969	3.41
45,000,000	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 18JAN11	ニュージーラ ド・ドル	44,635,551	44,924,733	4.39
50,000,000	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 21JAN11	ニュージーラ ド・ドル	49,595,685	49,903,315	4.88
50,000,000	UBS AG LONDON CP 05JAN11	ニュージーラ ド・ドル	49,590,690	49,973,595	4.88
コマーシャル・ペーパー合計			603,098,871	607,955,439	59.41
その他の債務証券合計			603,098,871	607,955,439	59.41
投資有価証券合計			774,475,022	778,339,241	76.06

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) [*]
オーストラリア	銀行およびその他の金融機関	18.81
		18.81
フランス	政府機関	17.49
		17.49
オランダ	モーゲージおよび資金調達機関	13.16
		13.16
ドイツ	モーゲージおよび資金調達機関	7.18
		7.18
英国	銀行およびその他の金融機関	4.88
		4.88
アメリカ合衆国	銀行およびその他の金融機関	1.47
	国際機関	1.38
	持ち株会社および金融会社	1.34
		4.19
アイルランド	銀行およびその他の金融機関	2.93
		2.93
ニュージーランド	銀行およびその他の金融機関	2.93
		2.93
ノルウェー	銀行およびその他の金融機関	2.93
		2.93
カナダ	銀行およびその他の金融機関	0.98
		0.98

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

投資有価証券の分類

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ（続き）

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) [*]
フィンランド		
	国際機関	0.58
		0.58
投資有価証券合計		76.06

(^{*}) 純資産総額に対する時価の比率(%)

[次へ](#)

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Combined statement of net assets as at December 31, 2010

Combined statement (Expressed in US Dollar)

	Notes	Combined USD (*)
Assets		
Investments		
At cost		3,827,376,184
At year-end value	2.3	3,838,741,622
Cash at bank		1,088,093,421
Interest receivable on investments	2.6	14,232,408
Interest receivable on cash	2.6	447,141
Total assets		4,941,514,592
Liabilities		
Dividend payable	9	7,846,747
Agent securities fee payable	5	3,678,693
Investment advisory fee payable	4	972,423
Administration fee payable	7	453,247
Custodian fee payable	6	302,355
“Taxe d’abonnement” payable	8	122,046
Management fee payable	3	85,637
Professional expenses payable		52,366
Legal expenses payable		18,315
Formation expenses payable		7,132
Publication expenses payable		2,047
Total liabilities		13,541,008
Total net assets		4,927,973,584

* Note 2.2

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of net assets as at December 31, 2010

US Dollar Portfolio

(Expressed in US Dollar)

	Notes	US Dollar Portfolio USD
Assets		
Investments		
At cost		1,525,103,057
At year-end value	2.3	1,525,524,385
Cash at bank		429,574,875
Interest receivable on investments	2.6	310,598
Interest receivable on cash	2.6	2,191
Total assets		1,955,412,049
Liabilities		
Dividend payable	9	307,525
Agent securities fee payable	5	278,263
Investment advisory fee payable	4	152,174
Administration fee payable	7	41,740
Custodian fee payable	6	27,826
“Taxe d’abonnement” payable	8	48,169
Management fee payable	3	13,917
Professional expenses payable		19,543
Legal expenses payable		3,973
Total liabilities		893,130
Total net assets		1,954,518,919
Number of shares outstanding		195,451,891,959
Net asset value per share		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of net assets as at December 31, 2010

Euro Portfolio	(Expressed in Euro)	
	Notes	Euro Portfolio EUR
Assets		
Investments		
At cost		219,615,797
At year-end value	2.3	219,694,118
Cash at bank		90,720,608
Interest receivable on investments	2.6	473,543
Interest receivable on cash	2.6	5,016
Total assets		310,893,285
Liabilities		
Dividend payable	9	92,772
Agent securities fee payable	5	81,327
Investment advisory fee payable	4	56,929
Administration fee payable	7	12,199
Custodian fee payable	6	8,133
“Taxe d’abonnement” payable	8	7,695
Management fee payable	3	4,066
Professional expenses payable		2,187
Total liabilities		265,308
Total net assets		310,627,977
Number of shares outstanding		31,062,797,704
Net asset value per share		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of net assets as at December 31, 2010

Australian Dollar Portfolio

(Expressed in Australian Dollar)

	Notes	Australian Dollar Portfolio AUD
Assets		
Investments		
At cost		1,371,500,679
At year-end value	2.3	1,379,209,715
Cash at bank		329,447,927
Interest receivable on investments	2.6	9,955,340
Interest receivable on cash	2.6	320,471
Total assets		1,718,933,453
Liabilities		
Dividend payable	9	5,674,320
Agent securities fee payable	5	2,203,480
Investment advisory fee payable	4	484,542
Administration fee payable	7	264,247
Custodian fee payable	6	176,292
“Taxe d’abonnement” payable	8	42,368
Management fee payable	3	44,070
Professional expenses payable		19,668
Legal expenses payable		11,796
Total liabilities		8,920,783
Total net assets		1,710,012,670
Number of shares outstanding		171,001,266,959
Net asset value per share		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of net assets as at December 31, 2010

Canadian Dollar Portfolio

(Expressed in Canadian Dollar)

	Notes	Canadian Dollar Portfolio CAD
Assets		
Investments		
At cost		20,467,648
At year-end value	2.3	20,493,260
Cash at bank		14,865,916
Interest receivable on cash	2.6	1,729
Total assets		35,360,905
Liabilities		
Dividend payable	9	16,365
Agent securities fee payable	5	16,013
Investment advisory fee payable	4	11,207
Administration fee payable	7	2,400
Custodian fee payable	6	1,601
“Taxe d’abonnement” payable	8	879
Management fee payable	3	799
Professional expenses payable		275
Legal expenses payable		49
Formation expenses payable		7,129
Publication expenses payable		2,045
Total liabilities		58,762
Total net assets		35,302,143
Number of shares outstanding		3,530,214,299
Net asset value per share		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund
Statement of net assets as at December 31, 2010
New Zealand Dollar Portfolio

(Expressed in New Zealand Dollar)

	Notes	New Zealand Dollar Portfolio NZD
Assets		
Investments		
At cost		774,475,022
At year-end value	2.3	778,339,241
Cash at bank		244,882,318
Interest receivable on investments	2.6	4,117,147
Interest receivable on cash	2.6	143,733
Total assets		1,027,482,439
Liabilities		
Dividend payable	9	2,115,640
Agent securities fee payable	5	1,345,746
Investment advisory fee payable	4	312,961
Administration fee payable	7	161,384
Custodian fee payable	6	107,668
“Taxe d’abonnement” payable	8	25,618
Management fee payable	3	26,915
Professional expenses payable		12,540
Legal expenses payable		2,981
Total liabilities		4,111,453
Total net assets		1,023,370,986
Number of shares outstanding		102,337,098,601
Net asset value per share		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Combined statement of operations and changes in net assets for the year ended
December 31, 2010

Combined statement (Expressed in US Dollar)

	Notes	Combined USD (*)
Income		
Interest income on investments	2.6	105,365,288
Bank interest	2.6	15,846,492
Other income		18,021
Total income		121,229,801
Expenses		
Agent securities fee	5	13,766,875
Investment advisory fee	4	3,623,525
Administration fee	7	1,696,209
Custodian fee	6	1,131,515
Publication expenses		788,833
“Taxe d’abonnement”	8	466,689
Management fee	3	320,499
Professional expenses		89,031
Legal expenses		3,514
Other expenses		15,288
Total expenses		21,901,978
Net investment gain		99,327,823
Net realised :		
Loss on investments		(20,997,226)
Net realised gain for the year		78,330,597
Net change in unrealised :		
Appreciation on investments		8,010,314
Net increase in net assets as result of operations		86,340,911
Movements in capital		
Subscriptions of shares		5,209,457,294
Redemptions of shares		(5,080,197,098)
Net movement in capital		129,260,196
Dividend distributed	9	(86,340,913)
Net assets at the beginning of the year		4,556,231,925
Exchange difference		242,481,465
Net assets at the end of the year		4,927,973,584

* Note 2.2

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2010

US Dollar Portfolio

(Expressed in US Dollar)

	Notes	US Dollar Portfolio USD
Income		
Interest income on investments	2.6	11,085,307
Bank interest	2.6	679,730
Total income		11,765,037
Expenses		
Agent securities fee	5	1,125,958
Investment advisory fee	4	618,554
Administration fee	7	168,896
Custodian fee	6	112,598
Publication expenses		320,257
“Taxe d’abonnement”	8	186,587
Management fee	3	56,303
Professional expenses		43,148
Legal expenses		1,340
Other expenses		5,946
Total expenses		2,639,587
Net investment gain		9,125,450
Net realised :		
Loss on investments		(5,647,319)
Net realised gain for the year		3,478,131
Net change in unrealised :		
Appreciation on investments		61,232
Net increase in net assets as result of operations		3,539,363
Movement in capital		
Subscriptions of shares		1,660,503,319
Redemptions of shares		(1,494,131,544)
Net movement in capital		166,371,775
Dividend distributed	9	(3,539,364)
Net assets at the beginning of the year		1,788,147,145
Net assets at the end of the year		1,954,518,919

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2010

Euro Portfolio

(Expressed in Euro)

	Notes	Euro Portfolio EUR
Income		
Interest income on investments	2.6	2,988,148
Bank interest	2.6	178,547
Total income		3,166,695
Expenses		
Agent securities fee	5	261,034
Investment advisory fee	4	182,686
Administration fee	7	39,157
Custodian fee	6	26,106
Publication expenses		51,095
“Taxe d’abonnement”	8	29,340
Management fee	3	13,064
Professional expenses		5,732
Legal expenses		65
Other expenses		860
Total expenses		609,139
Net investment gain		2,557,556
Net realised :		
Loss on investments		(1,637,610)
Net realised gain for the year		919,946
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(137,640)
Net increase in net assets as result of operations		782,306
Movement in capital		
Subscriptions of shares		192,310,717
Redemptions of shares		(132,870,107)
Net movement in capital		59,440,610
Dividend distributed	9	(782,306)
Net assets at the beginning of the year		251,187,367
Net assets at the end of the year		310,627,977

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2010

Australian Dollar Portfolio

(Expressed in Australian Dollar)

	Notes	Australian Dollar Portfolio AUD
Income		
Interest income on investments	2.6	70,188,084
Bank interest	2.6	12,222,044
Total income		82,410,128
Expenses		
Agent securities fee	5	8,965,110
Investment advisory fee	4	1,968,410
Administration fee	7	1,075,127
Custodian fee	6	717,263
Publication expenses		281,422
“Taxe d’abonnement”	8	173,885
Management fee	3	179,306
Professional expenses		19,652
Other expenses		5,944
Total expenses		13,386,119
Net investment gain		69,024,009
Net realised :		
Loss on investments		(6,147,388)
Net realised gain for the year		62,876,621
Net change in unrealised :		
Appreciation on investments		5,620,116
Net increase in net assets as result of operations		68,496,737
Movement in capital		
Subscriptions of shares		2,861,911,629
Redemptions of shares		(2,924,954,417)
Net movement in capital		(63,042,788)
Dividend distributed	9	(68,496,736)
Net assets at the beginning of the year		1,773,055,457
Net assets at the end of the year		1,710,012,670

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund
Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2010

Canadian Dollar Portfolio

(Expressed in Canadian Dollar)

	Notes	Canadian Dollar Portfolio CAD
Income		
Interest income on investments	2.6	178,388
Bank interest	2.6	32,988
Other income		2,441
Total income		213,817
Expenses		
Agent securities fee	5	32,647
Investment advisory fee	4	22,848
Administration fee	7	4,892
Custodian fee	6	3,267
“Taxe d’abonnement”	8	2,953
Management fee	3	1,643
Professional expenses		660
Legal expenses		40
Other expenses		87
Total expenses		69,037
Net investment gain		144,780
Net realised :		
Loss on investments		(64,626)
Net realised gain for the year		80,154
Net change in unrealised :		
Appreciation on investments		20,137
Net increase in net assets as result of operations		100,291
Movement in capital		
Subscriptions of shares		24,382,681
Redemptions of shares		(16,129,130)
Net movement in capital		8,253,551
Dividend distributed	9	(100,291)
Net assets at the beginning of the year		27,048,592
Net assets at the end of the year		35,302,143

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2010

New Zealand Dollar Portfolio

(Expressed in New Zealand Dollar)

	Notes	New Zealand Dollar Portfolio NZD
Income		
Interest income on investments	2.6	35,469,921
Bank interest	2.6	5,069,438
Other income		21,695
Total income		40,561,054
Expenses		
Agent securities fee	5	5,569,003
Investment advisory fee	4	1,289,051
Administration fee	7	667,850
Custodian fee	6	445,554
Publication expenses		196,735
“Taxe d’abonnement”	8	108,625
Management fee	3	111,382
Professional expenses		27,112
Legal expenses		2,840
Other expenses		3,668
Total expenses		8,421,820
Net investment gain		32,139,234
Net realised :		
Loss on investments		(10,340,270)
Net realised gain for the year		21,798,964
Net change in unrealised :		
Appreciation on investments		4,080,157
Net increase in net assets as result of operations		25,879,121
Movement in capital		
Subscriptions of shares		884,229,762
Redemptions of shares		(975,792,780)
Net movement in capital		(91,563,018)
Dividend distributed	9	(25,879,121)
Net assets at the beginning of the year		1,114,934,004
Net assets at the end of the year		1,023,370,986

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statistical information

	US Dollar Portfolio	Euro Portfolio	Australian Dollar Portfolio	Canadian Dollar Portfolio	New Zealand Dollar Portfolio
Number of shares outstanding at the end of the year :					
December 31, 2008	184,356,754,118	26,977,471,475	224,504,973,971	2,848,246,160	115,881,291,992
December 31, 2009	178,814,714,466	25,118,736,710	177,305,545,727	2,704,859,200	111,493,400,355
Shares issued	166,154,812,442	19,235,115,587	286,260,357,229	2,439,355,495	88,520,160,844
Shares redeemed	(149,517,634,949)	(13,291,054,593)	(292,564,635,997)	(1,614,000,396)	(97,676,462,598)
December 31, 2010	195,451,891,959	31,062,797,704	171,001,266,959	3,530,214,299	102,337,098,601
Total net assets at the end of the year :					
	USD	EUR	AUD	CAD	NZD
December 31, 2008	1,843,567,541	269,774,715	2,245,049,740	28,482,462	1,158,812,920
December 31, 2009	1,788,147,145	251,187,367	1,773,055,457	27,048,592	1,114,934,004
December 31, 2010	1,954,518,919	310,627,977	1,710,012,670	35,302,143	1,023,370,986
Net asset value per share at the end of the year :					
	USD	EUR	AUD	CAD	NZD
December 31, 2008	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
December 31, 2009	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
December 31, 2010	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

[次へ](#)

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund**Notes to the financial statements**

(As of December 31, 2010)

Note 1 - Activity

NIKKO MONEY MARKET FUND (the "Fund"), organised as a mutual investment umbrella fund is an unincorporated coproprietorship of its securities and other assets for an unlimited period. The Fund may be dissolved at any time by mutual agreement between the Management Company and the Custodian or in any cases provided for by Luxembourg law.

The Fund is organized under part II of the Luxembourg law of December 20, 2002, as amended.

The assets of the different sub-funds are separately invested in accordance with their respective investment policies and objectives.

The objective of each sub-fund is to earn a high level of income while preserving capital and maintaining liquidity by investing in high-grade money market instruments.

As at December 31, 2010, there are five sub-funds in operation :

- * NIKKO MONEY MARKET FUND - US DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as "US Dollar Portfolio")
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - EURO PORTFOLIO
(hereinafter referred to as "Euro Portfolio")
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - AUSTRALIAN DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as "Australian Dollar Portfolio")
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - CANADIAN DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as "Canadian Dollar Portfolio")
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - NEW ZEALAND DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as "New Zealand Dollar Portfolio")

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are presented in accordance with Luxembourg regulations relating to undertakings for collective investment.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements (continued)

(As of December 31, 2010)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.2 - Statements of net assets and of operations and changes in net assets

The combined financial statements of the Fund are expressed in USD. The combined statement of net assets is the sum of the sub-funds net assets converted in USD at exchange rates prevailing at the year-end closing.

Currency	Exchange rate
EUR	1.3244
AUD	1.0174
CAD	1.0005
NZD	0.7690

The combined statement of operations and changes in net assets is the sum of the sub-funds operations and changes in net assets converted in USD at average exchange rates of the year.

Currency	Exchange rate
EUR	1.3275
AUD	0.9197
CAD	0.9711
NZD	0.7214

2.3 - Investments in securities

Each sub-fund's portfolio bonds, debt securities and money market instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an investment at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. The amortisation of any discount or premium is included in the statement of changes in net assets under the heading "Change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments". At maturity, the net income realised is included under the heading of "Interest income on investments".

2.4 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than the currency of the sub-fund are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into the currency of the sub-fund at exchange rates ruling at the transaction dates. Gains and losses on foreign exchange transactions are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result for the year.

2.5 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2010)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)**2.6 - Income**

Interest income is accrued on a daily basis.

In the following fees related in notes 3 to 7, Gross Yield Less Other Expenses ("GYLOE") means a rate calculated daily by the Management Company, which shall be equal to the gross yield of the respective sub-fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the sub-funds' related parties and "Gross Income Less Other Expenses" ("GILOE") means an amount, calculated daily by the Management Company, which shall be equal to the difference between (a) the gross income of the sub-fund, including the capital gain/loss on securities, and (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the sub-funds' related parties.

Note 3 - Management fee

The Management Company is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Management Company is 1% of such GILOE. If daily GYLOE is 1% p.a. or above, the fee payable to the Management Company is up to an annual rate of 0.01% of the average daily net asset value of the assets of each sub-fund during the relevant quarter.

Note 4 - Investment advisory fee

The Investment Advisor is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund at the end of each quarter calculated as below. In case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Investment Advisor is the lower amount of i) 14% of GILOE and ii) GYLOE x 100 multiplied by the fee rates mentioned below. If daily GYLOE is 1.00% p.a. or above, the total fees payable to the Investment Advisor is calculated as below on the basis of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter.

US Dollar Portfolio

Up to 0.15 % up to (and including) USD 200 million;
Up to 0.125 % for a portion of more than USD 200 million, to (and including) USD 500 million;
Up to 0.10 % for a portion of more than USD 500 million, to (and including) USD 2 billion; and
Up to 0.09% for a portion of more than USD 2 billion.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2010)

Note 4 - Investment advisory fee (continued)**Euro Portfolio**

Up to 0.15 % up to (and including) EUR 200 million;
Up to 0.125 % for a portion of more than EUR 200 million, to (and including) EUR 500 million;
Up to 0.10 % for a portion of more than EUR 500 million, to (and including) EUR 2 billion; and
Up to 0.09 % for a portion of more than EUR 2 billion.

Australian Dollar Portfolio

Up to 0.15 % up to (and including) AUD 200 million;
Up to 0.125 % for a portion of more than AUD 200 million, to (and including) AUD 500 million;
Up to 0.10 % for a portion of more than AUD 500 million, to (and including) AUD 2 billion; and
Up to 0.09 % for a portion of more than AUD 2 billion.

Canadian Dollar Portfolio

Up to 0.15 % up to (and including) CAD 200 million;
Up to 0.125 % for a portion of more than CAD 200 million, to (and including) CAD 500 million;
Up to 0.10 % for a portion of more than CAD 500 million, to (and including) CAD 2 billion; and
Up to 0.09 % for a portion of more than CAD 2 billion.

New Zealand Dollar Portfolio

Up to 0.15 % up to (and including) NZD 200 million;
Up to 0.125 % for a portion of more than NZD 200 million, to (and including) NZD 500 million;
Up to 0.10 % for a portion of more than NZD 500 million, to (and including) NZD 2 billion; and
Up to 0.09 % for a portion of more than NZD 2 billion.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2010)

Note 5 - Agent securities fee

The Agent Securities Company is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Agent Securities Company is 20% of such GILOE. If daily GYLOE is 1% p.a. or above, the fee payable is at an annual rate of up to 0.50% of the average daily net asset value of the assets of each sub-fund during the relevant quarter. The distributors in Japan receive any fees payable out of the fee payable to the Agent Securities Company. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses incurred by the Agent Securities Company are borne by the relevant sub-fund.

Note 6 - Custodian fee

The Custodian is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter calculated as follows: in case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Custodian is 2% of such GILOE. If daily GYLOE is 1% p.a. or above, the fees payable to the Custodian is up to 0.04% of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the custodian and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, are borne by the Fund.

Note 7 - Administration fee

The Administrative Agent, Domiciliary, Registrar and Transfer Agent is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter calculated as follows: in case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Administrative Agent, Domiciliary, Registrar and Transfer Agent is 3% of such GILOE. If daily GYLOE is 1% p.a. or above, the fees payable are up to 0.06% of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the Administrative Agent, Domiciliary, Registrar and Transfer Agent are borne by the Fund.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2010)

Note 8 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg the Fund is subject to a capital tax (the “taxe d’abonnement”) on its net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly.

Under present law neither the Fund nor the Shareholders are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income produced by the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 9 - Dividend policy

The objective of the Management Company is to maintain each sub-fund’s net asset value per share at USD 0.01, EUR 0.01, AUD 0.01, CAD 0.01 and NZD 0.01, respectively.

The dividend declared and accrued is paid at the time of the shares’ repurchase together with the relevant repurchase price.

Furthermore, on the last business day of each month, in respect of each sub-fund, all dividends declared accrued up to (and including) the day immediately preceding such last business day, and not yet paid are automatically reinvested against issue of further shares at the net asset value per share of the relevant sub-fund applicable on the day immediately preceding such last business day.

[前へ](#) [次へ](#)

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund
Statement of investments as at December 31, 2010
US Dollar Portfolio (Expressed in US Dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Bonds			USD	USD	%
45,000,000	SFEF 2 25FEB11 REGS	USD	45,378,000	45,089,033	2.31
20,000,000	FINLAND T-BILL 0.00 19JAN11	USD	19,978,024	19,996,670	1.02
50,000,000	FINLAND T-BILL 0.00 16FEB11	USD	49,969,325	49,982,675	2.56
Total bonds			115,325,349	115,068,378	5.89
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			115,325,349	115,068,378	5.89
II. Other debt instruments					
A. Certificates of deposit			USD	USD	%
50,000,000	BANK OF TOKYO MITSU ECD 21JAN11	USD	49,984,505	49,989,005	2.56
50,000,000	COMMONWEALTH BK OF AUS CD 31JAN11	USD	49,967,382	49,988,895	2.56
16,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPS CD 24JAN11	USD	15,995,024	15,996,112	0.82
25,000,000	SOCIETE GENERALE CD 27JAN11	USD	24,980,848	24,994,170	1.28
20,000,000	SOCIETE GENERALE HK CD 01MAR11	USD	19,982,755	19,988,312	1.02
Total certificates of deposit			160,910,514	160,956,494	8.24

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of investments as at December 31, 2010

US Dollar Portfolio (continued)

(Expressed in US Dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
II. Other debt instruments (continued)					
C. Commercial papers			USD	USD	%
50,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 03MAR11	USD	49,936,955	49,955,870	2.56
30,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 07MAR11	USD	29,970,778	29,978,247	1.53
25,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 28FEB11	USD	24,972,218	24,981,480	1.28
8,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 31JAN11	USD	7,996,002	7,997,157	0.41
25,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 02FEB11	USD	24,945,812	24,989,988	1.28
75,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 08MAR11	USD	74,917,591	74,953,305	3.83
30,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 10JAN11	USD	29,910,849	29,994,699	1.53
25,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 10MAR11	USD	24,972,530	24,983,975	1.28
25,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 16FEB11	USD	24,937,164	24,983,608	1.28
20,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 14FEB11	USD	19,983,303	19,991,830	1.02
75,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 18JAN11	USD	74,980,068	74,988,525	3.84
25,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 06APR11	USD	24,946,400	24,971,433	1.28
30,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 08FEB11	USD	29,979,314	29,991,006	1.53
45,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 13JAN11	USD	44,960,934	44,994,056	2.30
25,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 18FEB11	USD	24,945,176	24,985,103	1.28
27,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 31DEC10	USD	26,974,494	26,999,722	1.38
25,000,000	CREDIT SUISSE SYDNEY CP 04JAN11	USD	24,987,319	24,998,993	1.28
25,000,000	CREDIT SUISSE SYDNEY CP 24JAN11	USD	24,992,447	24,994,100	1.28
60,000,000	EIB CP 06JAN11	USD	59,986,053	59,996,850	3.07
40,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 01MAR11	USD	39,969,801	39,978,328	2.05
50,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 17FEB11	USD	49,963,610	49,980,620	2.56
40,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 28FEB11	USD	39,970,255	39,981,016	2.05
25,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 01MAR11	USD	24,980,016	24,986,455	1.28
20,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 02MAR11	USD	19,982,515	19,987,954	1.02
50,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 17MAR11	USD	49,957,536	49,963,670	2.56
60,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 20JAN11	USD	59,983,058	59,988,522	3.07
25,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 28FEB11	USD	24,983,039	24,989,175	1.28
80,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 14FEB11	USD	79,886,589	79,965,422	4.09
75,000,000	NETHERLANDS STATE OF CP 04JAN11	USD	74,990,001	74,996,670	3.84
25,000,000	OESTERREICH KONTROLLBK CP 24FEB11	USD	24,984,038	24,990,285	1.28
35,000,000	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 08FEB11	USD	34,976,760	34,989,896	1.79
20,000,000	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 14MAR11	USD	19,984,592	19,987,470	1.02
35,000,000	ROYAL BK OF SCOTLAND CP 27JAN11	USD	34,968,722	34,990,480	1.79
20,000,000	SWEDEN KINGDOM OF CP 14FEB11	USD	19,991,255	19,993,603	1.00
Total commercial papers			1,248,867,194	1,249,499,513	63.92
Total other debt instruments			1,409,777,708	1,410,456,007	72.16
Total investments			1,525,103,057	1,525,524,385	78.05

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Classification of investments

US Dollar Portfolio

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
France	Government Agencies	20.72
	Banks & Other Credit Institutions	1.28
		22.00
Netherlands	Mortgage & Funding Institutions	13.30
	Central Government - Debt Issues	3.84
	Banks & Other Credit Institutions	0.82
		17.96
Germany	Mortgage & Funding Institutions	15.85
		15.85
Australia	Banks & Other Credit Institutions	9.72
		9.72
Finland	Central Government - Debt Issues	3.58
		3.58
Luxembourg	Supra-National Institution	3.07
		3.07
United Kingdom	Banks & Other Credit Institutions	2.56
		2.56
Austria	Banks & Other Credit Institutions	1.28
		1.28
Hong Kong	Banks & Other Credit Institutions	1.02
		1.02
Sweden	Central Government - Debt Issues	1.01
		1.01
Total investments		78.05

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of investments as at December 31, 2010

Euro Portfolio		(Expressed in Euro)			
Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Medium term note			EUR	EUR	%
10,000,000	BANK NEDERLANDSE GEM 2.75 27JAN11	EUR	10,072,000	10,017,085	3.22
3,000,000	BANK OF AMERICA CORP FRN 15FEB12	EUR	2,999,250	2,999,824	0.97
1,000,000	ROYAL BANK OF CANADA FRN 23MAR11	EUR	1,000,330	1,000,020	0.32
11,760,000	SWEDBANK AB 2.375 24MAR11	EUR	11,818,800	11,803,707	3.80
20,000,000	NETHERLANDS KINGDM T-BILL 0.0 31DEC10	EUR	19,993,819	19,999,706	6.44
30,000,000	FINLAND T-BILL 0.00 08FEB11	EUR	29,959,664	29,978,861	9.65
Total medium term note			75,843,863	75,799,203	24.40
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			75,843,863	75,799,203	24.40

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of investments as at December 31, 2010

Euro Portfolio (continued)		(Expressed in Euro)			
Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
II. Other debt instruments					
A. Certificates of deposit			EUR	EUR	%
12,000,000	BNP PARIBAS CD 11JAN11	EUR	11,975,517	11,996,807	3.86
7,500,000	BNP PARIBAS LDN CD 31JAN11	EUR	7,496,152	7,496,269	2.41
10,000,000	HSBC FRANCE CD 21JAN11	EUR	9,995,137	9,996,549	3.22
10,000,000	SOCIETE GENERALE CD 01MAR11	EUR	9,979,417	9,986,050	3.21
Total certificates of deposit			39,446,223	39,475,675	12.70
B. Commercial papers			EUR	EUR	%
30,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 22FEB11	EUR	29,947,957	29,969,454	9.65
15,000,000	ANZ BANKING CP 07FEB11	EUR	14,971,073	14,987,999	4.83
5,000,000	DNB NOR BANK ASA CP 21JAN11	EUR	4,990,562	4,997,743	1.61
10,000,000	NORDEA BANK AB CP 07FEB11	EUR	9,987,615	9,992,210	3.22
15,000,000	NORDEA BANK AB CP 21FEB11	EUR	14,982,433	14,985,222	4.82
10,000,000	RABOBANK NEDERLAND CP 14JAN11	EUR	9,983,671	9,997,338	3.22
4,500,000	SOCIETE GENERALE CP 01MAR11	EUR	4,493,577	4,493,680	1.45
15,000,000	SOCIETE GENERALE CP 12JAN11	EUR	14,968,823	14,995,594	4.83
Total commercial papers			104,325,711	104,419,240	33.63
Total other debt instruments			143,771,934	143,894,915	46.33
Total investments			219,615,797	219,694,118	70.73

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Classification of investments

Euro Portfolio

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
France	Banks & Other Credit Institutions	16.57
	Government Agencies	9.65
		26.22
Netherlands	Central Government - Debt Issues	6.44
	Mortgage & Funding Institutions	3.22
	Holding & Finance Companies	3.22
		12.88
Sweden	Banks & Other Credit Institutions	11.84
		11.84
Finland	Central Government - Debt Issues	9.65
		9.65
Australia	Banks & Other Credit Institutions	4.83
		4.83
United Kingdom	Banks & Other Credit Institutions	2.41
		2.41
Norway	Banks & Other Credit Institutions	1.61
		1.61
USA	Banks & Other Credit Institutions	0.97
		0.97
Canada	Banks & Other Credit Institutions	0.32
		0.32
Total investments		70.73

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund
Statement of investments as at December 31, 2010
Australian Dollar Portfolio

(Expressed in Australian Dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Bonds			AUD	AUD	%
26,000,000	COMMONWEALTH BANK 7.75 21JAN11	AUD	26,123,240	26,041,080	1.52
63,119,000	EIB 5.375 24JAN11	AUD	63,167,362	63,135,323	3.69
14,000,000	GENERAL ELEC CAP AUS FRN 10FEB11	AUD	14,000,420	14,000,010	0.82
42,000,000	GOLDMAN SACHS GROUP FRN 12APR11	AUD	41,994,740	41,999,599	2.46
15,000,000	HBOS TREASURY SERV FRN 19OCT11 S TD	AUD	15,000,000	15,000,000	0.88
4,000,000	HSBC FINANCE CORP FRN 22SEP11	AUD	4,000,400	4,000,060	0.23
73,096,000	INSTITUT CRE OFFICIAL 5.50 08MAR11	AUD	73,028,327	73,081,772	4.27
10,000,000	MERRILL LYNCH FRN 15JUN11	AUD	10,010,100	10,001,008	0.58
15,000,000	MERRILL LYNCH FRN 30NOV11	AUD	15,000,000	15,000,000	0.88
93,000,000	NORDIC INVSTMT BK 5.375 18JAN11	AUD	93,056,773	93,018,994	5.44
21,500,000	WESTP BANKING CORP 7.75 17JAN11 MTN	AUD	21,639,277	21,529,844	1.26
Total bonds			377,020,639	376,807,690	22.03
B. Medium term note			AUD	AUD	%
25,000,000	ABU DHABI COM BK FRN 17JAN12	AUD	25,000,000	25,000,000	1.46
7,294,000	BANK NEDERLANDSE GEM 7.25 17JAN11	AUD	7,388,093	7,300,970	0.43
3,350,000	COMMONWEALTH BK AUST FRN 21JAN11	AUD	3,352,513	3,350,643	0.19
9,597,000	IBRD 5.46 28MAR11 SER EMTN	AUD	9,614,083	9,608,302	0.56
1,300,000	IBRD 6.51 24JAN11	AUD	1,313,000	1,300,903	0.08
1,255,000	IBRD 6.55 28MAR11 GDIF	AUD	1,262,530	1,259,602	0.07
19,000,000	KOMMUNALBANKEN AS 2.55 15MAR11	AUD	18,862,880	18,905,264	1.11
27,780,000	KREDITANST FUR WIED 5.5 22FEB11 MTN	AUD	27,801,418	27,797,010	1.63
8,468,000	NESTLE HOLDGS INC 7.25 31JAN11 EMTN	AUD	8,513,092	8,483,189	0.50
6,241,000	TOYOTA MOTOR CREDIT 6.375 18JAN11	AUD	6,252,359	6,244,597	0.37
8,000,000	WESTP BANKING CORP FRN 17JAN11 MTN	AUD	8,005,600	8,001,239	0.47
Total medium term note			117,365,568	117,251,719	6.87
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			494,386,207	494,059,409	28.90

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of investments as at December 31, 2010

Australian Dollar Portfolio (continued)		(Expressed in Australian Dollar)			
Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
II. Other debt instruments					
A. Commercial papers			AUD	AUD	%
50,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 18JAN11	AUD	49,596,948	49,874,460	2.92
35,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 24FEB11	AUD	34,568,015	34,737,052	2.03
50,000,000	ANZ BANKING CP 22FEB11	AUD	49,382,879	49,637,775	2.90
50,000,000	BARCLAYS BANK PLC CP 17FEB11	AUD	49,377,893	49,668,660	2.90
50,000,000	BARCLAYS BANK PLC CP 24FEB11	AUD	49,384,125	49,625,120	2.90
50,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 08MAR11	AUD	47,645,227	49,557,665	2.90
50,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 20APR11	AUD	47,515,469	49,238,170	2.88
13,600,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 02MAR11	AUD	13,437,407	13,487,992	0.79
13,600,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 02MAR11	AUD	13,438,237	13,488,563	0.79
35,000,000	LLOYDS TSB BANK PLC CP 01FEB11	AUD	34,716,597	34,849,157	2.04
40,000,000	LLOYDS TSB BANK PLC CP 27JAN11	AUD	39,674,755	39,853,116	2.33
25,000,000	NATIONAL AUSTRALIA BANK CP 22FEB11	AUD	24,691,439	24,818,888	1.45
55,000,000	NESTLE AUSTRALIA CP 22FEB11	AUD	54,317,054	54,599,138	3.19
25,000,000	ROYAL BK OF SCOTLAND CP 02MAR11	AUD	24,697,456	24,791,580	1.45
50,000,000	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 17FEB11	AUD	49,372,909	49,666,005	2.90
30,000,000	UBS AG LONDON CP 04FEB11	AUD	29,624,493	29,853,063	1.75
19,000,000	UBS AG LONDON CP 18FEB11	AUD	18,759,812	18,869,462	1.10
Total commercial papers			630,200,715	636,615,866	37.22
B. Certificates of deposit			AUD	AUD	%
50,000,000	BANK OF TOKYO MITSUBISHI CD 28JAN11	AUD	49,400,335	49,810,975	2.91
25,000,000	MIZUHO CORP BANK CD 01MAR11	AUD	24,695,626	24,793,703	1.45
75,000,000	MIZUHO CORP BANK CD 27JAN11	AUD	74,089,278	74,722,823	4.37
50,000,000	SUMITOMO MITSUI BANK CD 24FEB11	AUD	49,374,155	49,619,050	2.90
50,000,000	SUMITOMO MITSUI BANK CD 28FEB11	AUD	49,354,363	49,587,889	2.90
Total certificates of deposit			246,913,757	248,534,440	14.53
Total other debt instruments			877,114,472	885,150,306	51.75
Total investments			1,371,500,679	1,379,209,715	80.65

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Classification of investments

Australian Dollar Portfolio

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Australia		
	Banks & Other Credit Institutions	29.59
	Holding & Finance Companies	3.72
	Foodstuffs & Non-Alcoholic Drinks	3.19
		<u>36.50</u>
France		
	Government Agencies	10.73
		<u>10.73</u>
United Kingdom		
	Banks & Other Credit Institutions	8.09
		<u>8.09</u>
USA		
	Banks & Other Credit Institutions	2.46
	Holding & Finance Companies	2.06
	Supra-National Institution	0.71
	Foodstuffs & Non-Alcoholic Drinks	0.50
		<u>5.73</u>
Finland		
	Supra-National Institution	5.44
		<u>5.44</u>
Spain		
	Government Agencies	4.27
		<u>4.27</u>
Luxembourg		
	Supra-National Institution	3.69
		<u>3.69</u>
Germany		
	Mortgage & Funding Institutions	3.20
		<u>3.20</u>
United Arab Emirates		
	Holding & Finance Companies	1.46
		<u>1.46</u>

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund**Classification of investments****Australian Dollar Portfolio (continued)**

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Norway	Government Agencies	1.11
		1.11
Netherlands	Mortgage & Funding Institutions	0.43
		0.43
Total investments		80.65

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of investments as at December 31, 2010

Canadian Dollar Portfolio

(Expressed in Canadian Dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Bonds			CAD	CAD	%
5,000,000	CANADA T-BILL 0.00 06JAN11 SER182	CAD	4,980,750	4,999,179	14.16
Total bonds			4,980,750	4,999,179	14.16
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			4,980,750	4,999,179	14.16
II. Other debt instruments					
A. Commercial papers			CAD	CAD	%
3,000,000	DNB NOR BANK ASA CP 28JAN11	CAD	2,997,577	2,997,658	8.49
7,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 10JAN11	CAD	6,994,249	6,998,023	19.82
3,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 18JAN11	CAD	2,997,265	2,998,472	8.49
2,500,000	LLOYDS TSB BANK PLC CP 31DEC10	CAD	2,497,807	2,499,928	7.09
Total commercial papers			15,486,898	15,494,081	43.89
Total other debt instruments			15,486,898	15,494,081	43.89
Total investments			20,467,648	20,493,260	58.05

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Classification of investments

Canadian Dollar Portfolio

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Germany	Mortgage & Funding Institutions	28.32
		28.32
Canada	Central Government - Debt Issues	14.16
		14.16
Norway	Banks & Other Credit Institutions	8.49
		8.49
United Kingdom	Banks & Other Credit Institutions	7.08
		7.08
Total investments		58.05

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of investments as at December 31, 2010

New Zealand Dollar Portfolio

(Expressed in New Zealand Dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Medium term note			NZD	NZD	%
15,000,000	BANK OF AMERICA CORP FRN 08MAR12	NZD	15,000,000	15,000,000	1.47
30,000,000	BANK OF IRELAND FRN 01JUL11	NZD	29,997,800	29,999,775	2.93
30,000,000	BANK OF NEW ZEALAND FRN 17JAN11	NZD	29,996,750	29,999,965	2.93
10,000,000	CAN IMPERIAL BK COMMERC FRN 20APR11	NZD	9,997,000	9,999,816	0.98
20,000,000	COMMONWEALTH BK AUST FRN 04DEC11	NZD	20,000,000	20,000,000	1.95
5,130,000	GENERAL ELECTRIC CAP 9 04JAN11	NZD	5,179,338	5,134,292	0.50
4,697,000	IBRD 3.72 20JUL11 GDIF	NZD	4,700,333	4,699,772	0.46
6,006,000	IBRD 7.02 25FEB11 GDIF	NZD	6,167,526	6,032,392	0.59
3,300,000	INTER AMERICAN DEV BK 6.125 19JUL11	NZD	3,356,760	3,341,944	0.33
23,741,000	KREDITANST FUR WIED 8 14JAN11	NZD	24,532,581	23,783,608	2.32
6,000,000	NORDIC INVSTMT BK 2.64 02FEB11	NZD	5,973,600	5,994,812	0.59
7,845,000	RABOBK AUSTR 6.50 18JAN11 SER EMTN	NZD	7,891,648	7,856,989	0.77
8,524,000	TOYOTA MOTOR CREDIT 7.375 18JAN11	NZD	8,582,815	8,540,437	0.83
Total medium term note			171,376,151	170,383,802	16.65
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			171,376,151	170,383,802	16.65
II. Other debt instruments					
A. Commercial papers			NZD	NZD	%
40,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 28JAN11	NZD	39,683,021	39,898,984	3.90
40,000,000	ANZ BANKING CP 07FEB11	NZD	39,667,828	39,862,184	3.90
50,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 25JAN11	NZD	49,583,260	49,885,945	4.87
50,000,000	BANK NEDERLANDSE GEMEENT CP 26JAN11	NZD	49,594,428	49,880,975	4.87
40,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 21MAR11	NZD	39,669,094	39,705,456	3.88
50,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 15APR11	NZD	48,229,960	49,478,820	4.83
50,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN. CP 20JAN11	NZD	49,595,056	49,907,565	4.88
30,000,000	DNB NOR BANK ASA CP 21JAN11	NZD	29,757,788	29,942,079	2.93
50,000,000	LANDWIRTSCHAFT RENTBK CP 28FEB11	NZD	49,598,801	49,735,475	4.86
30,000,000	NATIONAL AUSTRALIA BANK CP 19JAN11	NZD	29,757,788	29,947,344	2.93
35,000,000	NEDERLANDSE WATERSHAPS CP 28JAN11	NZD	34,139,921	34,908,969	3.41
45,000,000	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 18JAN11	NZD	44,635,551	44,924,733	4.39
50,000,000	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 21JAN11	NZD	49,595,685	49,903,315	4.88
50,000,000	UBS AG LONDON CP 05JAN11	NZD	49,590,690	49,973,595	4.88
Total commercial papers			603,098,871	607,955,439	59.41
Total other debt instruments			603,098,871	607,955,439	59.41
Total investments			774,475,022	778,339,241	76.06

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Classification of investments

New Zealand Dollar Portfolio

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Australia	Banks & Other Credit Institutions	18.81
		18.81
France	Government Agencies	17.49
		17.49
Netherlands	Mortgage & Funding Institutions	13.16
		13.16
Germany	Mortgage & Funding Institutions	7.18
		7.18
United Kingdom	Banks & Other Credit Institutions	4.88
		4.88
USA	Banks & Other Credit Institutions	1.47
	Supra-National Institution	1.38
	Holding & Finance Companies	1.34
		4.19
Ireland	Banks & Other Credit Institutions	2.93
		2.93
New Zealand	Banks & Other Credit Institutions	2.93
		2.93
Norway	Banks & Other Credit Institutions	2.93
		2.93
Canada	Banks & Other Credit Institutions	0.98
		0.98

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund**Classification of investments****New Zealand Dollar Portfolio (continued)**

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Finland		
	Supra-National Institution	0.58
		0.58
Total investments		76.06

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

[前へ](#)

(2) 【2009年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

結合純資産計算書

2009年12月31日現在

	注	結合	
		米ドル ^(*)	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		3,768,323,950	313,336,136
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	3,770,708,382	313,534,402
現金および預金		783,589,461	65,155,464
未収投資有価証券利息	2.6	19,331,402	1,607,406
未収預金利息	2.6	220,848	18,364
未収申込金		7,269,819	604,485
資産合計		4,581,119,912	380,920,121
負債			
買戻未払金		13,763,147	1,144,406
未払分配金	9	5,726,099	476,125
未払代行協会員報酬	5	3,427,440	284,992
未払投資顧問報酬	4	903,035	75,087
未払管理事務代行報酬	7	422,422	35,124
未払保管報酬	6	281,795	23,431
未払年次税	8	114,353	9,508
未払弁護士報酬		85,009	7,068
未払管理報酬	3	79,919	6,645
未払公告費		38,643	3,213
未払設立費		24,692	2,053
未払専門家報酬		21,433	1,782
負債合計		24,887,987	2,069,436
純資産額		4,556,231,925	378,850,685

(*) 注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2009年12月31日現在

USドル・ポートフォリオ

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		1,412,026,042	117,409,965
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	1,412,386,138	117,439,907
現金および預金		377,006,838	31,348,119
未収投資有価証券利息	2.6	1,235,723	102,750
未収預金利息	2.6	1,211	101
未収申込金		3,595,555	298,970
資産合計		1,794,225,465	149,189,847
負債			
買戻未払金		5,208,701	433,103
未払分配金	9	272,787	22,682
未払代行協会員報酬	5	281,994	23,448
未払投資顧問報酬	4	155,023	12,890
未払管理事務代行報酬	7	42,300	3,517
未払保管報酬	6	28,198	2,345
未払年次税	8	44,850	3,729
未払弁護士報酬		30,178	2,509
未払管理報酬	3	14,103	1,173
未払専門家報酬		186	15
負債合計		6,078,320	505,412
純資産額		1,788,147,145	148,684,435
発行済受益証券口数		178,814,714,466口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.83円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2009年12月31日現在

ユーロ・ポートフォリオ

	注	ユーロ	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		200,002,458	23,514,289
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	200,218,419	23,539,680
現金および預金		50,605,839	5,949,728
未収投資有価証券利息	2.6	411,752	48,410
未収預金利息	2.6	3,229	380
未収申込金		298,943	35,147
資産合計		251,538,182	29,573,344
負債			
買戻未払金		135,837	15,970
未払分配金	9	71,930	8,457
未払代行協会員報酬	5	65,220	7,668
未払投資顧問報酬	4	45,652	5,367
未払管理事務代行報酬	7	9,784	1,150
未払保管報酬	6	6,525	767
未払年次税	8	6,281	738
未払弁護士報酬		4,552	535
未払管理報酬	3	3,261	383
未払公告費		1,438	169
未払専門家報酬		335	39
負債合計		350,815	41,245
純資産額		251,187,367	29,532,099
発行済受益証券口数		25,118,736,710口	
1口当たり純資産価格		0.01	1.18円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2009年12月31日現在

	注	オーストラリア・ドル・ ポートフォリオ	
		オーストラリア・ ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		1,511,926,478	130,146,631
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	1,514,015,398	130,326,445
現金および預金		256,681,992	22,095,186
未収投資有価証券利息	2.6	11,496,449	989,614
未収預金利息	2.6	195,328	16,814
未収申込金		2,260,985	194,626
資産合計		1,784,650,152	153,622,685
負債			
買戻未払金		3,770,915	324,600
未払分配金	9	4,491,565	386,634
未払代行協会員報酬	5	2,216,271	190,777
未払投資顧問報酬	4	487,100	41,930
未払管理事務代行報酬	7	265,783	22,879
未払保管報酬	6	177,315	15,263
未払年次税	8	44,476	3,828
未払弁護士報酬		40,088	3,451
未払管理報酬	3	44,326	3,816
未払公告費		33,588	2,891
未払専門家報酬		23,268	2,003
負債合計		11,594,695	998,071
純資産額		1,773,055,457	152,624,614
発行済受益証券口数		177,305,545,727口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.86円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2009年12月31日現在

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		18,857,173	1,615,305
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	18,862,648	1,615,774
現金および預金		8,239,317	705,780
未収投資有価証券利息	2.6	12,644	1,083
未収預金利息	2.6	128	11
未収申込金		566	48
資産合計		27,115,303	2,322,697
負債			
買戻未払金		39,811	3,410
未払分配金	9	2,629	225
未払代行協会員報酬	5	3,325	285
未払投資顧問報酬	4	2,329	200
未払管理事務代行報酬	7	498	43
未払保管報酬	6	337	29
未払年次税	8	681	58
未払弁護士報酬		438	38
未払管理報酬	3	170	15
未払公告費		6,922	593
未払設立費		9,571	820
負債合計		66,711	5,714
純資産額		27,048,592	2,316,982
発行済受益証券口数		2,704,859,200口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.86円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

純資産計算書

2009年12月31日現在

	注	ニュージーランド・ドル・ ポートフォリオ	
		ニュージーランド・ ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 取得原価		978,980,881	62,067,388
投資有価証券 - 期末評価額	2.3	978,764,943	62,053,697
現金および預金		135,324,687	8,579,585
未収投資有価証券利息	2.6	10,085,696	639,433
未収預金利息	2.6	56,569	3,586
未収申込金		1,711,019	108,479
資産合計		1,125,942,914	71,384,781
負債			
買戻未払金		6,910,766	438,143
未払分配金	9	1,867,455	118,397
未払代行協会員報酬	5	1,493,174	94,667
未払投資顧問報酬	4	342,452	21,711
未払管理事務代行報酬	7	179,064	11,353
未払保管報酬	6	119,463	7,574
未払年次税	8	28,097	1,781
未払弁護士報酬		16,880	1,070
未払管理報酬	3	29,864	1,893
未払設立費		21,695	1,375
負債合計		11,008,910	697,965
純資産額		1,114,934,004	70,686,816
発行済受益証券口数		111,493,400,355口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.63円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

結合運用計算書および純資産変動計算書

2009年12月31日に終了した年度

	注	結合	
		米ドル ^(*)	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	71,519,722	5,946,865
預金利息	2.6	26,610,465	2,212,660
収益合計		98,130,187	8,159,525
費用			
代行協会員報酬	5	14,656,346	1,218,675
投資顧問報酬	4	4,140,083	344,248
管理事務代行報酬	7	1,894,595	157,536
保管報酬	6	1,263,803	105,085
公告費		827,276	68,788
年次税	8	440,776	36,651
管理報酬	3	368,131	30,610
弁護士報酬		134,297	11,167
専門家報酬		81,092	6,743
その他費用		15,708	1,306
費用合計		23,822,107	1,980,808
投資純利益		74,308,080	6,178,717
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(3,188,586)	(265,131)
当期実現純利益		71,119,494	5,913,586
投資有価証券未実現評価損の純変動		(1,235,300)	(102,715)
運用の結果による純資産の純増加		69,884,194	5,810,871
資本の変動			
受益証券発行		4,147,332,952	344,850,735
受益証券買戻し		(4,631,531,394)	(385,111,835)
資本の純変動		(484,198,442)	(40,261,100)
分配金	9	(69,884,193)	(5,810,871)
期首現在純資産		4,488,787,794	373,242,705
為替調整額		551,642,572	45,869,080
期末現在純資産		4,556,231,925	378,850,685

(*) 注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2009年12月31日に終了した年度

USドル・ポートフォリオ

	注	米ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	11,443,564	951,532
預金利息	2.6	635,087	52,807
収益合計		12,078,651	1,004,340
費用			
代行協会員報酬	5	2,038,402	169,493
投資顧問報酬	4	1,121,426	93,247
管理事務代行報酬	7	367,549	30,562
保管報酬	6	245,056	20,376
公告費		299,512	24,904
年次税	8	175,618	14,603
管理報酬	3	101,926	8,475
弁護士報酬		52,144	4,336
専門家報酬		19,288	1,604
その他費用		5,920	492
費用合計		4,426,841	368,092
投資純利益		7,651,810	636,248
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(541,552)	(45,030)
当期実現純利益		7,110,258	591,218
投資有価証券未実現評価損の純変動		(855,161)	(71,107)
運用の結果による純資産の純増加		6,255,097	520,111
資本の変動			
受益証券発行		1,265,249,972	105,205,535
受益証券買戻し		(1,320,670,368)	(109,813,741)
資本の純変動		(55,420,396)	(4,608,206)
分配金	9	(6,255,097)	(520,111)
期首現在純資産		1,843,567,541	153,292,641
期末現在純資産		1,788,147,145	148,684,435

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2009年12月31日に終了した年度

ユーロ・ポートフォリオ

	注	ユーロ	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	1,724,352	202,732
預金利息	2.6	588,271	69,163
収益合計		2,312,623	271,895
費用			
代行協会員報酬	5	476,489	56,021
投資顧問報酬	4	269,823	31,723
管理事務代行報酬	7	66,726	7,845
保管報酬	6	44,501	5,232
公告費		43,808	5,151
年次税	8	25,180	2,960
管理報酬	3	19,094	2,245
弁護士報酬		7,640	898
専門家報酬		3,812	448
その他費用		937	110
費用合計		958,010	112,633
投資純利益		1,354,613	159,262
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(48,268)	(5,675)
当期実現純利益		1,306,345	153,587
投資有価証券未実現評価益の純変動		120,505	14,168
運用の結果による純資産の純増加		1,426,850	167,755
資本の変動			
受益証券発行		120,985,271	14,224,238
受益証券買戻し		(139,572,618)	(16,409,553)
資本の純変動		(18,587,347)	(2,185,314)
分配金	9	(1,426,851)	(167,755)
期首現在純資産		269,774,715	31,717,413
期末現在純資産		251,187,367	29,532,099

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2009年12月31日に終了した年度

オーストラリア・ドル・
ポートフォリオ

	注	オーストラリア・ ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	47,758,224	4,111,028
預金利息	2.6	23,175,734	1,994,967
収益合計		70,933,958	6,105,995
費用			
代行協会員報酬	5	10,080,672	867,744
投資顧問報酬	4	2,180,955	187,737
管理事務代行報酬	7	1,208,899	104,062
保管報酬	6	806,515	69,425
公告費		399,436	34,383
年次税	8	190,452	16,394
管理報酬	3	201,618	17,355
弁護士報酬		63,132	5,434
専門家報酬		53,945	4,644
その他費用		7,542	649
費用合計		15,193,166	1,307,828
投資純利益		55,740,792	4,798,167
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(1,993,710)	(171,619)
当期実現純利益		53,747,082	4,626,549
投資有価証券未実現評価益の純変動		499,214	42,972
運用の結果による純資産の純増加		54,246,296	4,669,521
資本の変動			
受益証券発行		2,394,697,170	206,135,532
受益証券買戻し		(2,866,691,453)	(246,764,800)
資本の純変動		(471,994,283)	(40,629,268)
分配金	9	(54,246,296)	(4,669,521)
期首現在純資産		2,245,049,740	193,253,882
期末現在純資産		1,773,055,457	152,624,614

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2009年12月31日に終了した年度

カナダ・ドル・ポートフォリオ

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	234,896	20,121
預金利息	2.6	29,131	2,495
収益合計		264,027	22,617
費用			
代行協会員報酬	5	35,328	3,026
投資顧問報酬	4	18,267	1,565
管理事務代行報酬	7	4,808	412
保管報酬	6	3,212	275
年次税	8	2,786	239
管理報酬	3	1,279	110
弁護士報酬		608	52
専門家報酬		544	47
その他費用		93	8
費用合計		66,925	5,733
投資純利益		197,102	16,884
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(135,085)	(11,571)
当期実現純利益		62,017	5,312
投資有価証券未実現評価益の純変動		16,443	1,409
運用の結果による純資産の純増加		78,460	6,721
資本の変動			
受益証券発行		14,780,321	1,266,082
受益証券買戻し		(16,214,190)	(1,388,908)
資本の純変動		(1,433,869)	(122,825)
分配金	9	(78,461)	(6,721)
期首現在純資産		28,482,462	2,439,808
期末現在純資産		27,048,592	2,316,982

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2009年12月31日に終了した年度

ニュージーランド・ドル・
ポートフォリオ

	注	ニュージーランド・ ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	30,940,830	1,961,649
預金利息	2.6	10,673,911	676,726
収益合計		41,614,741	2,638,375
費用			
代行協会員報酬	5	6,204,718	393,379
投資顧問報酬	4	1,416,220	89,788
管理事務代行報酬	7	744,088	47,175
保管報酬	6	496,415	31,473
公告費		236,814	15,014
年次税	8	120,915	7,666
管理報酬	3	124,097	7,868
弁護士報酬		33,028	2,094
専門家報酬		20,934	1,327
その他費用		3,826	243
費用合計		9,401,055	596,027
投資純利益		32,213,686	2,042,348
投資有価証券売却にかかる実現純損失		(1,389,272)	(88,080)
当期実現純利益		30,824,414	1,954,268
投資有価証券未実現評価損の純変動		(1,508,417)	(95,634)
運用の結果による純資産の純増加		29,315,997	1,858,634
資本の変動			
受益証券発行		1,266,351,872	80,286,709
受益証券買戻し		(1,310,230,788)	(83,068,632)
資本の純変動		(43,878,916)	(2,781,923)
分配金	9	(29,315,997)	(1,858,634)
期首現在純資産		1,158,812,920	73,468,739
期末現在純資産		1,114,934,004	70,686,816

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型投資信託

財務書類に対する注記

2009年12月31日現在

注1. 事業活動

契約型傘型投資信託として組織されたニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、存続期間無期限の、有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の間の相互の合意により、またはルクセンブルグ法に定められた事情により、いつでも解散することができる。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国の2002年12月20日法（改正済）パートIIに基づいて組織されている。

各サブ・ファンドの資産は、それぞれの投資方針および投資目的に従い別々に投資される。

各サブ・ファンドの目的は、質の高い短期金融商品に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、好収益を得ることである。

2009年12月31日現在、5つのサブ・ファンドが運用されている。

- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - USドル・ポートフォリオ
（以下「USドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - ユーロ・ポートフォリオ
（以下「ユーロ・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル・ポートフォリオ
（以下「オーストラリア・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - カナダ・ドル・ポートフォリオ
（以下「カナダ・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ
（以下「ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ」という）

注2. 重要な会計方針

2.1) 財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグの契約型投資信託に関する規制に従って作成されている。

2.2) 純資産計算書ならびに運用計算書および純資産変動計算書

ファンドの結合財務書類は、米ドルで表示されている。結合純資産計算書は、期末決算時点の実勢為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの純資産の合計である。

通貨	為替レート
ユーロ	1.434650
オーストラリア・ドル	0.892400
カナダ・ドル	0.954335
ニュージーランド・ドル	0.717200

結合運用計算書および純資産変動計算書は、年平均の為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの運用および純資産変動の合計である。

通貨	為替レート
ユーロ	1.394633
オーストラリア・ドル	0.791807
カナダ・ドル	0.879505
ニュージーランド・ドル	0.635064

2.3) 投資有価証券

各サブ・ファンドの債券、債務証券および短期金融商品は、償却原価に基づき評価される。この評価方法は、投資有価証券を取得原価で評価し、以後有価証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引またはプレミアムを満期まで均等額で償却することを前提としている。割引またはプレミアムの償却額は、純資産変動計算書上「投資有価証券未実現評価益/(損)の変動」に含まれている。満期時に、実現純利益は「投資有価証券受取利息」に計上される。

2.4) 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建の取引は、取引日現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算される。外貨取引にかかる損益は、当期の損益を決定する際に運用計算書および純資産変動計算書上で認識される。

2.5) 設立費

設立費は、全額償却される。

2.6) 収益

受取利息は日々発生する。

以下の報酬に関連する注記3から7において、「グロス・イールド(その他費用控除後)」とは、各サブ・ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、管理会社により日々算出される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他費用控除後)」とは、()サブ・ファンドの総利益(有価証券の売買損益を含む。)より、()サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、管理会社により日々算出される金額をいう。

注3. 管理報酬

2009年2月6日まで、管理会社は、各四半期末に、当該四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産額の年率0.01%を、管理報酬としてファンドの純資産から受領する権利を有していた。

2009年2月6日以降、管理会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の1%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、管理報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.01%を上限とする。

注4. 投資顧問報酬

2009年2月6日まで、投資顧問会社は、各四半期末毎に、当該四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産額の以下に示す年率を、投資顧問報酬として各サブ・ファンドの純資産から受領する権利を有していた。

2009年2月6日以降、投資顧問会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、投資顧問報酬は、()グロス・インカム(その他費用控除後)の14%および()グロス・イールド(その他費用控除後)に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、投資顧問報酬の総額は、以下のように計算される。

USドル・ポートフォリオ

- 2億米ドル以下の部分	0.15%
- 2億米ドル超5億米ドル以下の部分	0.125%
- 5億米ドル超20億米ドル以下の部分	0.10%
- 20億米ドル超の部分	0.09%

ユーロ・ポートフォリオ

- 2億ユーロ以下の部分	0.15%
- 2億ユーロ超5億ユーロ以下の部分	0.125%
- 5億ユーロ超20億ユーロ以下の部分	0.10%
- 20億ユーロ超の部分	0.09%

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

- 2億オーストラリア・ドル以下の部分	0.15%
- 2億オーストラリア・ドル超5億オーストラリア・ドル以下の部分	0.125%
- 5億オーストラリア・ドル超20億オーストラリア・ドル以下の部分	0.10%
- 20億オーストラリア・ドル超の部分	0.09%

カナダ・ドル・ポートフォリオ

- 2億カナダ・ドル以下の部分	0.15%
- 2億カナダ・ドル超5億カナダ・ドル以下の部分	0.125%
- 5億カナダ・ドル超20億カナダ・ドル以下の部分	0.10%
- 20億カナダ・ドル超の部分	0.09%

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

- 2億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.15%
- 2億ニュージーランド・ドル超5億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.125%
- 5億ニュージーランド・ドル超20億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.10%
- 20億ニュージーランド・ドル超の部分	0.09%

注5. 代行協会員報酬

2009年2月6日まで、日本における代行協会員は、各四半期末に、当該四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産額の年率0.50%の料率による報酬を各サブ・ファンドの純資産から受領する権利を有していた。

2009年2月6日以降、代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の20%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、代行協会員報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.65%を上限とする。日本における販売会社は代行協会員に支払われる報酬から報酬を受け取る。代行協会員が負担したすべての合理的な実費は、関連するサブ・ファンドが負担する。

注6. 保管報酬

2009年2月6日まで、保管受託銀行は、各四半期末における各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産額の年率0.04%の料率で、四半期毎に後払いで、各サブ・ファンド資産から支払われる保管報酬を受領する権利を有していた。

2009年2月6日以降、保管受託銀行は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、保管報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の2%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、保管報酬は、各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.04%を上限とする。また、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、ファンドが負担する。

注7. 管理事務代行報酬

2009年2月6日まで、管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社は、各四半期末における各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産額の年率0.06%の料率で、四半期毎に後払いで、各サブ・ファンド資産から支払われる管理事務代行報酬を受領する権利を有していた。

2009年2月6日以降、登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、登録・名義書換・所在地事務および管理事務代行報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の3%である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.06%を上限とする。管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社が負担した、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費は、ファンドが負担する。

注8. 税制

ファンドは税金に関し、ルクセンブルグの法律に準拠している。ルクセンブルグにおける現行法規のもとでは、ファンドの純資産額に対し年率0.01%の資本税(「年次税」)が課せられており、四半期毎に計算され支払われる。

現行法のもとでは、ファンドもその受益者もルクセンブルグにおいて所得税またはキャピタル・ゲイン税も課せられず、源泉税または相続税も課せられない。ファンドは、ファンドのポートフォリオにおける投資有価証券から生じた収益から、当該国における源泉税控除後の収益を回収している。

注9. 分配方針

管理会社の目的は、各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格を、それぞれ0.01米ドル、0.01ユーロ、0.01オーストラリア・ドル、0.01カナダ・ドルおよび0.01ニュージーランド・ドルに維持することである。

分配宣言済の未払分配金は、受益証券の買戻し時に買戻し代金とともに支払われる。

さらに、各サブ・ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の前日までに分配宣言済の未払分配金はすべて、当該最終営業日の前日に適用される各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行される。

[次へ](#)

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Combined statement of net assets as at December 31, 2009

Combined statement		(Expressed in US Dollar)
	Notes	Combined USD (*)
Assets		
Investments		
At cost		3,768,323,950
At year-end value	2.3	3,770,708,382
Cash at bank		783,589,461
Interest receivable on investments	2.6	19,331,402
Interest receivable on cash	2.6	220,848
Receivable on subscriptions		7,269,819
Total assets		4,581,119,912
Liabilities		
Payable on redemptions		13,763,147
Dividend payable	9	5,726,099
Agent securities fee payable	5	3,427,440
Investment advisory fee payable	4	903,035
Administration fee payable	7	422,422
Custodian fee payable	6	281,795
“Taxe d’abonnement” payable	8	114,353
Legal expenses payable		85,009
Management fees payable	3	79,919
Publication expenses payable		38,643
Formation expenses payable		24,692
Professional expenses payable		21,433
Total liabilities		24,887,987
Total net assets		4,556,231,925

* Note 2.2

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of net assets as at December 31, 2009

US Dollar Portfolio	(Expressed in US Dollar)	
	Notes	US Dollar Portfolio USD
Assets		
Investments		
At cost		1,412,026,042
At year-end value	2.3	1,412,386,138
Cash at bank		377,006,838
Interest receivable on investments	2.6	1,235,723
Interest receivable on cash	2.6	1,211
Receivable on subscriptions		3,595,555
Total assets		1,794,225,465
Liabilities		
Payable on redemptions		5,208,701
Dividend payable	9	272,787
Agent securities fee payable	5	281,994
Investment advisory fee payable	4	155,023
Administration fee payable	7	42,300
Custodian fee payable	6	28,198
“Taxe d’abonnement” payable	8	44,850
Legal expenses payable		30,178
Management fees payable	3	14,103
Professional expenses payable		186
Total liabilities		6,078,320
Total net assets		1,788,147,145
Number of shares outstanding		178,814,714,466
Net assets per share		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of net assets as at December 31, 2009

Euro Portfolio		(Expressed in Euro)
	Notes	Euro Portfolio EUR
Assets		
Investments		
At cost		200,002,458
At year-end value	2.3	200,218,419
Cash at bank		50,605,839
Interest receivable on investments	2.6	411,752
Interest receivable on cash	2.6	3,229
Receivable on subscriptions		298,943
Total assets		251,538,182
Liabilities		
Payable on redemptions		135,837
Dividend payable	9	71,930
Agent securities fee payable	5	65,220
Investment advisory fee payable	4	45,652
Administration fee payable	7	9,784
Custodian fee payable	6	6,525
“Taxe d’abonnement” payable	8	6,281
Legal expenses payable		4,552
Management fees payable	3	3,261
Publication expenses payable		1,438
Professional expenses payable		335
Total liabilities		350,815
Total net assets		251,187,367
Number of shares outstanding		25,118,736,710
Net assets per share		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of net assets as at December 31, 2009

Australian Dollar Portfolio		(Expressed in Australian Dollar)
	Notes	Australian Dollar Portfolio AUD
Assets		
Investments		
At cost		1,511,926,478
At year-end value	2.3	1,514,015,398
Cash at bank		256,681,992
Interest receivable on investments	2.6	11,496,449
Interest receivable on cash	2.6	195,328
Receivable on subscriptions		2,260,985
Total assets		1,784,650,152
Liabilities		
Payable on redemptions		3,770,915
Dividend payable	9	4,491,565
Agent securities fee payable	5	2,216,271
Investment advisory fee payable	4	487,100
Administration fee payable	7	265,783
Custodian fee payable	6	177,315
“Taxe d’abonnement” payable	8	44,476
Legal expenses payable		40,088
Management fees payable	3	44,326
Publication expenses payable		33,588
Professional expenses payable		23,268
Total liabilities		11,594,695
Total net assets		1,773,055,457
Number of shares outstanding		177,305,545,727
Net assets per share		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of net assets as at December 31, 2009

Canadian Dollar Portfolio

(Expressed in Canadian Dollar)

	Notes	Canadian Dollar Portfolio CAD
Assets		
Investments		
At cost		18,857,173
At year-end value	2.3	18,862,648
Cash at bank		8,239,317
Interest receivable on investments	2.6	12,644
Interest receivable on cash	2.6	128
Receivable on subscriptions		566
Total assets		27,115,303
Liabilities		
Payable on redemptions		39,811
Dividend payable	9	2,629
Agent securities fee payable	5	3,325
Investment advisory fee payable	4	2,329
Administration fee payable	7	498
Custodian fee payable	6	337
“Taxe d’abonnement” payable	8	681
Legal expenses payable		438
Management fees payable	3	170
Publication expenses payable		6,922
Formation expenses payable		9,571
Total liabilities		66,711
Total net assets		27,048,592
Number of shares outstanding		2,704,859,200
Net assets per share		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of net assets as at December 31, 2009

New Zealand Dollar Portfolio

(Expressed in New Zealand Dollar)

	Notes	New Zealand Dollar Portfolio NZD
Assets		
Investments		
At cost		978,980,881
At year-end value	2.3	978,764,943
Cash at bank		135,324,687
Interest receivable on investments	2.6	10,085,696
Interest receivable on cash	2.6	56,569
Receivable on subscriptions		1,711,019
Total assets		1,125,942,914
Liabilities		
Payable on redemptions		6,910,766
Dividend payable	9	1,867,455
Agent securities fee payable	5	1,493,174
Investment advisory fee payable	4	342,452
Administration fee payable	7	179,064
Custodian fee payable	6	119,463
“Taxe d’abonnement” payable	8	28,097
Legal expenses payable		16,880
Management fees payable	3	29,864
Formation expenses payable		21,695
Total liabilities		11,008,910
Total net assets		1,114,934,004
Number of shares outstanding		111,493,400,355
Net assets per share		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Combined statement of operations and changes in net assets for the year ended
December 31, 2009

Combined statement		(Expressed in US Dollar)	
	Notes	Combined USD (*)	
Income			
Interest income on investments	2.6	71,519,722	
Bank interest	2.6	26,610,465	
Total income		98,130,187	
Expenses			
Agent securities fee	5	14,656,346	
Investment advisory fee	4	4,140,083	
Administration fee	7	1,894,595	
Custodian fee	6	1,263,803	
Publication expenses		827,276	
“Taxe d'abonnement”	8	440,776	
Management fee	3	368,131	
Legal expenses		134,297	
Professional expenses		81,092	
Other expenses		15,708	
Total expenses		23,822,107	
Net investment gain		74,308,080	
Net realised :			
Loss on investments		(3,188,586)	
Net realised gain for the year		71,119,494	
Net change in unrealised :			
Depreciation on investments		(1,235,300)	
Net increase in net assets as result of operations		69,884,194	
Movements in capital			
Subscription of shares		4,147,332,952	
Redemption of shares		(4,631,531,394)	
Net movement in capital		(484,198,442)	
Dividend distributed	9	(69,884,193)	
Net assets at the beginning of the year			
Exchange difference		551,642,572	
Net assets at the end of the year		4,556,231,925	

* Note 2.2

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

**Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31,
 2009**

US Dollar Portfolio

(Expressed in US Dollar)

	Notes	US Dollar Portfolio USD
Income		
Interest income on investments	2.6	11,443,564
Bank interest	2.6	635,087
Total income		12,078,651
Expenses		
Agent securities fee	5	2,038,402
Investment advisory fee	4	1,121,426
Administration fee	7	367,549
Custodian fee	6	245,056
Publication expenses		299,512
“Taxe d’abonnement”	8	175,618
Management fee	3	101,926
Legal expenses		52,144
Professional expenses		19,288
Other expenses		5,920
Total expenses		4,426,841
Net investment gain		7,651,810
Net realised :		
Loss on investments		(541,552)
Net realised gain for the year		7,110,258
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(855,161)
Net increase in net assets as result of operations		6,255,097
Movement in capital		
Subscription of shares		1,265,249,972
Redemption of shares		(1,320,670,368)
Net movement in capital		(55,420,396)
Dividend distributed	9	(6,255,097)
Net assets at the beginning of the year		1,843,567,541
Net assets at the end of the year		1,788,147,145

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

**Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31,
2009**

Euro Portfolio		(Expressed in Euro)	
	Notes	Euro Portfolio EUR	
Income			
Interest income on investments	2.6	1,724,352	
Bank interest	2.6	588,271	
Total income		2,312,623	
Expenses			
Agent securities fee	5	476,489	
Investment advisory fee	4	269,823	
Administration fee	7	66,726	
Custodian fee	6	44,501	
Publication expenses		43,808	
“Taxe d’abonnement”	8	25,180	
Management fee	3	19,094	
Legal expenses		7,640	
Professional expenses		3,812	
Other expenses		937	
Total expenses		958,010	
Net investment gain		1,354,613	
Net realised :			
Loss on investments		(48,268)	
Net realised gain for the year		1,306,345	
Net change in unrealised :			
Appreciation on investments		120,505	
Net increase in net assets as result of operations		1,426,850	
Movement in capital			
Subscription of shares		120,985,271	
Redemption of shares		(139,572,618)	
Net movement in capital		(18,587,347)	
Dividend distributed	9	(1,426,851)	
Net assets at the beginning of the year		269,774,715	
Net assets at the end of the year		251,187,367	

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

**Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31,
 2009**

Australian Dollar Portfolio

(Expressed in Australian Dollar)

	Notes	Australian Dollar Portfolio AUD
Income		
Interest income on investments	2.6	47,758,224
Bank interest	2.6	23,175,734
Total income		70,933,958
Expenses		
Agent securities fee	5	10,080,672
Investment advisory fee	4	2,180,955
Administration fee	7	1,208,899
Custodian fee	6	806,515
Publication expenses		399,436
“Taxe d’abonnement”	8	190,452
Management fee	3	201,618
Legal expenses		63,132
Professional expenses		53,945
Other expenses		7,542
Total expenses		15,193,166
Net investment gain		55,740,792
Net realised :		
Loss on investments		(1,993,710)
Net realised gain for the year		53,747,082
Net change in unrealised :		
Appreciation on investments		499,214
Net increase in net assets as result of operations		54,246,296
Movement in capital		
Subscription of shares		2,394,697,170
Redemption of shares		(2,866,691,453)
Net movement in capital		(471,994,283)
Dividend distributed	9	(54,246,296)
Net assets at the beginning of the year		2,245,049,740
Net assets at the end of the year		1,773,055,457

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2009

Canadian Dollar Portfolio

(Expressed in Canadian Dollar)

	Notes	Canadian Dollar Portfolio CAD
Income		
Interest income on investments	2.6	234,896
Bank interest	2.6	29,131
Total income		264,027
Expenses		
Agent securities fee	5	35,328
Investment advisory fee	4	18,267
Administration fee	7	4,808
Custodian fee	6	3,212
“Taxe d’abonnement”	8	2,786
Management fee	3	1,279
Legal expenses		608
Professional expenses		544
Other expenses		93
Total expenses		66,925
Net investment gain		197,102
Net realised :		
Loss on investments		(135,085)
Net realised gain for the year		62,017
Net change in unrealised :		
Appreciation on investments		16,443
Net increase in net assets as result of operations		78,460
Movement in capital		
Subscription of shares		14,780,321
Redemption of shares		(16,214,190)
Net movement in capital		(1,433,869)
Dividend distributed	9	(78,461)
Net assets at the beginning of the year		28,482,462
Net assets at the end of the year		27,048,592

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2009

New Zealand Dollar Portfolio

(Expressed in New Zealand Dollar)

	Notes	New Zealand Dollar Portfolio NZD
Income		
Interest income on investments	2.6	30,940,830
Bank interest	2.6	10,673,911
Total income		41,614,741
Expenses		
Agent securities fee	5	6,204,718
Investment advisory fee	4	1,416,220
Administration fee	7	744,088
Custodian fee	6	496,415
Publication expenses		236,814
“Taxe d’abonnement”	8	120,915
Management fee	3	124,097
Legal expenses		33,028
Professional expenses		20,934
Other expenses		3,826
Total expenses		9,401,055
Net investment gain		32,213,686
Net realised :		
Loss on investments		(1,389,272)
Net realised gain for the year		30,824,414
Net change in unrealised :		
Depreciation on investments		(1,508,417)
Net increase in net assets as result of operations		29,315,997
Movement in capital		
Subscription of shares		1,266,351,872
Redemption of shares		(1,310,230,788)
Net movement in capital		(43,878,916)
Dividend distributed	9	(29,315,997)
Net assets at the beginning of the year		1,158,812,920
Net assets at the end of the year		1,114,934,004

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

[前へ](#) [次へ](#)

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements

(As of December 31, 2009)

Note 1 - Activity

NIKKO MONEY MARKET FUND (the "Fund"), organised as a mutual investment umbrella fund is an unincorporated coproprietorship of its securities and other assets for an unlimited period. The Fund may be dissolved at any time by mutual agreement between the Management Company and the Custodian or in any cases provided for by Luxembourg law.

The Fund is organized under part II of the Luxembourg law of December 20, 2002, as amended.

The assets of the different sub-funds are separately invested in accordance with their respective investment policies and objectives.

The objective of each sub-fund is to earn a high level of income while preserving capital and maintaining liquidity by investing in high-grade money market instruments.

As at December 31, 2009, there were five sub-funds in operation :

- * NIKKO MONEY MARKET FUND - US DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as "US Dollar Portfolio")
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - EURO PORTFOLIO
(hereinafter referred to as "Euro Portfolio")
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - AUSTRALIAN DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as "Australian Dollar Portfolio")
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - CANADIAN DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as "Canadian Dollar Portfolio")
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - NEW ZEALAND DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as "New Zealand Dollar Portfolio")

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are presented in accordance with Luxembourg regulations relating to undertakings for collective investment.

2.2 - Statements of net assets and of operations and changes in net assets

The combined financial statements of the Fund are expressed in USD. The combined statement of net assets is the sum of the sub-funds net assets converted in USD at exchange rates prevailing at the year-end closing.

Currency	Exchange rate
EUR	1.434650
AUD	0.892400
CAD	0.954335
NZD	0.717200

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund

Notes to the financial statements (continued)

(As of December 31, 2009)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.2 - Statements of net assets and of operations and changes in net assets (continued)

The combined statement of operations and changes in net assets is the sum of the sub-funds operations and changes in net assets converted in USD at average exchange rates of the year.

Currency	Exchange rate
EUR	1.394633
AUD	0.791807
CAD	0.879505
NZD	0.635064

2.3 - Investments in securities

Each sub-fund's portfolio bonds, debt securities and money market instruments are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an investment at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. The amortisation of any discount or premium is included in the statement of changes in net assets under the heading "Change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments". At maturity, the net income realised is included under the heading of "Interest income on investments".

2.4 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than the currency of the sub-fund are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into the currency of the sub-fund at exchange rates ruling at the transaction dates. Gains and losses on foreign exchange transactions are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result for the year.

2.5 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.6 - Income

Interest income is accrued on a daily basis.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2009)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

In the following fees related in notes 3 to 7, Gross Yield Less Other Expenses ("GYLOE") means a rate calculated daily by the Management Company, which shall be equal to the gross yield of the respective sub-fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the sub-funds' related parties and "Gross Income Less Other Expenses" ("GILOE") means an amount, calculated daily by the Management Company, which shall be equal to the difference between (a) the gross income of the sub-fund, including the capital gain/loss on securities, and (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the sub-funds' related parties.

Note 3 - Management fee

Up to February 6, 2009, the Management Company was entitled to a management fee payable, out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.01% of the average daily net assets of each sub-fund during the relevant quarter.

Since February 6, 2009, the Management Company is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Management Company is 1% of such GILOE. If daily GYLOE is 1% p.a. or above, the fee payable to the Management Company is up to an annual rate of 0.01% of the average daily net asset value of the assets of each sub-fund during the relevant quarter.

Note 4 - Investment advisory fee

Up to February 6, 2009, the Investment Adviser was entitled to an investment advisory fee payable quarterly out of the net assets of each sub-fund at an annual rate calculated as below on the basis of the average of the daily net assets of each sub-fund during the relevant quarter.

Since February 6, 2009, the Investment Adviser is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund at the end of each quarter calculated as below. In case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Investment Adviser is the lower amount of i) 14% of GILOE and ii) GYLOE x 100 multiplied by the fee rates mentioned below. If daily GYLOE is 1.00% p.a. or above, the total fees payable to the Investment Adviser is calculated as below on the basis of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter.

US Dollar Portfolio

Up to 0.15 % up to (and including) U.S.\$ 200 million;
Up to 0.125 % for a portion of more than U.S.\$ 200 million, to (and including) U.S.\$ 500 million;
Up to 0.10 % for a portion of more than U.S.\$ 500 million, to (and including) U.S.\$ 2 billion; and
Up to 0.09% for a portion of more than U.S.\$ 2 billion.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2009)

Note 4 - Investment advisory fee (continued)**Euro Portfolio**

Up to 0.15 % up to (and including) Euro 200 million;
Up to 0.125 % for a portion of more than Euro 200 million, to (and including) Euro 500 million;
Up to 0.10 % for a portion of more than Euro 500 million, to (and including) Euro 2 billion; and
Up to 0.09 % for a portion of more than Euro 2 billion.

Australian Dollar Portfolio

Up to 0.15 % up to (and including) A\$ 200 million;
Up to 0.125 % for a portion of more than A\$ 200 million, to (and including) A\$ 500 million;
Up to 0.10 % for a portion of more than A\$ 500 million, to (and including) A\$ 2 billion; and
Up to 0.09 % for a portion of more than A\$ 2 billion.

Canadian Dollar Portfolio

Up to 0.15 % up to (and including) CA\$ 200 million;
Up to 0.125 % for a portion of more than CA\$ 200 million, to (and including) CA\$ 500 million;
Up to 0.10 % for a portion of more than CA\$ 500 million, to (and including) CA\$ 2 billion; and
Up to 0.09 % for a portion of more than CA\$ 2 billion.

New Zealand Dollar Portfolio

Up to 0.15 % up to (and including) NZ\$ 200 million;
Up to 0.125 % for a portion of more than NZ\$ 200 million, to (and including) NZ\$ 500 million;
Up to 0.10 % for a portion of more than NZ\$ 500 million, to (and including) NZ\$ 2 billion; and
Up to 0.09 % for a portion of more than NZ\$ 2 billion.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2009)

Note 5 - Agent securities fee

Up to February 6, 2009, the Agent Securities Company in Japan was entitled to a fee payable, out of the net assets of each sub-fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.50% of the average daily net assets of each sub-fund during the relevant quarter.

Since February 6, 2009, the Agent Securities Company is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Agent Securities Company is 20% of such GYLOE. If daily GYLOE is 1% p.a. or above, the fee payable is at an annual rate of up to 0.65% of the average daily net asset value of the assets of each sub-fund during the relevant quarter. The distributors in Japan receive any fees payable out of the fee payable to the Agent Securities Company. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses incurred by the Agent Securities Company are borne by the relevant sub-fund.

Note 6 - Custodian fee

Up to February 6, 2009, the Custodian was entitled to a custodian fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.04% of the average daily net asset value of the assets of each sub-fund during the relevant quarter.

Since February 6, 2009, the Custodian is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter calculated as follows: in case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Custodian is 2% of such GYLOE. If daily GYLOE is 1% p.a. or above, the fees payable to the Custodian is up to 0.04% of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the custodian and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, are borne by the Fund.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As of December 31, 2009)

Note 7 - Administration fee

Up to February 6, 2009, the Administrative Agent, Domiciliary, Registrar and Transfer Agent was entitled to an administration fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.06% of the average daily net asset value of the assets of each sub-fund during the relevant quarter.

Since February 6, 2009, the Administrative Agent, Domiciliary, Registrar and Transfer Agent is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter calculated as follows: in case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Administrative Agent, Domiciliary, Registrar and Transfer Agent is 3% of such GYLOE. If daily GYLOE is 1% p.a. or above, the fees payable are up to 0.06% of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the Administrative Agent, Domiciliary, Registrar and Transfer Agent are borne by the Fund.

Note 8 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg the Fund is subject to a capital tax (the "taxe d'abonnement") on its net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly.

Under present law neither the Fund nor the Shareholders are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income produced by the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 9 - Dividend policy

The objective of the Management Company is to maintain each sub-fund's net assets per share at USD 0.01, EUR 0.01, AUD 0.01, CAD 0.01 and NZD 0.01, respectively.

The dividend declared and accrued is paid at the time of the shares' repurchase together with the relevant repurchase price.

Furthermore, on the last business day of each month, in respect of each sub-fund, all dividends declared accrued up to (and including) the day immediately preceding such last business day, and not yet paid are automatically reinvested against issue of further shares at the net asset value per share of the relevant sub-fund applicable on the day immediately preceding such last business day.

[前へ](#)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

()USドル・ポートフォリオ

(2011年3月末日現在)

	米ドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
資産総額	2,008,579,004.27	167,013,344
負債総額	935,428.00	77,781
純資産総額(-)	2,007,643,576.27	166,935,563
発行済口数	200,763,528,455口	
1口当たり純資産価格(/)	0.01	1円

()ユーロ・ポートフォリオ

(2011年3月末日現在)

	ユーロ(を除く。)	千円(、 を除く。)
資産総額	304,709,948.66	35,824,749
負債総額	345,145.78	40,579
純資産総額(-)	304,364,802.88	35,784,170
発行済口数	30,436,130,786口	
1口当たり純資産価格(/)	0.01	1円

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2011年3月末日現在)

	豪ドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
資産総額	1,823,670,597.79	156,981,565
負債総額	8,555,479.13	736,456
純資産総額(-)	1,815,115,118.66	156,245,109
発行済口数	181,490,900,098口	
1口当たり純資産価格(/)	0.01	1円

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2011年3月末日現在)

	加ドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
資産総額	36,888,749.12	3,159,890
負債総額	62,529.12	5,356
純資産総額(-)	36,826,220.00	3,154,534
発行済口数	3,682,563,118口	
1口当たり純資産価格(/)	0.01	1円

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2011年3月末日現在)

	NZドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
資産総額	1,021,481,944.00	64,761,955
負債総額	3,930,463.13	249,191
純資産総額(-)	1,017,551,480.87	64,512,764
発行済口数	101,748,691,119口	
1口当たり純資産価格(/)	0.01	1円

第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ、ロベルトシュトゥンパー通り9A

日本の受益者については、ファンド証券の保管を委託されている販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられる。

名義書換の費用は徴収されない。

(2) 受益者に対する特典

受益者に対する特典はない。

(3) 譲渡制限

管理会社は、受益証券の発行に関連して、受益証券が募集される国の法令を遵守する。管理会社は、その裁量において、特定の国および地域に居住する個人または同地に設立された法人に対し、ファンド証券の発行を一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、受益者全体およびトラストの保護のため必要な場合には、特定の個人または法人によるファンド証券の取得を停止することができる。

管理会社は、

a ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また、

b ファンド証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができる。

特に、

a 管理会社は、EU域内において公衆に対してファンド証券の販売活動を行わない。

b ファンド証券は、アメリカ合衆国、その領土もしくは属領の市民もしくは居住者またはアメリカ合衆国または州法を準拠法として設立され、存続する法人、パートナーシップ、信託もしくはその他の者に対して発行、譲渡しまたはそれらの者のために登録を行ってはならない。

第三部 【特別情報】

第1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

(1) 資本の額

2011年3月末日現在、管理会社の資本は446,220ユーロ(約5,246万円)で、全額払込済である。なお、1株24.79ユーロ(約2,915円)で記名株式18,000株を発行済である。

最近5年間における資本の額の増減は以下の通りである。

1997年2月末日	資本金額：1,800万ルクセンブルグ・フラン
1999年4月2日	ルクセンブルグ・フランからユーロに通貨変更 資本金額：446,220ユーロ
提出日現在	資本金額：446,220ユーロ

(2) 管理会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は、適式に招集された株主総会において選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までとし、再選されるかまたは後任者が選任され就任するまではその地位に留まるが、株主総会の決議により、いつでも、理由の有無を問わず、解任されおよび/または更迭させられる。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長数名を選出することができる。また、取締役である必要のない秘書役1名さらに管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名、秘書役およびジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、ケーブル、電報またはテレックスにより各取締役の同意が得られた場合には、省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、別の取締役を指名して、取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役の決議は書面により行うこともでき、各取締役により署名された決議を含む複数の書類から構成される場合もある。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実践方法を決定する権限を有する。

投資顧問会社は、管理会社に投資顧問業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役の指図に従う。

(3) 役員および従業員の状況

(提出日現在)

氏名	管理会社 役職名	所属・役職名
加茂政司	取締役 会長	S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、副社長
ジョン・ピエール・ヘッティンガー (John Pierre Hettinger)	取締役	S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、社長
ジャック・エルヴィンガー (Jacques Elvinger)	取締役	エルヴィンガー・ホス・アンド・ブルッセン法律事務所、パートナー
ケーピーエムジー・オーディット サール (KPMG Audit S.ar.l.)	監査役	2009年3月31日 管理会社の独立監査人就任

(注) 管理会社の従業員はいない。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の目的は、(ルクセンブルグ投信法第125条に定める範囲内において) 集団投資スキームを運用することである。管理会社は、一つ以上のルクセンブルグの集団投資スキームを運用しなくてはならない。管理会社は、集団投資スキームの運用、管理および販売促進に関する一切の活動を運営するものとする。管理会社は、ルクセンブルグ投信法第16章に定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができる。

管理会社は、投資助言の提供のために投資顧問会社として日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドを任命しており、またトラストの資産の保管業務ならびに登録・名義書換・支払事務・所在地事務および管理事務代行をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社に委託している。

管理会社は、2011年3月末日現在、19本の投資信託を管理している。

管理会社が管理している19本の投資信託は、以下のとおり、分類される。

分類	内訳
A分類	通貨建て別運用金額 米ドル建：2,496,763,542 ユーロ建：316,960,329 日本円建：345,388,241,817 豪ドル建：1,839,353,818 加ドル建：36,826,220 NZドル建：1,017,551,480
B分類	投資信託の種類 (基本的性格) ルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型：3本 ケイマン籍・契約型・オープン・エンド型：16本

3 【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・オーディット・サールから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成23年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝117.57円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- d. 管理会社の本国における独立監査人は、2009年3月31日付で、プライスウォーターハウスクーパース・エス・イー・アール・エルからケーピーエムジー・オーディット・サールに変更されている。管理会社の会計年度は、2010年以降、4月1日に始まり翌年の3月末日に終了する1年に変更された。なお、経過措置として、2009年1月1日に開始した会計年度は、2010年3月31日に終了した。
- e. 管理会社は、平成23年4月1日付で、その商号を「S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.）」に変更した。

(1) 【貸借対照表】

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2010年3月31日現在

(単位：ユーロ)

	注	2010年3月31日		2008年12月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
流動資産					
- 債権					
売上および役務提供により生じた 売掛金/債権					
1年以内に支払期限の到来するもの	3	535,040	62,905	1,138,620	133,868
- 現金および預金		2,314,567	272,124	2,213,831	260,280
資産合計		2,849,607	335,028	3,352,451	394,148
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金					
	4	446,220	52,462	446,220	52,462
- 準備金					
法定準備金					
	5	44,622	5,246	44,622	5,246
特別納税引当金	6,7	194,450	22,861	194,450	22,861
任意積立金	7	735,145	86,431	726,313	85,393
		974,217	114,539	965,385	113,500
- 当期純利益					
		487,565	57,323	458,833	53,945
		1,908,002	224,324	1,870,437	219,907
負債引当金および費用引当金					
- 納税引当金					
	9	533,840	62,764	490,949	57,721
債務					
- 購入債務および役務引当金					
1年以内に支払期限の到来するもの		3,000	353	7,822	920
- その他の債務					
1年以内に支払期限の到来するもの	10	404,765	47,588	983,243	115,600
		407,765	47,941	991,065	116,520
負債合計		2,849,607	335,028	3,352,451	394,148

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 【損益計算書】

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2009年1月1日から2010年3月31日までの期間

(単位：ユーロ)

	注	2009年1月1日から 2010年3月31日までの 期間		2008年3月1日から 2008年12月31日までの 期間	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の未払利息および類似費用		23,487	2,761	-	-
その他の営業費用	8.2	2,741,906	322,366	4,219,185	496,050
法人所得税	9	193,136	22,707	193,188	22,713
		<u>2,958,529</u>	<u>347,834</u>	<u>4,412,373</u>	<u>518,763</u>
当期純利益		<u>487,565</u>	<u>57,323</u>	<u>458,833</u>	<u>53,945</u>
費用合計		<u>3,446,094</u>	<u>405,157</u>	<u>4,871,206</u>	<u>572,708</u>
収益					
純売上高	8.1	3,431,141	403,399	4,759,574	559,583
その他の未収利息および類似収益		14,953	1,758	111,632	13,125
		<u>3,446,094</u>	<u>405,157</u>	<u>4,871,206</u>	<u>572,708</u>
収益合計		<u>3,446,094</u>	<u>405,157</u>	<u>4,871,206</u>	<u>572,708</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2009年1月1日から2010年3月31日までの期間

注1．事業活動

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、当社が、最低でも一本のルクセンブルグの投資信託を管理することを条件に、投資信託の管理（2002年12月20日法の第91条の意味における）を行うことである。当社は、これら投資信託の管理、運営、マーケティングに関連するいかなる活動も引き受けることができる。当社は、その他の目的を遂行するために有益であると思われるいかなる活動も実施することができるが、投資信託に関するルクセンブルグの2002年12月20日法第14章の制限の範囲内とされる。

当社は2010年3月31日現在、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、コーディアル・アロー・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、日興トラスト、日興グローバル・ファンズ、日興グローバル・ファンズ（定期分配）、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 05、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 08、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム、日興・プレミア・ファンド、日興グローバル・アロケーション・ファンド、ニッコウ・プロブラエタリー・インベストメント・ファンド、日興アロー・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カントリー・ファンズ、プレミアム・ファンズおよび日興ワールド・トラストの19の投資信託を管理・運用している（2008年12月31日現在：19）。

2009年11月26日に開催された臨時株主総会で、会計年度末を12月31日から3月31日に変更することが決定された。その結果、本年次財務書類における会計期間は、2009年1月1日から2010年3月31日である。損益勘定の比較数値については、2008年12月31日終了会計期間は10か月間の事業活動を対象としているのに対し、2010年3月31日終了会計期間の損益勘定は15か月であるため、注意が必要である。

注2．重要な会計方針

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の長期資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、それぞれの流動性の基準に従って、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。よって未実現為替差益および差損は、損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、それらは、上述の方法に従って総額で評価され、未実現純損失は損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合は、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．債権

2010年3月31日および2008年12月31日現在の債権は、未収管理報酬である。

注4．払込資本金

払込資本金は、額面金額24.79ユーロの発行済および全額払込済の株式18,000株で表章され、446,220ユーロに固定されていた。

注5．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。10%の上限は達成された。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

注6．特別納税引当金

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間は配当に利用することはできない。

注7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金	特別納税 引当金	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2008年12月31日現在残高	446,220	44,622	726,313	194,450	458,833
損益の繰入額	-	-	458,833	-	(458,833)
支払配当金	-	-	(450,000)	-	-
振替額	-	-	-	-	-
当期利益	-	-	-	-	487,565
2010年3月31日現在残高	446,220	44,622	735,145	194,450	487,565

2009年3月31日に開催された年次株主総会は、2008年12月31日に終了した年度の利益処分を承認し、2009年4月9日の配当落ち日における1株当たり25ユーロの金額による配当の支払を決議した。

注8．純売上高およびその他の営業費用

8.1 純売上高

	2009年1月1日から 2010年3月31日までの期間 ユーロ	2008年3月1日から 2008年12月31日までの期間 ユーロ
受領管理報酬	3,431,141	4,666,786
受領実績報酬	-	92,788
	<u>3,431,141</u>	<u>4,759,574</u>

8.2 その他の営業費用

	2009年1月1日から 2010年3月31日までの期間 ユーロ	2008年3月1日から 2008年12月31日までの期間 ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	2,692,233	4,101,497
払戻し実績報酬	-	90,661
その他の費用	49,673	27,027
	<u>2,741,906</u>	<u>4,219,185</u>

2010年3月31日現在の適用ある報酬料率は、以下の通りである。

当社は、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、日興リアル・アセット・ファンド、日興トラストおよび日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスパリティ・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、日々計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、コーディアル・アロー・ファンドから、当該期間中のかかるファンドの日々の平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、3月と9月に支払われる。

当社は、日興グローバル・アロケーション・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎日計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、日興アロー・ファンドおよび日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.02%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラムIIから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.12%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月計算され、四半期毎に支払われる。

当社は、日興アクティビスト・ファンド 2005 - 05および日興アクティビスト・ファンド 2005 - 08から、当該期間中のかかるファンドの日々の平均純資産価額に対して0.005%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステート、日興オフショア・ファンズ - 日興グローバル・ハイイールド・カレンシー・ファンド（毎月分配型）、日興オフショア・ファンズ - 日興アクサ・ローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクイティ・ファンドおよび日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド（SM）から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.035%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、各四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する。2008年12月31日に終了した期間の実績報酬は、12,639,794円（92,788ユーロ）であった。かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社に対して全額払戻される。2010年3月31日に終了した期間において、ファンドから当社に対して実績報酬は支払われていない。

当社は、日興・プレミア・ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に支払われる。しかし、2009年3月31日に終了した期間および別途通知があるまで、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド（円）および日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド（米ドル）からの管理報酬のすべての支払が停止されており、また、2009年12月31日に終了した期間および別途通知があるまで、日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド2（円）および日興・プレミア・ファンド - 日興ABLファンド2（米ドル）からの管理報酬のすべての支払が停止されている。

当社は、日興グローバル・ファンズから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.51%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。当社は、同ファンドの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.50%の年次報酬を払戻す。

当社は、日興グローバル・ファンズ（定期分配）から、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.36%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。当社は、同ファンドの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.35%の年次報酬を払戻す。

当社は、プレミアム・ファンズ - プロフェッショナル通貨取引ファンド、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンドおよび日興ワールド・トラスト - ニューワールド・エクイティ・ファンド（円建て） / （円ヘッジあり）から、これらのファンドの純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

2009年2月6日まで、当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

2009年2月6日以降、当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下の通り計算される年次管理報酬を受領する権利を有する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他の費用控除後）の1%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1%以上の場合、当社に対する報酬は、当該四半期中のかかるファンドの資産の日々の平均純資産価額の0.01%を上限とする。「グロス・イールド（その他の費用控除後）」とは、ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他の費用控除後）」とは、（a）ファンドの総利益（有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。）より、（b）ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

注9．税金

当社は複数の投資信託の管理を行っており、そのため税務当局により、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象の会社と考えられている。

税金負債は、貸借対照表上で「負債引当金および費用引当金」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税および都市事業税については2005年まで（同年を含む。）、ならびに純資産税については2006年まで（同年を含む。）査定を行っている。

注10．その他の債務

2010年3月31日および2008年12月31日現在のその他の債務の内訳は、以下の通りである。

	2010年3月31日	2008年12月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	245,739	599,179
未払販売報酬	159,026	384,064
	<hr/>	<hr/>
	404,765	983,243
	<hr/>	<hr/>

[次へ](#)

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.**Balance sheet as at March 31, 2010**
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2010 EUR	December 31, 2008 EUR
ASSETS			
Current assets			
- Debtors			
. Trade debtors/claim resulting from sales and the provision of services			
- becoming due and payable within one year	3	535 040	1 138 620
- Cash at bank		<u>2 314 567</u>	<u>2 213 831</u>
Total assets		<u>2 849 607</u>	<u>3 352 451</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.**Balance sheet as at March 31, 2010 (cont.)**
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2010 EUR	December 31, 2008 EUR
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	4	446 220	446 220
- Reserves			
. legal reserve	5	44 622	44 622
. special tax reserve	6, 7	194 450	194 450
. free reserve	7	<u>735 145</u>	<u>726 313</u>
		974 217	965 385
- Profit for the financial period		<u>487 565</u>	<u>458 833</u>
		1 908 002	1 870 437
Provisions for liabilities and charges			
- Provision for taxation	9	533 840	490 949
Creditors			
- Debts on purchases and provisions of services			
. becoming due and payable within one year		3 000	7 822
- Other creditors			
. becoming due and payable within one year	10	<u>404 765</u>	<u>983 243</u>
		<u>407 765</u>	<u>991 065</u>
Total liabilities		<u>2 849 607</u>	<u>3 352 451</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.**Profit and loss account for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010
(expressed in euro)**

	Note(s)	From January 1, 2009 to March 31, 2010 EUR	From March 1, 2008 to December 31, 2008 EUR
CHARGES			
Other interest payable and similar expense		23 487	-
Other operating charges	8.2	2 741 906	4 219 185
Income tax	9	<u>193 136</u>	<u>193 188</u>
		2 958 529	4 412 373
Profit for the financial period		<u>487 565</u>	<u>458 833</u>
Total charges		<u>3 446 094</u>	<u>4 871 206</u>
INCOME			
Net turnover	8.1	3 431 141	4 759 574
Other interest receivable and similar income		<u>14 953</u>	<u>111 632</u>
		<u>3 446 094</u>	<u>4 871 206</u>
Total income		<u>3 446 094</u>	<u>4 871 206</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010

Note 1 - Activity

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 91 of the law of December 20, 2002) of undertakings for collective investment provided that the Company must manage at least one Luxembourg undertaking for collective investment. The Company may undertake any activities relating to the management, administration and marketing of those undertakings for collective investment. The Company may carry out any activities deemed useful for the accomplishment of its object remaining, however, within the limitations of chapter 14 of Luxembourg law of December 20, 2002 on undertakings for collective investment.

The Company manages at March 31, 2010, 19 investment funds (19 investment funds at December 31, 2008): Nikko Money Market Fund, Cordial Arrow Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), Nikko Trust, Nikko Global Funds, Nikko Global Funds (Periodic Distribution), Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, Nikko Activist Fund 2005-05, Nikko Activist Fund 2005-08, Quantitative Multi-Strategy Program II, Nikko Premier Fund, Nikko Global Allocation Fund, Nikko Proprietary Investment Fund, Nikko Arrow Fund, Nikko Offshore Funds, Nikko Country Funds, Premium Funds and Nikko World Trust.

The Extraordinary Shareholders Meeting held on November 26, 2009 decided to change the accounting year-end from 31 December to 31 March. As a consequence, the financial period presented in these annual accounts is from January 1, 2009 to March 31, 2010. Attention is drawn on comparative figures of the profit and loss accounts since the financial period ended December 31, 2008 covered 10 months of activities while profit and loss account for the financial period ended March 31, 2010 covered 15 months of activities.

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than Euro (“EUR”) are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Long-term assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010

2.1 Foreign currency translation (cont.)

Short-term debtors and creditors are, according to their liquid criteria, translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. The unrealised exchange gains and losses are thus recorded in the profit and loss account.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, these are valued in total according to the method described above and the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Note 3 - Debtors

Debtors as at March 31, 2010 and December 31, 2008 represent management fees receivable.

Note 4 - Subscribed capital

The subscribed capital was fixed at EUR 446 220, represented by 18 000 issued and fully paid shares at a par value of EUR 24.79.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010

Note 5 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital. The limit of 10% was reached.

The legal reserve is not available for distribution.

Note 6 - Special tax reserve

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the new tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Wealth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Wealth Tax was reduced.

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve	Special tax reserve	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at December 31, 2008	446 220	44 622	726 313	194 450	458 833
Allocation of the result	-	-	458 833	-	(458 833)
Dividend distributed	-	-	(450 000)	-	-
Transfer	-	-	-	-	-
Result for the financial period	-	-	-	-	<u>487 565</u>
Balance at March 31, 2010	<u>446 220</u>	<u>44 622</u>	<u>735 145</u>	<u>194 450</u>	<u>487 565</u>

The Annual General Meeting of Shareholders held on March 31, 2009 approved the allocation of the result for the year ended December 31, 2008 and resolved to pay a dividend amounting to EUR 25 per share with ex-date April 9, 2009.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010****Note 8 - Net turnover and other operating charges****8.1 Net turnover**

	From January 1, 2009 to March 31, 2010 EUR	From March 1, 2008 to December 31, 2008 EUR
Management fees received	3 431 141	4 666 786
Performance fees received	-	92 788
	<u>3 431 141</u>	<u>4 759 574</u>

8.2 Other operating charges

	From January 1, 2009 to March 31, 2010 EUR	From March 1, 2008 to December 31, 2008 EUR
Advisory and Distributor fees paid back	2 692 233	4 101 497
Performance fees paid back	-	90 661
Other expenses	<u>49 673</u>	<u>27 027</u>
	<u>2 741 906</u>	<u>4 219 185</u>

The related applicable fees rates as at March 31, 2010 are as follows:

The Company receives from Nikko Skill Investments Trust (Lux), Nikko Real Asset Fund, Nikko Trust and Nikko Country Funds - Nikko Russia Prosperity Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is calculated daily and paid quarterly.

The Company receives from Cordial Arrow Fund an annual management fee at the rate of 0.01% of the average daily net assets of the fund during the relevant period. The fee is paid in March and September.

The Company receives from Nikko Global Allocation Fund an annual management fee at the rate of 0.02% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is calculated daily and paid quarterly.

The Company receives from Nikko Arrow Fund and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.02% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Proprietary Investment Fund an annual management fee at the rate of 0.05% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is calculated monthly and paid quarterly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.12% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is calculated monthly and paid quarterly.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010

Note 8 - Net turnover and other operating charges (cont.)

The Company receives from Nikko Activist Fund 2005-05 and Nikko Activist Fund 2005-08 an annual management fee at the rate of 0.005% of the average daily net assets of the fund during the relevant period. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate, Nikko Offshore Funds - Nikko Global High Yield Currency Fund (Monthly Distribution), Nikko Offshore Funds - Nikko AXA Rosenberg Japan Long Short Equity Fund and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM an annual management fee of 0.01% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - Nikko Frontier Finance Fund and Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. The performance fee for the period ended December 31, 2008 amounts to JPY 12 639 794 (EUR 92 788). Such performance fee is wholly paid back to the investment advisor of this fund. No performance fee was paid to the Company by the fund for the period ended March 31, 2010.

The Company receives from Nikko Premier Fund an annual management fee of 0.01% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is calculated as at each valuation day and paid quarterly. But all payments of management fees from Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund (Yen) and Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund (US\$) for the period ended March 31, 2009 and until further notice have been suspended and all payments of management fee from Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund 2 (Yen) and Nikko Premier Fund - Nikko ABL Fund 2 (US\$) for the period ended December 31, 2009 and until further notice have been suspended.

The Company receives from Nikko Global Funds an annual management fee of 0.51% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. The Company pays back to the investment manager and the distributor of this fund an annual fee rate of 0.50% in total.

The Company receives from Nikko Global Funds (Periodic Distribution) an annual management fee of 0.36% of the average net assets of this fund during the relevant quarter. The fee is paid quarterly. The Company pays back to the investment manager and the distributor of this fund an annual fee rate of 0.35% in total.

Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010

Note 8 - Net turnover and other operating charges (cont.)

The Company receives from Premium Funds - The Professional Currency Trade Fund, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged), Premium Funds - Capital US Growth and Income Fund, Nikko World Trust - Nikko Green New Deal Fund and Nikko World Trust - New World Equity Fund (JPY)/(JPY Hedged) an annual management fee of 0.01% of the net asset value of these funds. The fee is paid monthly.

Up to February 6, 2009, the Company received from Nikko Money Market Fund, an annual management fee of 0.01% of the average daily net assets of the fund during the relevant quarter. The fee was payable quarterly.

Since February 6, 2009, the Company is entitled to receive annual management fee from Nikko Money Market Fund calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of such GILOE. If daily GYLOE is 1% per annum or above, the fee payable to the Company is up to an annual rate of 0.01% of the average daily net asset value of the assets of the fund during the relevant quarter. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

Note 9 - Taxation

The Company manages more than one investment fund and is therefore considered by the tax authorities as a corporation, subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provision for liabilities and charges" in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2005 for income and municipal business tax, and 2006 for net worth tax.

Note 10 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2010 and December 31, 2008 is analysed as follows:

	March 31, 2010	December 31, 2008
	EUR	EUR
Advisory fees payable	245 739	599 179
Distribution fees payable	159 026	384 064
	<u>404 765</u>	<u>983 243</u>

[前△](#) [次△](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。管理会社の日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、平成23年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝117.57円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- d. 管理会社は、平成23年4月1日付で、その商号を「S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.）」に変更した。

[前へ](#) [次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2010年9月30日現在

(単位：ユーロ)

	2010年9月30日		2010年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
流動資産				
未収管理報酬	465,006.20	54,671	531,290.34	62,464
前払費用(CSSFへの年会費)	1,249.92	147	3,749.76	441
現金預金	2,141,154.40	251,736	2,314,567.20	272,124
資産合計	2,607,410.52	306,553	2,849,607.30	335,028
負債				
特別納税引当金	239,650.00	28,176	194,450.00	22,861
引受済資本金	446,220.00	52,462	446,220.00	52,462
法定準備金	44,622.00	5,246	44,622.00	5,246
任意積立金	4,454,374.20	523,701	4,012,009.30	471,692
資本金および準備金	5,184,866.20	609,585	4,697,301.30	552,262
株主配当金	(3,726,863.99)	(438,167)	(3,276,863.99)	(385,261)
未収/未払監査報酬	16,196.25	1,904	3,000.00	353
未払顧問報酬	195,029.94	22,930	245,738.65	28,891
未払販売報酬	126,364.10	14,857	159,026.41	18,697
納税引当金	569,807.31	66,992	533,840.02	62,764
債務	(2,819,466.39)	(331,485)	(2,335,258.91)	(274,556)
当期利益	242,010.71	28,453	487,564.91	57,323
負債合計	2,607,410.52	306,553	2,849,607.30	335,028

(2) 損益の状況

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2010年9月30日に終了した6か月間

(単位：ユーロ)

	2010年9月30日		2010年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
収益				
管理報酬	1,089,479.10	128,090	3,431,140.87	403,399
預金利息	2,977.51	350	14,953.09	1,758
実現外国為替益	0.00	0	0.00	0
収益合計	1,092,456.61	128,440	3,446,093.96	405,157
費用				
当期利益	242,010.69	28,453	487,564.89	57,323
税金	96,065.29	11,294	193,135.75	22,707
その他の専門家費用	748,483.88	87,999	2,741,906.66	322,366
実現外国為替損	5,896.75	693	23,486.66	2,761
費用合計	1,092,456.61	128,440	3,446,093.96	405,157

[前へ](#)

4 【利害関係人との取引制限】

平成23年6月30日まで

管理会社は、ファンドのために(a)管理会社、(b)その関係会社、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含む。)をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除く。)の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、()当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または()適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

平成23年7月1日以降

管理会社、投資顧問会社、保管受託銀行、所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社は、トラストまたは各ファンドと類似の投資対象を持つ他のファンドまたは集団投資スキームに関して、随時、管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社または保管受託銀行として行為し、またその他の形で関与することがある。従って、それらの業務の過程において、それらのいずれかが、トラストまたはファンドと潜在的な利益相反関係に立つことがある。かかる場合、各主体は、トラストまたは各ファンドに関連して、その当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常に配慮する。特に、利益相反が生じる可能性のある取引または投資を行う際には、受益者の最善の利益のために行う義務に限定されることなく、各主体は、かかる利益相反が公正に解決されるように努める。

5 【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は適式に招集された株主総会において株主により選任され、いつでも理由の有無にかかわらず株主の議決により解任または更迭される。欠員ある場合には、次回の株主総会まで欠員を補充するため、残余の取締役の多数決により取締役を選任することができる。

(2) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律の規定する定足数および決議要件を満たした株主総会の決議が必要である。

(3) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその事業を譲渡することができる。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、管理会社およびトラストに重要な影響を与えまたは与えると予想される事実はない。

管理会社の存続期間は無制限である。ただし、その株主総会の決議によりいつでも解散することもできる。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド(「投資顧問会社」)

(Nikko Asset Management Europe Ltd)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在、230万スターリング・ポンド(約3億795万円)

(注) スターリング・ポンドの円貨換算は、2011年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行における対顧客電信売買相場の仲値(1スターリング・ポンド=133.89円)による。

(2) 事業の内容

日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドは、英国法人である日興AMグローバル・ホールディングス・リミテッドの完全子会社であり、日興AMグローバル・ホールディングス・リミテッドは日本法人である日興アセットマネジメント株式会社(「日興アセットマネジメント」)の完全子会社である。日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドの主な業務は、第三者および他のグループ企業に対して投資運用および投資顧問サービスを提供することである。同社の投資運用・顧問の資産は、2011年3月末日現在、約146億スターリング・ポンド(約1兆9,548億円)である。

同社は、現地の専門家による資産運用および投資顧問サービスを行っている。最高投資責任者スチュアート・キナーズリーは、以前、フォーリン&コロニアル・マネジメントの債券運用ディレクターおよびLTCBフォーリン&コロニアルのマネジング・ディレクターを務めており、豊富な運用経験を有している。ロンドン大学卒。

2 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「保管受託銀行」および「所在地事務・管理事務・支払事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社」)

(SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在、40,154,672ユーロ(約47億円)

(2) 事業の内容

ルクセンブルグにおいて1974年2月14日に株式会社として設立された、S M B C日興証券株式会社の子会社である。

3 S M B C日興証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 100億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

4 かざか証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

5 東海東京証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年4月1日現在 60億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

6 東洋証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 約134億9,400万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

7 マネックス証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 74億2,500万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

8 水戸証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 約122億7,200万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

9 静銀ティーエム証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

10 S M B Cフレンド証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 272億7,000万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

11 株式会社あおぞら銀行(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 4,197億8,100万円

(2) 事業の内容

銀行法に基づき銀行業務を営んでいる。

12 みずほ証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 約1,251億6,700万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

13 岡三証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 50億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

14 ばんせい証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 約15億5,800万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

15 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 80億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

16 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年5月1日現在 180億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

17 安藤証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 22億8,000万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

18 宇都宮証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 約3億100万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

19 ちばぎん証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 約43億7,400万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

20 ソニー銀行株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 310億円

(2) 事業の内容

銀行法に基づき銀行業務を営んでいる。

21 みずほインベスターズ証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 約802億8,800万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

22 ニューズ証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 8億7,750万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

23 キャピタル・パートナーズ証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 28億5,000万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

24 エイチ・エス証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

25 ワイエム証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 12億7,000万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

26 前田証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 2,198,988千円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

27 常陽証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

28 立花証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 66億9,570万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

29 浜銀T T証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 330,798万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

30 楽天証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 7,495百万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

31 株式会社S B I証券(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 479億3,792万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

32 中銀証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 20億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

33 西日本シティT T証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 15億7,500万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

34 百五証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

35 むさし証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 50億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

36 新潟証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 6億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

37 カブドットコム証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 約71億9,600万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行い、日本において金融商品取引業を営んでいる。

38 今村証券株式会社(日本における「販売会社」)

(1) 資本金の額

2011年3月末日現在 5億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行い、日本において金融商品取引業を営んでいる。

2 【関係業務の概要】

- 1 日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド(「投資顧問会社」)
(Nikko Asset Management Europe Ltd)
管理会社との投資顧問契約に基づき、トラストの資産の投資顧問業務を行う。
- 2 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「保管受託銀行」および「所在地事務・管理事務・支払事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社」)
(SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)
管理会社との契約に基づき、トラストの資産の保管業務を行う。また、ファンドの所在地事務・管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社であり、ファンド証券の発行、買戻し、転換、登録・名義書換、分配金支払ならびに純資産価格の計算業務および記帳等の管理業務を行う。
- 3 S M B C日興証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務および代行協会員業務を行う。
- 4 かざか証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 5 東海東京証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 6 東洋証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 7 マネックス証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 8 水戸証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 9 静銀ティーエム証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 10 S M B Cフレンド証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 11 株式会社あおぞら銀行(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

- 12 みずほ証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 13 岡三証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 14 ばんせい証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 15 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 16 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 17 安藤証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 18 宇都宮証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 19 ちばぎん証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 20 ソニー銀行株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 21 みずほインベスターズ証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 22 ニュース証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 23 キャピタル・パートナーズ証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 24 エイチ・エス証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 25 ワイエム証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

- 26 前田証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 27 常陽証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 28 立花証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 29 浜銀ＴＴ証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 30 楽天証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 31 株式会社ＳＢＩ証券(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 32 中銀証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 33 西日本シティＴＴ証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 34 百五証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 35 むさし証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 36 新潟証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 37 カブドットコム証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 38 今村証券株式会社(日本における「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

3 【資本関係】

管理会社の全株式を所有しているＳＭＢＣ日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ＳＭＢＣ日興証券の子会社である。

第3 【投資信託制度の概要】

定 義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法
SIF法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
CSSF	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体（現在はECが継承）
EU	欧州連合（特に、ECにより構成）
FCP	契約型投資信託
KIID	通達2009/65/EC第78条および2010年法第159条に言及される主要投資家情報文書
加盟国	EU加盟国
メモリアル	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン
パートIファンド	2011年7月1日までは（通達85/611/EEC（改正済）のルクセンブルグ法への導入に関する）2002年法パートI、それ以降は（通達2009/65/ECのルクセンブルグ法への導入等に関する）2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パートIIファンド	2010年法パートIIに基づく投資信託
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
UCI	投資信託
UCI管理会社	2010年法第16章に基づきパートIIファンドを運用するための認可を受けた管理会社
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS管理会社	2011年7月1日までは2002年法第13章に基づき、2002年法パートIに従うUCITSを運用するための認可を受けた管理会社、それ以降は、2010年法第15章に基づき2010年法パートIに従うUCITSを運用するための認可を受けた管理会社

I. ルクセンブルグの投資信託の形態

1. はじめに

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

1983年8月25日法は、通達85/611/EEC（以下「UCITS I通達」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法（改正済）に取って代えられた。

投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（以下「2002年法」という。）は、UCITS I通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/EC（以下「UCITS III通達」という。）をルクセンブルグ法に導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）（以下「SIF法」という。）は、2007年、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。これらの投資信託は、当該ビークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。専門投資信託（以下「SIF」という。）は、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、とりわけCSSFに認可されるためにプロモーターを必要としない点で監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

投資信託に関する2010年12月17日付法律（以下「2010年法」という。）は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達である通達2009/65/EC（以下「UCITS IV通達」という。）をルクセンブルグ法に導入した。

2. 2010年法の効力発生および経過規定

2010年法パートV第25章および第26章は、2011年1月1日の2010年法の効力発生から2012年7月1日における2002年法の廃止までの移行期間に関する経過規定および修正規定を含む。かかる移行期間においては、以下が適用される。

- ・ 既存のUCITSまたはUCITS管理会社は、2011年1月1日以降、2002年法または2010年法のいずれに従うかの選択権があり、2010年法に従う場合は、自動的に2011年7月1日に新法の適用対象となる。かかるUCITSは、2012年7月1日までに簡易目論見書を新たな主要投資家情報文書（以下「KIID」という。）に取って代える必要がある。
- ・ 2011年1月1日から2011年7月1日までに創設された新規のUCITSおよび新規のUCITS管理会社は、2011年7月1日以降、2010年法または2002年法のいずれに従うかの選択権があり、2002年法に従う場合は、自動的に2011年7月1日に2010年法の適用対象となる。この場合も、かかるUCITSは、2012年7月1日までにその簡易目論見書をKIIDに取って代える必要がある。
- ・ これまで2002年パートIIに従っていたUCIは、2011年1月1日以降、2010年法パートIIの適用対象となる。ただし、2012年7月1日に効力が発生する権限の委託に関する一定の規定を除く。
- ・ 既存のUCI管理会社は、2011年1月1日以降、2010年法の適用対象となる。ただし、2012年7月1日に効力が発生する権限の委託に関する一定の規定を除く。
- ・ 2010年法の財務に関するすべての規定は、2011年1月1日に効力が発生する。

II. 2002年法または2010年法に従うルクセンブルグのUCITSおよび2010年法に従うルクセンブルグのUCI

上記の経過規定に定めるとおり、2010年法は、直ちに2002年法を取って代わるものではない。したがって、2011年7月1日まで、ルクセンブルグのUCITSは、2002年法パートIまたは2010年法パートIのいずれかに従うことができる。一方、パートIIに従うルクセンブルグのすべてのUCIは、2011年1月1日以降、2010年法パートIIに従う。

1. 2002年法に従うルクセンブルグのUCITS

1.1. 一般規定とその範囲

1.1.1. 2002年法は、5つのパートから構成されている。

パートI UCITS（以下「パートI」という。）

パートII その他のUCI（以下「パートII」という。）

パートIII 外国のUCI

パートIV 管理会社の認可

パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

2002年法は、パートIが適用されるUCITSとパートIIが適用されるUCIを区分して取り扱っている。上記のとおり、2002年法パートIIはもはや適用されない。

1.1.2. EUのいずれか一つの加盟国内に登録され、2002年法パートIに基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において適用あるEU通達が当該国において立法化されている限り、その投資口または受益証券を自由に販売することができる。

1.1.3. 2002年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを以下のような投資ファンドとして定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および/または2002年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的としており、かつ
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するものとみなされる。）

1.1.4. 2002年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するものの、パートI ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

a) クローズド・エンド型のUCITS

b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS

c) 設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS

d) 2002年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

- 1.1.5. 上記d)の分類は、2003年1月22日付CSSF通達03/88によって、以下のように定義されている。
- a) 2002年法第41条第1項に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および/またはその他の流動性のある金融資産に純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
 - b) 純資産の20%以上をベンチャー・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ベンチャー・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味する。
 - c) 投資目的で、少なくとも純資産の25%に相当する額を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託（以下「レバレッジ・ファンド」という。）
 - d) 複数のコンパートメントから構成され、その一つが投資方針または借入方針を理由として2002年法のパートIの条項に従っていない投資信託

1.1.6. 法的形態

2002年法パートIに従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託（fonds commun de placement (FCP), contractual common fund）
- 2) 投資法人（investment companies）
 - 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
 - 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2002年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

1.2. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

1.2.1. 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素から成り立っている。

FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、2002年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の流動金融資産についての分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および財産に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家とFCPとの関係は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2002年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、管理会社の間で確立されるFCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）に対する権利を与えられる。

FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されることができるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2002年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2002年法第11条第2項および第3項に基づくものである。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

2002年法第9条、第11条および第23条は、大公規則により特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、FCPとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、大公規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行すること。
- 発行価格および買戻価格は、パートIファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算されること。
- 約款には以下の事項が記載されること。
 - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 提案されている具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) FCPの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

1.2.1.1. 投資制限

パートIファンドに適用される投資規則および制限は、2002年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開された他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの設立文書に規定されていなければならない。

- (2) UCITSは、通達85/611/EECに従い認可されたUCITSまたは同通達第1条第2項第1号および/または第2号の意味におけるその他のUCIの受益証券に（設立国がEU加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- 当該その他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - 当該その他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達85/611/EECの要件と同等であること。
 - 当該その他のUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - （合計で）取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載される規制された市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2007年8月2日付CSSF通達07/308を制定している。さらに、同通達は、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSを区別し、その各々のデリバティブ商品の利用に関する相違点を規定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2002年法第1条（すなわち上記(1)）に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟国、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本金および準備金を有し、通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の遂行のために不可欠な動産または不動産資産を取得することができる。

(8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。

(9) (a) UCITSは、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロフィール全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細な規則に従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。

(b) UCITSは、CSSFが定める条件と制限の範囲内で、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段を用いることもできる。ただし、この技法と手段は、ポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。

(c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
- UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。
- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。
- 上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、一つの機関について、譲渡性のある証券または短期金融商品、預金および/またはそのOTCデリバティブ取引において発生するエクスポージャーを合計して、その資産の20%を超過してはならない。
- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国が所属する公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。
- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。
- UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。
- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。
- (a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。
- 通達83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。
- UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。
- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株式または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたく場合に限り。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場において、例外的な市況により正当化される場合には、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が所属する公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%を超えることはできない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。
- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売促進文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、単一のUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、2002年法第133条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。
- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

- 他のUCITSおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債券指数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売促進文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法により、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売促進文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該主要カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関して行為する管理会社で、2002年法パートIに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えた取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - (ii) 同一発行体の債務証券の10%
 - (iii) 同一UCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券の25%
 - (iv) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国が所属する公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品

- 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
- 5) 子会社の資本で一または複数の投資法人が保有する株式。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの支配の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関して生じる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、UCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する2007年3月19日付EU通達2007/16/ECをルクセンブルグにおいて実施している。

CSSFは、2008年2月19日に、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する通達08/339（以下「通達08/339」という。）を示達した。

通達08/339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にCSSFより示達された通達08/380により改正された。

CSSFは、2008年6月4日に、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示した通達08/356を示達した。

通達08/339は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達08/339は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を重ねて規定している。さらに、当該通達は、目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

1.2.1.2. 管理会社

2010年法に従っていないパートIファンドを運用する管理会社には、2002年法第13章が適用される。

2002年法第77条ないし第90条は、2002年法第13章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

業務を行うための条件

(1) 2002年法第13章の意味における管理会社の業務の開始には、CSSFの事前の認可が必要となる。管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

(2) 管理会社は、通達85/611/EECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服する場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達85/611/EECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

FCPおよび投資法人の運用のための活動は、2002年法別表IIに記載されている業務が含まれるが、すべてが列挙されているものではない。

（注） 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

(4) 通達93/22/EEC第2条第4項、第8条第2項、第10条、第11条および第13条は、管理会社による上記(3)の業務提供に適用される。

(5) CSSFは、以下を条件として、管理会社に対して認可を付与する。

(a) 管理会社は、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は、10,000,000ユーロを超過しないものとする。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - (i) 管理会社が運用するFCP（管理会社が運用権限を委託した当該FCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - (ii) 管理会社が管理会社として指定した投資法人
 - (iii) 管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託した当該UCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達93/6/EEC別表IVに規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、EU加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。

(c) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した活動計画を添付しなければならない。

(d) 中央管理機構と登録事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

(6) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

- (7) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (8) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- (9) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2002年法第13章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達93/6/EECの施行の結果、1993年法に適合しなくなった場合
 - (e) 2002年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合
 - (f) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (10) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主または構成員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への一定の保有資格は、上記金融セクターに関する1993年法第18条の規定と同様の規定に服する。
- CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主または構成員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

運用条件

- (12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (13) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またパートIファンドの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。とりわけ、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するFCPまたは投資法人の資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
 - (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

- (14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、
- (i) 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するFCPまたは投資法人の受益証券に投資してはならない。
 - (ii) (3)の業務に関し、1993年法に基づく通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (15) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件が充足されなければならない。
- a) 上記につきCSSFに対して適切に報告を行わなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、預託機関または管理会社もしくは受益者の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託することを許可された権限を列挙しなければならない。
- いかなる場合においても、管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはなく、管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (16) 事業活動の遂行に際し、2002年法第13章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、顧客の最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 顧客の最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行ななければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。

- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、顧客が確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、顧客の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

設立の権利および業務提供の自由

- (17) 通達85/611/EECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (18) 2002年法第13章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他のEU加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2002年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

2002年法第13章に従い管理会社に適用される制度は、2003年7月30日付CSSF通達03/108によりさらに整備された。かかる通達の目的は2002年法の規定および要件を繰り返し、かつ強調することであり、より重要なこととして、当該規定および要件の解釈方法に関する情報を提供している。その範囲において、通達では、管理会社が事業を開始するためには事前にCSSFの認可を必要とすることを確認している。

また通達の規定により、業務プログラムをCSSFに提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達はさらに、人的資源について、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の者が遂行しなければならない。

管理会社の業務を遂行する2名の者について、通達では、2名の内の1名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者がルクセンブルグを本拠としなければならない。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管銀行の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。

通達では、職員数は管理会社の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかによって示唆している。通達の結論として、必要最少職員は、管理会社の業務を遂行するため任命される2名になると思われる。

さらに、通達では、管理会社はその権限の一部の委任を認められるため充足すべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジである。これについて、通達はまた、かかる2名が、権限の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類を指示している。さらに、管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達は、投資運用権限の保管銀行に対する委託を禁止している。通達は、法律と同様に、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、投資運用権限をかかる企業に委託することができるかと重ねて規定している。

最後に、通達は付属書類として、四半期毎に作成の上CSSFに提出すべき6種の別表を含んでいる。提供される情報は、管理会社の財政状態および管理会社の業務に係るものである。

1.2.1.3. 保管受託銀行

CSSFにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の運用に関するすべての業務を行う。

これに加えて、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- ファンドの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない義務不履行または不適切な履行の結果、管理会社または受益者が被った損失につき責任を負う。保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パートIファンドの保管受託銀行について、その登録事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。かかる保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

1.2.1.4. 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

FCPの管理会社は、他の会社との間で、頻繁に、投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による投資運用会社の中核的業務の委託は上記1.2.1.2.(15)に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

1.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設

立されている。

投資法人の投資口を保有する投資主は、規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主総会において1口につき1個の議決権を有する。

1.2.2.1. 変動資本を有する投資法人

会社型投資信託は、2002年法に従い、変動資本を有する投資法人（société d'investissement à capital variable）（以下「SICAV」という。）の形態により設立することができる。

SICAVは、投資主の利益のために証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2002年法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVは次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にSICAVによって発行され買い戻される。発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2002年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないSICAVの最低資本金は認可時においては300,000ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含めすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。大公規則によりかかる最低資本金はそれぞれ600,000ユーロおよび2,500,000ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および承認された法定監査人ならびにそれらの変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 投資口は、SICAVの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買い戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額は、CSSFの提案または助言に基づき大公令により決定することができる（このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いCSSFが決定する。）。
- 通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの投資口は発行されない。
- 規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。

- 規約中に、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（パートIファンドについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パートI以外のファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 規約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。

1.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

従来、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられていた。

しかしながら、買戻会社の投資口買戻義務は、常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている（買戻会社の投資口は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。）。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その規約に、投資主の請求があれば投資口を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

1.2.2.3. 投資制限

上記1.2.1.1記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託に適用される。

1.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務はさらに以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる投資口の販売、発行、買戻しおよび消却が法律およびファンドの規約に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が規約に従って使用されるようにすること。

1.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

1.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

1.2.2.6. 会社型パートIファンドの追加的要件

以下の要件は、2002年法第27条にSICAVに関し定められているが、パートIファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) SICAVが、通達85/611/EECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、SICAVの組織構造等を記載した事業計画を添付しなければならない。
- SICAVの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその後任者の氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代理するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。

- さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

また、CSSFは、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後、直ちに業務を開始することができる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2002年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
 - (e) 2002年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 上記1.2.1.2の(15)および(16)に定める規定は、通達85/611/EECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」をSICAVと読み替える。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達85/611/EECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有するものとする。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所をたどることが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCI

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パートI UCITS（以下「パートI」という。）

パートII その他のUCI（以下「パートII」という。）

パートIII 外国のUCI

パートIV 管理会社

パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

2010年法は、パートIが適用されるUCITSとパートIIが適用されるUCIを区分して取り扱っている。

2.1.2. EUのいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートIに基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において適用あるEU通達が当該国において立法化されている限り、その投資口または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的としており、かつ
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資信託（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するものとみなされる。）。

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するものの、パートI ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.5. 法的形態

2010年法パートIまたはパートIIに従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

1) 契約型投資信託（fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)

2) 投資法人（investment companies）

- 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
- 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

2.2. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

2.2.1. 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素から成り立っている。

FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、管理会社との間に確立されるFCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）に対する権利を有する。

FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

パートIファンドについて、受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されることができるが、約款に買い戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買い戻しが停止される。この買い戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。

パートIIファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買い戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。IML通達91/75は、パートIIファンドがその受益証券（または投資口）の発行価格および買い戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

パートIファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパートIIファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はFCPとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買い戻価格は、パートIファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのFCPについては少なくとも1か月に1度は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 提案されている具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針

- (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) FCPの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件
- (注) 緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 保管受託銀行

CSSFにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の運用に関するすべての業務を行う。

これに加えて、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること（パートIファンドのみ）。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って使用されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、2010年法パートIに従いFCPの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、その権限を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない義務不履行または不適切な履行の結果、管理会社または受益者が被った損失につき責任を負う。

保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パートIファンドの保管受託銀行は、その登録事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

2.2.1.2. 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パートIファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託は以下の2.4.2.(15)に従う。

パートIIファンドについて、管理会社による委託は、以下の2.4.1.(1)に定められた前提条件に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる（ただし、その義務はない。）。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されている。

投資法人の投資口を保有する投資主は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（SICAV）

2010年法に従い変動資本を有する投資法人（société d'investissement à capital variable）（以下「SICAV」という。）の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVは次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にSICAVによって発行され買い戻される。発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないSICAVの最低資本金は、認可時においては300,000ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含めすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、600,000ユーロおよび2,500,000ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および承認された法定監査人ならびにそれらの変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 投資口は、SICAVの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買い戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。
- 通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの投資口を発行しない。
- 規約は、発行および買い戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買い戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買い戻し価格の計算を行う頻度を規定する（パートIファンドについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パートI以外のファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- 規約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

従来、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買い戻取引を容易にするため別に子会社として買い戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられていた。

しかしながら、買い戻会社の投資口買い戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買い戻会社の投資口は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。買い戻会社を有しない投資法人も設立されているが、その規約は、投資主の請求があれば投資口を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

2.2.2.3. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務はさらに以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる投資口の販売、発行、買い戻しおよび消却が法律およびファンドの規約に従って執行されるようにすること。
- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が規約に従って使用されるようにすること。

ファンドが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、パートIファンドの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、その権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

2.2.2.4. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.2.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.5. 会社型パートIファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICAVに関し定められているが、パートIファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) SICAVが、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、SICAVの組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- SICAVの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代理するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合

- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下の2.4.2.(15)および(16)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」はSICAVと解釈される。
- 2011年1月より前に設立され、上述のとおり2010年法に従うことになったパートII SICAVは、2012年7月1日まで以下の2.4.2.(15)のa)からe)に定められている前提条件を遵守しなければならない。
- SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。
- (3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。
- 特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること、とりわけ、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所をたどることが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. 2010年法によるルクセンブルグのUCITSおよびUCIの投資制限

A) パートIファンド/UCITS

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パートIファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開された他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、通達2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同通達第1条第2項第1号および第2号a)およびb)の意味におけるその他のUCIの受益証券に（設立国がEU加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- 当該その他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - 当該その他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/ECの要件と同様であること。

- 当該その他のUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - (合計で)取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載される規制された市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資しなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2007年8月2日付CSSF通達07/308を制定している。さらに、同通達は、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSを区別し、その各々のデリバティブ商品の利用に関する相違点を規定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟国、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品

- EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本金および準備金を有し、第4通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の遂行のために不可欠な動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社は、運用するUCITSごとに、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロファイル全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細な規則に従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。
- (b) UCITSは、CSSFが定める条件と制限の範囲内で、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段を用いることもできる。ただし、この技法と手段は、ポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。
当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期を勘案して計算する。
UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。
譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。
- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国が所属する公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたく場合に限り、

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場において、例外的な市況により正当化される場合には、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

- (12) (a)(10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が所属する公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、単一のUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。
- 他のUCITSおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法により、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関して行為する管理会社で、2010年法パートIまたは通達2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えた取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - (ii) 同一発行体の債務証券の10%
 - (iii) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - (iv) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国が所属する公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本で一または複数の投資法人が保有する株式。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの支配の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、投資法人の場合その資産の10%まで、またはFCPの場合そのファンド価額の10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。

(b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のもの取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて実施している。

2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339（以下「通達08/339」という。）を示達した。

通達08/339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にCSSFにより示達された通達08/380により改正された。

2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF通達08/356を示達した。

通達08/339は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達08/339は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を重ねて規定している。さらに、当該通達は、目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

B) パートIIファンド / UCI

パートIファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）かかる規則は未だ出されていない。

IML通達91/75は、パートIIファンドについて投資制限を規定している。

パートIIファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートIIファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、

- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。
- 上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするEECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。
- 上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパートIIファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

2.4. 管理会社

パートIIファンドのみを運用するすべての管理会社には、2010年法第16章が適用される。

2011年7月1日より後に設立されたかまたは2010年法に従っているパートIファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される（以下を参照のこと。）。

2.4.1. 2010年法第16章に従う管理会社

同法第125条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

管理会社は、UCIの運用以外の活動に従事してはならない（ただし、付随的な性質の自らの資産の運用のみは行うことができる。）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に従うUCIでなければならないと解される。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社はCSSFに対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行い、UCIが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体のみ付与される。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関わる権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

2011年1月1日より前に設立され、それにより2010年法第16章に従うことになった管理会社は、2012年1月1日まで、上記の前提条件を遵守しなければならない。

- (2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。
- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。
(注) 現在はかかる規則は存在しない。
 - b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
 - c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
 - d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。
 - e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
 - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
 - e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

2.4.2. 2010年法第15章に従う管理会社

同法第101条ないし第124条は、2010年法第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。
- 認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。
- (2) 管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。
- UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。
- （注） 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。
- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。
- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）
- (b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務
- 管理会社は、2010年法第15章に基づき本段落に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。
- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。
- (5) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。
- (a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。
- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は、10,000,000ユーロを超過しないものとする。
 - 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - (i) 管理会社が運用するFCP（管理会社が運用権限を委託した当該FCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - (ii) 管理会社が管理会社として指定した投資法人
 - (iii) 管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託した当該UCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) 5(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
 - (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
 - (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
 - (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
 - (f) 取締役は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (6) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (7) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
 - (8) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
 - (9) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
 - (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。

(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、(2010年法第116条に従い) 集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

- (10) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主または構成員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主または構成員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

- (13) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。

(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

- (14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、

- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
- (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。

- (15) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。

- a) 管理会社は、上記を適切に報告しなければならない、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (16) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

(17) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

設立の権利および業務提供の自由

(18) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。

(19) 通達2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

(20) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

UCITS管理会社に適用される制度は、2003年7月30日付CSSF通達03/108によりさらに整備された。かかる通達の目的は2002年法の規定および要件を繰り返し、かつ強調することであったが、より重要なこととして、当該規定および要件の解釈方法に関する情報を提供している。その範囲において、通達では、管理会社が事業を開始するためには事前にCSSFの認可を必要とすることを確認している。

また通達の規定により、業務プログラムをCSSFに提出することが必要であり、同通達は、業務プログラムに含まれるべき情報の種類を一般的に規定している。

通達はさらに、人的資源について、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならないと明記している。ただし、通達の規定により、特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の者が遂行しなければならない。

管理会社の業務を遂行する2名の者について、通達では、2名の内の1名はルクセンブルグを本拠としなければならないと規定している。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者がルクセンブルグを本拠としなければならない。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管銀行の従業員であってはならないと規定されている。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。

通達では、職員数は管理会社の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。通達の結論として、必要最少職員は、管理会社の業務を遂行するため任命される2名になると思われる。

さらに、通達では、管理会社がその権限の一部の委任を認められるため充足すべき条件を詳細に記載している。その中心となるのは、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジである。これについて、通達はまた、かかる2名が、権限の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類を指示している。さらに、管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならないとも規定している。

通達は、投資運用権限の保管銀行に対する委託を禁止している。通達は、法律と同様に、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、投資運用権限をかかえる企業に委託することができると重ねて規定している。

最後に、通達は付属書類として、四半期毎に作成の上CSSFに提出すべき6種の別表を含んでいる。提供される情報は、管理会社の財政状態および管理会社の業務に関係するものである。

3. 2002年法または2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIに関する追加的な法律上の規定

3.1. 設立に関する法律および法令

3.1.1. 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、FCPの管理会社、および（2002年法または2010年法それぞれにより明示的に適用除外されていない限り）SICAVの形態をとるか公開有限責任会社（société anonyme）の形態をとるかにかかわらず投資法人に対して適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合に関する説明であるが、SICAVにも一定の範囲で適用される。

3.1.1.1. 会社設立の要件（1915年法第26条）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロ相当額である。

3.1.1.2. 規約の必要的記載事項（1915年法第27条）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 設立者の身元
- (ii) 会社の形態および名称
- (iii) 本店の所在地
- (iv) 会社の目的
- (v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- (vi) 発行時に払込済の額
- (vii) 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載
- (viii) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定
- (ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法に対する最近の改正は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- (x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (xi) 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）に関する記載
- (xii) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (xiii) 会社の存続期間
- (xiv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第29条）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

3.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第31条および第32条の1）

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

3.1.2. 2002年法および2010年法

投資信託に関する2002年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特別の要件が必要とされている。

3.1.2.2. 規約の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録および監督

2002年法第93条および第94条、ならびに2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- (i) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。
 - ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
 - EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- (ii) 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。

- (iii) ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって設置された金融庁(Institut Monétaire Luxembourgeois)(IML)によりとってかわられた。IMLは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会(CSSF)に移転された。

CSSFの権限と義務は、2002年法第97条および2010年法第133条に、定められている。

2002年法第109条および2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パートIファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。

2011年1月1日より前に設立されたUCITSおよび2011年1月1日から2011年7月1日の間に設立されたUCITSで、2002年法に従うことを選択したものは、2012年7月1日までに、2002年法第109条以下に基づき作成された簡易目論見書を、2010年法第159条に言及される主要投資家情報に取って代える必要がある。

2002年法および2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書^(注)ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。
さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。
- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

(注) 簡易目論見書を主要投資家情報文書に取って代えていないUCITSについては、本項における主要投資家情報文書への言及は、簡易目論見書への言及と解釈する必要がある。

3.1.4. 2002年法および2010年法によるその他の要件

(i) 公募または販売の承認

2002年法第93条第1項および2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2002年法第93条第2項および2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

2010年法に従うUCITSは、前項に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

- a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが通達2009/65/ECに従う管理会社により運用され、通達2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

(iii) 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、CSSFの事前のコメントを得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(iv) 目論見書の記載内容

目論見書（および簡易目論見書（依然として該当する場合））は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2002年法または2010年法の別紙IのスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(v) 誤解を招く表示の禁止

2002年法第112条は、完全な目論見書（および簡易目論見書（依然として該当する場合））の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(vi) 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2002年法第113条および2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。

(vii) 財務報告書の提出

2002年法第114条および2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2002年法第118条および2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML通達97/136（CSSF通達08/348により改正）に従い、2002年法および現在の2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(viii) 違反に対する罰則規定

1人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年8月10日法および2002年法、ならびに2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

3.2. 清算

3.2.1. 投資信託の清算

2002年法および2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

3.2.1.1. FCPの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

（注） 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

3.2.1.2. SICAVについては以下の場合には特別投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

3.2.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

3.2.2. 清算の方法

3.2.2.1. 通常清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2002年法第106条第1項および2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

3.2.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2002年法第104条または2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記3.2.2.1.に記載された方法で預託される。

3.3. 税制

3.3.1. ファンドの税制

3.3.1.1. 資本税 (*droit d'apport*)

2002年法第128条および2003年4月14日の大公規則の廃止に従い、2002年法に従う投資信託の設立に際しては、資本税は今後課されない。2010年法に従う投資信託についても同様とされている。

3.3.1.2. 年次税 (*taxe d'abonnement*)

2010年法第174条第1項（2002年法第129条第1項）に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項（2002年法第129条第2項）に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託

- 2002年法または2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条（2002年法第129条）における「短期金融商品」の概念は、2002年法および2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、1996年12月24日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書と定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条（2002年法第129条第3項）はまた、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のコンパートメントについて免税を規定している。

- その受益証券が機関投資家に保有され、
- その専属的目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、
- そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
- 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合

UCI、そのコンパートメント、その投資口または受益証券の年次税の免除は以下のものに適用されることを予定している。(i) 2010年法第175条（2002年法のもとで既に適用されている。）に規定されている企業退職年金のための機関または同様の投資ビークル、（ただし、該当する年金基金が従業員のため同一グループの一部である場合に限られる。）および(ii)従業員に年金給付を提供するため自らが保有するファンドに投資する当該グループの会社。

2010年法第175条により以下のUCIも年次税を免除される。

- 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント、ならびに
- 以下のような複数のコンパートメントを有するUCIおよびかかるUCIの個々のコンパートメント
 - (i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているもの、および
 - (ii) 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

3.3.2. 日本の投資主または受益者の課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタル・ゲイン課税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所または恒久的施設を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

III. ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下「SIF法」という。）を採択した。

SIF法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

新制度の下で設定されたピークルと2002年法に従うUCIをさらに区別するため、SIF法は、前者を「専門投資信託」（以下「SIF」という。）と称している。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、SIF法に従うSIFになった。

1. 範囲

SIF制度は、(i)その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび(ii)その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

SIF法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家が、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、通達2006/48/ECに定める金融機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2001/107/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2. 投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2002年法パートIIまたは2010年法パートIIと同様に、SIF法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。SIF法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。CSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認める可能性がある。個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される見込みである。

3. 構造的側面および業務上の規則

3.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.1.1. 法律上の形態

SIF法は、特に、契約型投資信託（以下「FCP」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、上記2.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人（SICAVまたはSICAF）

特性の要約については、上記2.2.2項を参照のこと。

SIF法に基づき、SICAVは、2002年法または2010年法に従うSICAVの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で設立されるSIFは、SIF法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、持分により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合のうち一形態を採用することができる。

SIF法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、SIF法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.1.2. 複数クラスの仕組み

SIF法は、特に、複数のコンパートメントを有するSIF（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、SIF内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または配分方針について異なる特徴を持つことがある。

3.1.3. 資本構造

SIF法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2002年法または2010年法に従うUCIについては6か月以内である。FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額ではなく、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口 / 受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2002年法または2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、SIF法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2002年法または2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、SIFは、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、取得の約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済投資口（当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によって行うこともできる。

4. 規制上の側面

4.1. 慎重な制度

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2002年法または2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2002年法または2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役／マネジャー、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

SIF法の規定により、SIFは、規制当局の承認を得る前に設立することができる。ただし、設立された月の翌月にCSSFに認可申請書が、提出されることを条件とする。これにより、CSSFの承認を得る前にSIFを設立し、運用を開始することができる。

4.2. 保管受託銀行

UCIと同様に、SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登録上の事務所を有する金融機関またはEUの他の加盟国に登録事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

SIF法は、保管受託銀行に対し、2002年法または2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

4.3. 承認された法定監査人

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない。

4.4. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、SIF法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

SIFは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

5. SIFの税制の特徴

SIFについては、0.01%（これに対して、2002年法または2010年法に基づき存続する大部分のUCIについては、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。SIF法は、2002年法または2010年法と同様の方法により、他のルクセンブルグUCIに投資された資産で年次税が課される部分、一定のインスティテューショナル・キャッシュ・ファンドおよび年金プール・ファンドについて、年次税を免除している。

SIFが受領する収益およびSIFによって実現されたキャピタル・ゲインに対しては税金は課されない。

第4 【外国投資信託受益証券の様式】

ファンド証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。

1 表面

- a ファンドの名称
- b 表象される口数
- c 管理会社および保管受託銀行の署名
- d 管理会社の登記上の事務所の所在地、登録番号、公開有限責任会社(Soci é t é Anonyme)である旨の表示
- e 約款のメモリアルへの掲載に関する情報

2 裏面

特記事項なし。

第5 【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがある。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがある。

次の事項を記載することがある。

- ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・ 「ファンド証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これら運用または為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属いたします。」との趣旨を示す記載
 - ・ 「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- 管理会社の名称、その他ロゴ・マーク等を記載することがある。
- ファンドの形態等を記載することがある。
- 図案を採用することがある。

(2) その他の留意点として、次の事項を記載することがある。

「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。

独立監査人報告書

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドの受益者各位

我々は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの2009年12月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表ならびに同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針および財務書類に対する注記で構成される財務書類について監査を実施した。

管理会社の取締役会の財務書類に対する責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関連するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示することに責任を負う。当該責任には、(a)不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の設計、実施および維持、(b)適切な会計方針の選定および適用、ならびに(c)状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、本財務書類に対する意見を表明することである。我々は、公認監査人協会によって採用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重要な虚偽記載がないことの合理的確信を得られるような監査計画の立案とその実施を我々に要求する。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は当該リスク評価を行うにあたって、ファンドの財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を設計するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明するためではない。監査はまた、管理会社の取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの2009年12月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した年度の運用実績および純資産額の変動を、真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事項

我々は年次報告書に含まれる補足情報について、検討を加えているが、上記基準に準拠して実施された特定の監査手続の対象とはなっていない。したがって、当該情報に対し我々は意見を表明しない。然しながら当該補足情報について、財務書類全体との関連では特に問題となるべき事項はないと我々は考えている。

プライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・
アール・エル
独立監査人
代表者

2010年3月31日、ルクセンブルグ

ローラン・マークス

[次へ](#)

Independent Auditor ' s Report**To the Shareholders of Nikko Money Market Fund**

We have audited the accompanying financial statements of Nikko Money Market Fund and of each of its sub-funds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at December 31, 2009 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Board of Directors of the Management Company ' s responsibility for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor ' s responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the " Institut des Réviseurs d ' Entreprises ". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the Auditor ' s judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity ' s preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Independent Auditor ' s Report (continued)**To the Shareholders of Nikko Money Market Fund****Opinion**

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of Nikko Money Market Fund and of each of its sub-funds as of December 31, 2009, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers S.à r.l.
Réviseur d'entreprises
Represented by

Luxembourg, March 31, 2010

Laurent Marx

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人報告書

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・
マネジメント・カンパニー・エス・エイ 株主各位

我々は、2008年12月31日現在の貸借対照表、2008年3月1日から2008年12月31日までの期間に関する損益計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の注記から構成されるトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示については、取締役会が責任を負う。当該責任には、不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、適切な会計方針の選定および適用、ならびに状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、「公認会計士協会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2008年12月31日現在の財政状態および2008年3月1日から2008年12月31日までの期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ブライスウオーターハウスコーパース・エス・エー・ 2009年3月31日、ルクセンブルグ
アール・エル
監 査 人
代 表

ローラン・マークス

[前へ](#) [次へ](#)

PricewaterhouseCoopers
Société à responsabilité limitée
Réviseur d'Entreprises
400, route d'Esch
B.P. 1443
L-1014 Luxembourg
Telephone +352 494848-1
Facsimile +352 494848-2900
www.pwc.com/lu
info@lu.pwc.com

Independent Auditor's report

To the Shareholders of
Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.

We have audited the accompanying annual accounts of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at December 31, 2008, the profit and loss account for the period from March 1st, 2008 to December 31, 2008, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the Auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these annual accounts give a true and fair view of the financial position of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A. as of December 31, 2008, and of the results of its operations for the period from March 1st, 2008 to December 31, 2008 in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

PricewaterhouseCoopers S.à r.l.

Réviseur d'entreprises

Represented by

Luxembourg, March 31, 2009

Laurent Marx

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

[前へ](#)

監査人の報告書

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドの受益者各位

我々は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの2010年12月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表ならびに同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針および財務書類に対する注記で構成される財務書類について監査を実施した。

管理会社の取締役会の財務書類に対する責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関連するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成のために必要であると管理会社の取締役会が判断する内部統制に責任を負う。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、本財務書類に対する意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグに採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類に重大な虚偽記載がないか否かについての合理的な確証を得るための監査を計画し実施することを我々に要求する。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。公認の監査人は当該リスク評価を行うにあたって、ファンドの財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を設計するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明するためではない。監査はまた、管理会社の取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの2010年12月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した年度の運用実績および純資産額の変動を、真実かつ公正に表示しているものと認める。

その他の事項

我々は年次報告書に含まれる補足情報について、検討を加えているが、上記基準に準拠して実施された特定の監査手続の対象とはなっていない。したがって、当該情報に対し我々は意見を表明しない。然しながら当該補足情報について、財務書類全体との関連では特に問題となるべき事項はないと我々は考えている。

プライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・
アール・エル
代表者

ルクセンブルグ、2011年4月7日

ローラン・マークス

[次へ](#)

Audit Report

To the Shareholders of
Nikko Money Market Fund

We have audited the accompanying financial statements of NIKKO MONEY MARKET FUND and of each of its sub-funds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at December 31, 2010 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d’entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d’entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d’entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity’s preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity’s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of NIKKO MONEY MARKET FUND and of each of its sub-funds as of December 31, 2010, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers S.à r.l. Luxembourg, April 7, 2011
Represented by

Laurent Marx

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・
マネジメント・カンパニー・エス・エイ 株主各位
ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9A

公認の監査人報告書

2009年3月31日付の株主総会による任命を受けて、我々は、2010年3月31日現在の貸借対照表、2009年1月1日から2010年3月31日までの期間に関する損益計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の注記から構成されるトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示については、取締役会が責任を負う。当該責任には、不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制の策定、実施および維持、適切な会計方針の選定および適用、ならびに状況に応じた会計見積りの実施が含まれる。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む公認の監査人の判断によって選定される。公認の監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2010年3月31日現在の財政状態および2009年1月1日から2010年3月31日までの期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ルクセンブルグ、2010年5月31日

ケーピーエムジー・オーディット・サール
公認の監査法人

ステファン・ナイ

[前へ](#) [次へ](#)

To the Shareholders of
Total Alpha Investment Fund Management Company S.A.
9A, Rue Robert Stumper
L-2557 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated March 31, 2009, we have audited the accompanying annual accounts of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2010 and the profit and loss account for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the Réviseur d'Entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d'Entreprises agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d'Entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Total Alpha Investment Fund Management Company S.A. as of March 31, 2010, and of the results of its operations for the period from January 1, 2009 to March 31, 2010 in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Luxembourg, May 31, 2010

KPMG Audit S.à r.l.
Cabinet de révision agréé

Stephen Nye

[前へ](#)